日本外交文書

日中戦争

日付索引

## 日本外交文書 日中戦争 日付索引

と王寵恵外交部長との会談内容報告	広田外務大臣宛(電報)在中国川越大使より	四九〇	昭和12年7月10日	7	_
報告	広田外務大臣宛(電報)在中国川越大使より	四八八	昭和12年7月10日	6	_
官と陳介外交部常務次長との会談内容報告8盧溝橋事件の責任の所在をめぐる日高参事8	広田外務大臣宛(電報)在中国川越大使より	四八七	昭和12年7月9日	5	_
る中国側新聞報道振りについて 盧溝橋事件を日本側の計画的行動と非難す8	広田外務大臣宛(電報)在中国川越大使より	四 八 五	昭和12年7月9日	4	_
:6	付 記 右英訳文				
外務省発表 外務省発表			昭和12年7月9日	3	_
E橋事件現地経過概要 - 二年度執務報告 第一册(第一課關係)」より抜粋4	七月九日までの盧溝橋事計付 記 東亜局作成「昭和十二年記				
臨時閣議で決定された盧溝橋事件処理方針4	閣議決定		昭和12年7月9日	2	_
について 使館参事官と中国外交部日本科長との会談3 盧溝橋事件の事態拡大回避に関する日高大	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より	四八二	昭和12年7月8日	1	-
		月	昭和十二年七月		
件名	発・受信者	番書電 号信信	日付	番文 号書	番事 号項

五.	_	_	-	_	_	_	_		_	_	
1006 昭和12 年7 月13 日	67 昭和12年7月13日	66 昭和12年7月13日	16 昭和12年7月13日	15 昭和12年7月12日	14 昭和12年7月12日	13 昭和12年7月11日	12 昭和12年7月11日	11 昭和12年7月11日	10 昭和12年7月11日	9 昭和12年7月11日	8 昭和12年7月11日
四三四四	一 五 五	五三	五七三		五 〇 〇				四 九 五	四九三	四 九 一
広田外務大臣宛(電報) 在北平加藤大使館一等書記官より	広田外務大臣宛(電報) 在済南望月総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在済南望月総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在満州国植田大使より	在中国日本大使館宛中国外交部より	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より		閣議決定		広田外務大臣宛(電報)在中国川越大使より	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より
仏国側より申入れについて 北寧鉄道の運行確保につき有効措置実施方17	た居留民保護方針につき報告 駐在武官および居留民代表者と協議決定し0	済南方面居留民保護策につき意見具申99	旨意見具申 局的見地に基づき断固たる決意で臨むべき17 今次事変の解決にあたっては対中政策の大	きとの中国外交部覚書 盧溝橋事件の解決交渉は中央政府と行うべ17	意向伝達についての出方如何では重大決意をなすとのわが方15中国外交部に抗日態度是正を要求し中国側	盧溝橋事件現地停戦交渉における協定事項15	す旨の閣議決定 盧溝橋周辺における軍事衝突を事変と見な15	本政府声明 し華北派兵のため所要措置を講ずる旨の日13 今次事件の事態悪化に対して重大決意をな	道振り報告 日中両軍再衝突後の動向に関する中国側報13	あるとの中国外交部覚書について 盧溝橋事件における日本軍の行動は不法で1	一の急務とわが方回答について側に対し現地における戦闘行為の停止が第1関東軍の山海関出動に憂慮を表明した中国

7 五 114 昭和12年7月18日 三二七 在ソ連邦重光大使宛(電空石) 五 佐田外務大臣より 左声明書房文	付記 昭和十二	おお	六 1297 昭和12年7月17日 二六五 広田外務大臣宛(	三 758 昭和12年7月17日 六〇一 左満州国植田大郎	一 <b>18</b> 昭和12年7月17日	五 1008 昭和12年7月14日 四三四 左北平加藤大使紀	五 1007 昭和12年7月14日 四二五 左北平加藤大使紀	右中国細二 昭和十二	村記一 昭和十二	一 17 昭和12年7月14日 外三五 中国外交部宛 中国外交部宛
日本务大学	記	電	月 17 日	月17日 六〇一 広田外務大	月 17	月 14 日 四三	月14日 四二五 広田外務大	右中国側主張2	記一事昭	月14日 外三五 中国外
ノ車が中国こ軍事司盟帝時を是義したとの		5月十七日発在米国斎藤大使より広田外務大臣宛第二六六号 2166	て 針につき米国国務長官が声明書発表につい2165 現下の国際情勢に対する米国政府の一般方	) 華北地方で軍費支払いに使用すべき通貨に99	わが方口上書時停止し現地解決を妨害しないよう求めた20中国政府に対してあらゆる挑戦的言動を即	) お書記官より 北寧鉄道運行再開につき報告 1792	(臣宛(電報) 北寧鉄道復旧のための対応措置につき請訓1791	派に反駁したわが方覚書20月二十八日付在中国日本大使館より中国外交部宛覚書20	R任は日本側にありとする外交部覚書 1月十六日付中国外交部より在中国日本大使館宛覚書 19	りかが方覚書を回り、 からない かがおり からがら できる からがら できる から から から から から から から できる から

_	_	_	_	_	_	Ξ	_	_	_	五
107	141	106	105	23	22	699	21	20	19	1145
昭 和 12 年 7 月 21	昭和12年7月20日	昭和12年7月20日	昭和12年7月20日	昭和12年7月20日	昭和12年7月20日	昭和12年7月19日	昭和12年7月19日	昭和12年7月19日	昭和12年7月19日	昭和12年7月18日
<u>=</u> <u>=</u> .	合六〇四	一 四 〇	五五六			四 七 三				合五七三
広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	他宛(電報) 在福州内田総領事、在広東中村総領事 広田外務大臣より	在中国川越大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在中国川越大使より	広田外務大臣宛石射東亜局長、上村東亜局第一課長よ		広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より				宛(電報) 宛(電報) 定田外務大臣より
一戦隊参謀の内報について 民の引揚げを中央へ具申したとの海軍第十129 揚子江流域の邦人婦女子および奥地全居留	要とする場合の措置振り訓令事変が拡大し華南地方居留民の引揚げを必15	必要とする場合の措置振り訓令 128事変が拡大し揚子江沿岸居留民の引揚げを8	よう関係方面へ至急準備を訓令方意見具申在留民などに対し臨機引揚げを実行しうる28中国政府の対日態度硬化に鑑み揚子江沿岸	で反対するよう切望した嘆願書内地三師団動員の陸軍側請議に対して閣議7	ば時局収拾は困難との外務当局見解応えておらず中国側に反省が見られなけれ26中国外交部の十九日付覚書はわが方要求に	せぬよう軍側へ注意喚起について生じた場合にも邦人職員の接収協力は実施29作戦行動開始により海関接収を行う必要が	する第二十九軍代表の誓約 盧溝橋事件現地停戦協定第三項の実行に関25	蔣介石声明 最後の関頭に立ち至れば抗争あるのみとの21	件解決などを提議した中国外交部覚書 11中両軍同時撤退および中央交渉による事2	令 ソ連の対中軍事同盟提議説に関し査報方訓 1988

_		_	_	_	_	五.	_	_	_	六	_
113		26	112	111	25	1146	110	109	24	1298	108
昭和12年7月24日		昭和12年7月24日	昭和12年7月23日	昭和12年7月23日	昭和12年7月23日	昭和12年7月22日	昭和12年7月22日	昭和12年7月22日	昭和12年7月22日	昭和12年7月21日	昭和12年7月21日
合六五六			五 八 五	五 七 五		一 四 三機 五密	合六二二	三五七		二七七	五八〇
在中国川越大使他宛(電報)広田外務大臣より	右情勢判断について 右情勢判断について		広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より		広田外務大臣宛在上海岡本総領事より	在漢口松平総領事代理他宛(電報)在中国川越大使、在上海岡本総領事、広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より
は至っていない旨通報の居留民は未だ引揚げを必要とする時期に13日下の華北情勢においては華中・華南方面	国沢田大使館参事官より石射東亜局長宛書簡35	関東軍司令部作成の情勢判断29	定ありたき旨意見具申 お子江流域居留民の引揚げ時期は中央で決4	揚げは前広に準備の要ある旨意見具申波及のおそれがあり揚子江上流居留民の引132華北において一度戦端を開けば各地に戦乱	意見の一致を見た時局収拾方針外務・陸軍・海軍三省の担当局長において29	しい旨報告 1988 1988 1988 1988 1988 1988 1988 198	戦隊に指令が下った旨通報中央の指示があるまで見合わすよう第十一132揚子江上流居留民の引揚げについては海軍	漢口居留民の引揚げに関する対処方針請訓130	部隊撤退の意向を声明方意見具申 現地停戦協定の順調な履行状況に鑑み増派28	和平仲介の意向を表明について 2月長官は中国問題での日本の自制を求め168米国国務長官の求めに応じて会談したとこ 8	し方針回示方請訓 2年間長引揚げに関29

	_	_	_	<u> </u>	<u> </u>		_		_	五	三
	33	32	31	30	29		28		27	1147	759
	昭和12年7月28日	昭和12年7月27日	昭和12年7月27日	昭和12年7月27日	昭和12年7月27日		昭和12年7月27日		昭和12年7月26日	昭和12年7月25日	昭和12年7月24日
			五五五三	五六八	五 五 一					五八九	六三三
付 記 昭和十二年七月二十八日付			広田外務大臣宛(電報) 在北平森島大使館参事官より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在北平森島大使館参事官より	広安門事件の経緯付 記 東亜局作成「昭和十二年度執		廊坊事件の経緯付記 東亜局作成「昭和十二年度は		広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より	広田外務大臣宛(電報) 在満州国植田大使より
	くす旨の在北平日本大使館声明般非戦闘員に損害が及ばざるよう最善を尽北平市内でやむなく自衛行動をとる場合一	た旨の内閣書記官長発表 必要なる自衛行動をとるのやむなきに至っ 廊坊・広安門両事件の発生をみて日本軍は	れについて 避難居留民の残留財産保護を市政府に申入	望について 北平居留民の避難に関する支那駐屯軍の要	居留民への避難命令発出について	務報告 第一册(第一課關係)」より抜粋	広安門事件に関する情報部長談話	執務報告 第一册(第一課關係)」より抜粋	廊坊事件に関する情報部長談話	見交換について 情報に関する日高参事官と英国大使との意ソ連の対中軍事同盟提議説など同国策動の	の基本方針樹立方意見具申の基本方針樹立方意見具申の基本方針樹立方意見具申する宣伝工作事変に関連した政策遂行を容易にするため
42	42	41	40	40	39	38	37	37	35	1991	1399

П 13 2	ポソー										
Ξ	_	_	-	_	_	五.	-	_	_		五
629	117	116	68	36	35	1258	115	114	34		1172
昭和12年7月31日	昭和12年7月31日	昭和12年7月31日	昭和12年7月30日	昭和12年7月30日	昭和12年7月30日	昭和12年7月29日	昭和12年7月29日	昭和12年7月29日	昭和12年7月29日		昭和12年7月28日
六二四		三 九	一 九 九		六一三	六四八	六四七	二九五	六〇七		
広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在済南有野総領事より		広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在満州国植田大使より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	事変勃発時における列国から付 記 東亜局作成「昭和十二年度執行	
察官増派方請訓 解線拡大に伴い占領地域治安維持のため警11	いて 重慶全面引揚げを八月一日実施と決定につ 137	訓を強く求めているところ対応方針回示方請136第十一戦隊司令官が居留民の全面的引揚げ	いて 婦女子に対し青島への引揚げ勧告発出につ101 時局急転に鑑み済南および膠済鉄道沿線の	時局収拾に関する外務当局作成の方針案46	報 報告	申 拡大方針に反する所以を強く明示方意見具213英国に対し中国への経済財政援助は事変不 1	告 出居留民の引揚げ開始方指令があった旨報135海軍省より第三艦隊に対して揚子江上流各	と決定について 宜昌居留民の引揚げを八月一日に実行する135	紡績工場方面の居留民避難措置について45	の生命財産保護要請の経緯 2015年 2015	する米国政府覚書 華北における米国人の生命財産保護を要請4

_	Ξ	Ξ	_			_	_				六	六
37	631	630	142	120	119	118	71	70	69		1300	1299
昭和12年8月2日	昭和12年8月15	昭和12年8月1日	昭和12年8月1日	昭和12年8月1日	昭和12年8月1日	昭和12年8月1日	昭和12年8月1日	昭和12年8月1日	昭和12年8月1日	昭和十二	昭和12年7月31	昭和12年7月(3)
П	日	日	Ē	日	日	日	日	П	B	年八月	B	Ħ
	六〇四	<u>六</u> 三五	一 六	六 八 四	五六	=======================================	二九七	=======================================			三〇九	
	広田外務大臣宛(電報) 在北平森島大使館参事官より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在雲南川南領事より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	在漢口松平総領事代理宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	広田外務大臣宛(電報)在青島大鷹総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在張家口中根領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在済南有野総領事より		広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より
通州事件に関する情報部長発表48	側措置につき報告 興年保安隊の改編など北平方面における軍12	天津方面の治安対策につき意見具申121	引揚げ命令発出について 抗日気勢高揚のため在留邦人にハノイへの15	未だ時期にあらずと考えている旨報告目に実施すべきだが漢口居留民の引揚げは40第三艦隊は揚子江上流居留民の引揚げは早	通報 漢口居留民の全面引揚げは尚早と認める旨14	置振り請訓 海軍側の長沙居留民引揚げ要求に対する措8	の人心動揺の旨報告 消雨などからの婦女子引揚げによって青島3	張家口在留邦人全員の引揚げについて10	しているところ対応方針回示方請訓 発留居留民の多くが引揚げ命令発出を希望1		る米国紙論調報告 米国中立法の日中紛争への適用問題に関す70	長が声明について の宣言を行わない意味を米国上院外交委員9 日中紛争に対し米国大統領が戦争状態存在 9

<u>=</u>		_	_	_	_	_	_	五	_	_	
632	122	74	144	121	39	73	38	1148	143	72	
昭和12年8月5日	昭和12年8月5日	昭和12年8月5日	昭和12年8月4日	昭和12年8月4日	昭和12年8月4日	昭和12年8月3日	昭和12年8月3日	昭和12年8月2日	昭和12年8月2日	昭和12年8月2日	
二七八	三五二	六九〇	八三	七〇一	館長符号	六〇		六四〇	八二	五六	
生天聿屈勺忩湏事范(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 坂本台湾総督府外事課長より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	在上海岡本総領事宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在芝罘田中領事代理より		広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より	広田外務大臣宛(電報) 坂本台湾総督府外事課長より	在済南有野総領事宛(電報)広田外務大臣より	付 記 昭和十二年八月四日
華北における警察官増援要請につき回訓	いて 長沙居留民および領事館の引揚げ実施につ	総領事へ通報について定されるため至急引揚げ方然るべき旨済南…中国中央軍の北上に対しわが方の空爆も想	し福州総領事より請訓 有事の際の台湾籍民に対する保護措置に関	海ないし内地引揚げを慫慂について望し上流域から漢口へ引揚げた居留民の上第三艦隊参謀長が漢口引揚計画の立案を要	令 船津辰一郎と高宗武との極秘会談手配方訓	合は居留民引揚げを事前に訓令方要請芝罘周辺の中国軍動静に鑑み山東出兵の場	停戦交渉の条件案 陸軍大臣へ示唆すべく外務当局が作成した	中ソ軍事協定締結説に関する情報報告	保護を申入れた旨福州総領事よりの報告 …福建省主席を往訪し治安維持および居留民…	済南残留居留民の保護方針につき回訓 …	

_		_	Ξ	_	_	_	_	_		<i>五</i> .
76		41	633	126	125	124	123	75	40	1009
昭和12年8月7日		昭和12年8月7日	昭和12年8月6日	昭和12年8月6日	昭和12年8月6日	昭和12年8月6日	昭和12年8月6日	昭和12年8月6日	昭和12年8月6日	昭和12年8月5日
_ _ 		館長符号	六四二	六三	六一	六 五 九	五五五	三六	七三六	六三七
在青島大鷹総領事宛(電報) 広田外務大臣より	別 電 昭和十二年八月七日発広田外	在中国川越大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在北平森島大使館参事官より	在漢口松平総領事代理宛(電報) 広田外務大臣より	在漢口松平総領事代理宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在北平森島大使館参事官より
関係方面に自重指導方訓令 決への努力に支障を来すおそれがあるため106 青島居留民の多数引揚げは政府の平和的解	、務大臣より在中国川越大使宛館長符号電報5	ついて 船津工作の目的および停戦交渉の進め方に5	の旨報告 1214 お子前の一番に帰し避難命令解除を検討中14	令が出て事態を拡大しないよう説示方訓4の衝突を避けるためであり中国側も挑戦的44中国側当局に対し漢口居留民引揚げは無用	漢口の全面的引揚げにつき承認方回訓44	具申 という は、	漢口からの全面的引揚げにつき承認方請訓142	注意喚起方要請 慮して目立たぬ方法で行うよう関係方面に105邦人の自発的引揚げは現地人心の動揺を考	て おおり おり おり おり おり おり おり は かり おり は かり おり	いよう米仏両国が書面申入れについて 1792

П 13 2	14.7.1										
_	_	Ξ	_	-				_	-	_	_
131	77	634	130	43				42	129	128	127
昭和12年8月9日	昭和12年8月9日	昭和12年8月8日	昭和12年8月8日	昭和12年8月8日				昭和12年8月8日	昭和12年8月7日	昭和12年8月7日	昭和12年8月7日
七一	六九〇	三八	三七三	一七三				一六九	六六六	三六四	
在漢口松平総領事代理宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在満州国植田大使より	広田外務大臣宛(電報) 在山海関藤井分館主任より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	在中国川越大使宛(電報)広田外務大臣より	全般的国交調整案要綱三 昭和十二年八月八日発広田外	停戦交渉条件案の説明 一 昭和十二年八月八日発広田外	別電一 昭和十二年八月八日発広田外	在中国川越大使宛(電報) 広田外務大臣より	在漢口松平総領事代理宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	在鄭州佐々木領事代理宛(電報) 広田外務大臣より
漢口総領事館の総引揚げ承認方回訓	げ命令発出について張北・徳化方面の婦女子等に多倫への引揚	機関長の内話報告	可能であり館員の総引揚げを承認方請訓漢口に残留しても租界監視や情勢報告は不	令となっている。これで、これで、自然のでは、これで、自然の国交調整案要綱の保秘につき訓を軍内部に難色あるため停戦交渉条件案おを重ける。	外務大臣より在中国川越大使宛第一七二号	外務大臣より在中国川越大使宛第一七一号	^務大臣より在中国川越大使宛第一七○号	は停戦交渉開始方訓令中国側が誠意をもって停戦提議を行う場合	訓令 関係の監視および情勢報告に従事方に発留し租界の監視および情勢報告に従事方に経民引揚げ後も少数の館員とともに漢口にに生命の危険がなければ松平総領事代理は居	漢口居留民に引揚げ命令発出について	鄭州領事館引揚げ方訓令
 147	107	1214	146	58	57	: : 56	: : 55	 54	145	: 145	: 145

Ξ	_	_			_		_	Ξ	Ξ		六
637	146	145	132	46	45		44	636	635		1301
昭和12年8月11日	昭和12年8月11日	昭和12年8月11日	昭和12年8月11日	昭和12年8月11日	昭和12年8月11日		昭和12年8月11日	昭和12年8月10日	昭和12年8月10日		昭和12年8月9日
七三三	三四四四	三四	三八二					六七二	七三三		三三六
広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在広東中村総領事より	広田外務大臣宛(電報)在汕頭山崎領事より	広田外務大臣宛(電報) 在漢口松平総領事代理より	在中国川越大使宛在中国トラウトマン独国大使他より		「大山事件並上海ニ於ケル日支間折衝付 記 東亜局作成「昭和十二年度執務報告		広田外務大臣宛(電報) 在北平森島大使館参事官より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	別 電 昭和十二年八月九日発在米国	広田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より
請訓 つき東京において英仏側と交渉ありたき旨21日本軍による電報および郵便の検閲問題に 8	対日空気の悪化に伴う居留民保護方針請訓158	定について 数日中に汕頭居留民に引揚げ命令発出の予158	漢口総領事館の閉鎖につき報告148	望する独米仏英伊五か国大使の共同提案 上海での日中交戦回避のため必要措置を要4	るとの英国政府意向を通報した覚書 日中和平交渉のため好意的斡旋の用意があ3	>間折衝」	長説明 上海での大山中尉殺害事件に関する情報部5	北平市内常態に復し商店一斉開店の旨報告21	する軍の対応振り報告	.斎藤大使より広田外務大臣宛第三三七号71	国政府公表について 数の国より賛意表示の回答がなされた旨米217 米国国務長官の七月十六日付声明に対し多

н 1	3 21.31										
六		六	_	_		五.	Ξ	_	_	六	六
1305		1304	147	49	48	1259	638	78	47	1303	1302
昭和12年8月13日		昭和12年8月13日	昭和12年8月13日	昭和12年8月13日	昭和12年8月13日	昭和12年8月12日	昭和12年8月12日	昭和12年8月12日	昭和12年8月12日	昭和12年8月11日	昭和12年8月11日
三 五 五		三八	一二六	八三五		四三四四		二六四		三四九	三五
広田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より	知 電 昭和十二年八月十三日発広田:	在米国斎藤大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在汕頭山崎領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	在中国ペック米国大使館参事官宛在中国日高大使館参事官より	広田外務大臣宛(電報) 在仏国杉村大使より		広田外務大臣宛(電報) 在済南有野総領事より		広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	在米国斎藤大使宛(電報)広田外務大臣より
国務長官へ手交について 2175年 米国国務長官声明書に対するわが方回答を 22775	外務大臣より在米国斎藤大使宛第二二九号5	米国政府に伝達方訓令 2174 米国国務長官声明書に対するわが方意向を 2174	汕頭居留民の引揚げ実施について159	施につき報告 上海の事態緊迫に伴う居留民避難措置の実67	報のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の説明振り報告 21111日政府当局31	陸軍省作成の「北支政務指導要綱」1219	げを軍が作戦上希望している旨報告 1187	のほかなき旨の中国外交部声明 上海への日本軍増強に対して自衛措置実行65	話について 表したことに関し国務省極東部長が事情内173 米国国務長官声明書への各国賛意表明を公 217	関係および対処方針案回示方訓令 表明を米国政府が公表したことに関し事実2 米国国務長官の声明書に対する各国の賛意 2

54	148	135	134	133	80	79	53	52		51	50	
昭和12年8月15日	昭和12年8月14日	昭和12年8月14日	昭和12年8月14日	昭和12年8月14日	昭和12年8月14日	昭和12年8月14日	昭和12年8月14日	昭和12年8月14日		昭和12年8月14日	昭和12年8月14日	
	五七	一 九 八	七 四 五	一 九 四	六四	二六	八八五					
	在広東中村総領事宛(電報) 広田外務大臣より	在中国川越大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在中国川越大使より	在中国川越大使宛(電報) 広田外務大臣より	在済南有野総領事宛(電報) 広田外務大臣より	在芝罘田中領事代理宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より		八月十三日の日高参事官・王:付 記 東亜局作成「昭和十二年度執	在本邦許世英中国大使 } 会談広田外務大臣	広田外務大臣宛在本邦ドッヅ英国代理大使より	別 電 昭和十二年八月十三日発在米国斎藤
とるのやむなきに至った旨の日本政府声明7中国政府の反省を促すため断固たる措置を8	方訓令 上海方面の情勢急迫に対し広東官民引揚げ0	南京大使館員全員の引揚げ方訓令149	請訓 事態悪化に伴う南京大使館員の縮小につき8	大使へ要求について行および南京残留邦人の保護を在本邦中国18揚子江流域居留民の最終引揚げ船の安全運	外公館に対し引揚げ準備方訓令 108 108 108 108 108 108 108 108 108 108	令 芝罘領事館および居留民の引揚げ準備方訓8	外交団の対日態度悪化について 上海東部における交戦状況激化により列国7	上海での中国側空爆に関する情報部長談話75	「外交部長会談要旨 ニュースの (第一課關係)」より抜粋4	日中間の紛争収拾をめぐる広田・許会談69	努力を要請する英国政府通報 上海での軍事衝突を回避するため最大限の6	国斎藤大使より広田外務大臣宛第三五六号6

口 13 末 2	' 1										
_	_	_	_	_	Ξ	Ξ	_	_	_	_	_
150	138	84	83	55	640	639	149	137	136	82	81
昭和12年8月16日	昭和12年8月16日	昭和12年8月16日	昭和12年8月16日	昭和12年8月16日	昭和12年8月15日	昭和12年8月15日	昭和12年8月15日	昭和12年8月15日	昭和12年8月15日	昭和12年8月15日	昭和12年8月15日
— 四 四	二八五	三 五 五	三五四		七五六	七 五 五	三五四	1100	七六〇	八一	二八三
広田外務大臣宛(電報) 在福州内田総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在済南有野総領事より	広田外務大臣宛(電報)在青島大鷹総領事より	広田外務大臣宛(電報)在青島大鷹総領事より		広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在広東中村総領事より	在中国川越大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在中国川越大使より	広田外務大臣宛(電報)在芝罘田中領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在済南有野総領事より
情の許す限り残留を希望する旨請訓 16年年側の福州総領事館引揚げ要請に対し事1	着について 南京からの津浦線による引揚げ者の済南到15	告 選高揚のため不測事態発生の懸念につき報11税警団の城陽方面集中による中国側抗日気	大連に避難所設立方意見具申 引揚げ邦人激増で内地への船腹不足のため9	すべしとの英国政府覚書基因するので事態解決のため陸戦隊は撤退79上海で発生した事態は日本陸戦隊の存在に	たっての留意点について 122外国租界への戒厳・軍政適用方針設定に当1	示方請訓 外国租界への戒厳·軍政適用につき方針回12	広東居留民の引揚げ予定について16	撤退準備が完了次第大至急引揚げ方訓令15	五日一杯を要する見込みについて 150南京大使館残留館員の撤退準備には八月十1	芝罘居留民に引揚げ命令発出について109	外公館の引揚げ実施について 済南および膠済鉄道沿線の居留民および在8

_	_	_	Ξ	Ξ		_			六	六
139	87	56	760	641	152	151	86	85	1307	1306
昭和12年8月18日	昭和12年8月18日	昭和12年8月18日	昭和12年8月17日	昭和12年8月17日	昭和12年8月17日	昭和12年8月17日	昭和12年8月17日	昭和12年8月17日	昭和12年8月16日	昭和12年8月16日
三六八	三九		七六八	七六九	一 五 〇	四一	三六六	一 二 七	三六五	三六四
広田外務大臣宛(電報)在青島大鷹総領事より	在青島大鷹総領事宛(電報) 広田外務大臣より		広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在福州内田総領事より	在福州内田総領事宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	在青島大鷹総領事宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より
ついて 日高参事官以下南京大使館員の青島到着に2	げ措置推進方訓令 居留民の安全を考慮し内面指導による引揚11 陸海軍が青島の現地保護方針を確認したが	意がある旨の英国政府通報とともに租界居住日本人の保護に当たる用80日中両国が上海撤兵に同意するならば列国	が実施した時局対策につき報告 当座預金の引出し制限など中国側金融機関00	天津治安維持会の活動状況報告1221	について 福州居留民および総領事館員の引揚げ予定2	げ方訓令 福州総領事館員は居留民とともに至急引揚2	揚げ措置実行方請訓 刺激するおそれあるため内面指導による引11青島居留民への引揚げ命令発出は中国側を	任意引揚げの方針で措置方訓令 万一に備え婦女子は至急引揚げとし男子も11 海軍陸戦隊はすべて上海派遣となったため	および中国政府の回答要旨につき報告 回答を国務省が第二回分として公表した旨77米国国務長官声明書に対する日独中などの 7	委員長の談話報道報告 中立法適用問題など日中紛争への米国政府 2170

Ξ	Ξ	_	_		五.	=	六	=		
_					Ш.	_				
644	643	153	58		1149	642	1308	700		57
昭和12年8月21日	昭和12年8月21日	昭和12年8月21日	昭和12年8月21日		昭和12年8月20日	昭和12年8月20日	昭和12年8月19日	昭和12年8月19日		昭和12年8月19日
八〇四	七九八	三四			四 一 七	七八六	三七四	 0 0		
広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 坂本台湾総督府外事課長より	広田外務大臣宛在本邦ドッヅ英国代理大使より	中ソ密約成立説は事実とは思付 記 昭和十二年八月二十三日付、i	在ソ連邦重光大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	右覚書に関する外務当局発表付 記 昭和十二年八月十九日付	
自粛を求める旨領事団へ通報について 122平津方面第三国人に対し前線周辺への移動26	事項などに限定すべき旨意見具申中で治安維持会の活動は警察・救済・宣撫22年が新たに地方政権樹立を企図しつつある	を命令した旨厦門総領事代理よりの報告 163海軍側勧告に従い厦門居留民に引揚げ準備 163	を再考方英国政府要請く事実を認め上海からの日本軍撤退案受諾84上海における事態悪化が日本の行動に基づ	)われないとドイツ側回答について1992	が中ソ間に成立したとの情報について 1992年の対中軍事援助などを骨子とする密約2	諜行為に対する当面の対処方針請訓 華北占領地域での第三国人の治安攪乱や間23	を決定した背景につき観測報告を適用すべき事態に達していないとの方針71米国政府が上海の事態に対して未だ中立法	総税務司署から非公式要請について置は執らないので海関行政の独立を尊重方29中国海関は日本軍の軍事行動を阻害する措	: 83	尽力を要請するわが方覚書よって終息しうるので右実現のため英国の80上海における戦闘は中国側軍事力の撤退に

	五		_	Ξ		Ξ	_	_	_	五	
	1174	155	140	702		701	154	89	88	1173	
	昭和12年8月23日	昭和12年8月23日	昭和12年8月23日	昭和12年8月22日		昭和12年8月22日	昭和12年8月22日	昭和12年8月22日	昭和12年8月22日	昭和12年8月21日	
		六七	一〇六六	八 一 一		八〇九	三三八	四三六	五三		
右提案に対するわが方回答振り付 記 東亜局作成「昭和十二年度執務報告		坂本台湾総督府外事課長宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	加 電 昭和十二年八月二十二日発在別 電 昭和十二年八月二十二日発在	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 坂本台湾総督府外事課長より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	在青島大鷹総領事宛(電報) 広田外務大臣より		石通報
歌り (第一課關係)」より抜粋 2018	国政府提案 南京における非空爆地帯の設定に関する英2017	理へ訓令 理へ訓令 から 単一	き報告 邦人の引揚げ状況および上海残留者数につ2	海関側との内交渉開始の必要性について 1298	任天津堀内総領事より広田外務大臣宛第八一○ 	との内交渉開始方請訓 1296 1296 1296 1296 1296 1296 1296 1296	代理より請訓 厦門居留民の全面引揚げ承認方厦門総領事4	特別の配船方請訓 任意引揚げ者は相当数に上る見込みのため3	青島派兵は当面行われない見通しについて12	を留保するとの英国政府通告文 2016年 20	右通報 日本十二年 7月二十一日多名ヲ海財戸兼令導「W 10日夕系プ目を参ノ〇丑 1226日 1227日

- 12 /// 3	' '									
-	-	-	-			_	三	-		六
158	157	92	91			90	645	156		1309
昭和12年8月25日	昭和12年8月25日	昭和12年8月25日	昭和12年8月25日			昭和12年8月25日	昭和12年8月24日	昭和12年8月24日		昭和12年8月23日
六一	一五六	一 六 五	一六四			六一	一 〇 八 八	一 五 七		
広田外務大臣宛(電報) 坂本台湾総督府外事課長より	広田外務大臣宛(電報)在香港水沢総領事より	在青島大鷹総領事宛(電報)広田外務大臣より	在青島大鷹総領事宛(電報)広田外務大臣より	右引揚げ措置の留意点号	別電一 昭和十二年八月二十五日発広	在青島大鷹総領事宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在福州内田総領事より	付 記 右和文要約	
行動に関し中国側へ抗議について 168関門居留民の引揚げに対する中国軍の妨害 1188	総領事より意見具申 に東省ないし粤漢鉄道への空爆につき広東7	米国領事へ説明方訓令	由について 青島居留民引揚げに関する三大臣決定の理6	(田外務大臣より在青島大鷹総領事 気第一六三 1115	田外務大臣より在青島大鷹総領事宛第一六二	護等につき青島市長の確約取付け方訓令伴いわが方権益および居留民の生命財産保11青島全居留民引揚げの陸海外三大臣決定に	説示について 必要の許す限り工部局に任せるよう軍側へ122 虹口・楊樹浦方面における行政権は軍事的	ならびに陸海軍の意向について 166 厦門居留民の引揚げ問題に関する台湾総督66	:: 2181	が含まれるとの同国国務長官声明が依拠する諸原則には九国条約や不戦条約7日中紛争を平和的に解決する上で米国政府

五.	_	_		_	_	_	_				Ξ
1010	159	97	96	95	94	93	59				646
昭和12年8月26日	昭和12年8月26日	昭和12年8月26日	昭和12年8月26日	昭和12年8月26日	昭和12年8月26日	昭和12年8月26日	昭和12年8月26日				昭和12年8月25日
	六三	七〇	一六九	四六四	四六二	四六一					一 一 五 五
	広坂 田本	在広青田	在広青田	広田 田 外 記	広在 田青	広在 田青 外島	在広本田		_	別電	広在 田上
	田外務大臣宛(電報)本台湾総督府外事課長より	青島大鷹総領事宛(電報)	z島大鷹総領事宛(電報) 2外務大臣より	外務大臣宛(電報) 局大鷹総領事より	四外務大臣宛(電報) 正青島大鷹総領事より	外務大臣宛(電報) 局大鷹総領事より	邦ドッヅ英国代理大使宛外務大臣より	避難外国人の復帰取締に関する	七子 昭和十二年八月二十五日発在	右方針案 右方針案 右方針案	(田外務大臣宛(電報)1上海岡本総領事より
明 中国船舶の沿岸交通遮断に関する外務省声 1793	総領事代理より報告 2月 2月 3月	揚げ命令発出を前提として対処方訓令 1120青島全居留民の引揚げは政府決定であり引20	うべき措置振りにつき訓令 - 119年日皇民での引揚げ命令発出までに行19	請訓 臨時居留民会開催までに引揚げ方針回示方9	でも旨意見具申でおり、これを通じて青島戦闘回避の対中交渉を進める18での当意見具申	請訓 反対する居留民の存在を考慮した措置振り11 青島市長の応答振りおよび引揚げに強硬に 11	旨の日本政府回答り日本はあらゆる平和的努力を行っている85上海における事態悪化の責任は中国側にあ	わが方布告案	上海岡本総領事より広田外務大臣宛第一一 29	上海岡本総領事より広田外務大臣宛第一一一8	陸軍側が方針案提示について 1228

Ξ	_		五	五	Ξ	Ξ	Ξ	_	_	六		
703	160	60	1176	1175	761	648	647	99	98	1310		
昭和12年8月28日	昭和12年8月28日	昭和12年8月28日	昭和12年8月27日	昭和12年8月27日	昭和12年8月27日	昭和12年8月27日	昭和12年8月27日	昭和12年8月27日	昭和12年8月27日	昭和12年8月6日		
八四二	一 七 四	八四〇	八二四		八三三	八三二	八二九	四七九	四 七 一	特 一情 五紐 七育		
広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 坂本台湾総督府外事課長より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より		広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	広田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	沿岸交通遮断地域の拡大に関- 昭和十二年九月五日	右声明に関する対列国応酬方針付記一 昭和十二年八月三十日、広田外
ついて 1299	引揚げを勧告について 海軍側が作戦上の理由から厦門総領事館の0	談話について継続するとの香月支那駐屯軍司令官の記者86中国軍が抗日行動を停止しない限り追撃を	振りについて - 2019 - 2019	する情報部長談話 2018年年月 2018年	支払いには抜本的対策が必要の旨意見具申140	天津市政の現状に関し報告 1231 1231 1231 1231 1231 1231 1231 123	管理局の現状をめぐる活動振り報告 1229上海から来津した塩務総局ボードの長蘆塩29	対し特別救恤を考慮方意見具申 121年の放棄にも鑑み青島居留民に1	て引揚げ命令発出について 必要措置を実行したのち青島居留民に対し121	る米国紙論説報告 米国国務長官の八月二十三日付声明に関す21	関する外務省声明1795	針 外務大臣より関係公館長宛訓令 1794

五	五	_	五.	三	_	_	_	_		五.	三
1152	1151	102	1177	649	161	101	100	61		1150	762
昭和12年8月30日	昭和12年8月30日	昭和12年8月30日	昭和12年8月29日	昭和12年8月29日	昭和12年8月29日	昭和12年8月29日	昭和12年8月29日	昭和12年8月29日		昭和12年8月28日	昭和12年8月28日
八〇八	八〇七	一八六		八四九	一 八 一	四九八	四九〇			合一二三八	八四三
広田外務大臣宛(電報)在ソ連邦重光大使より	広田外務大臣宛(電報)在ソ連邦重光大使より	在青島大鷹総領事宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛在本邦ドッヅ英国代理大使より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 坂本台湾総督府外事課長より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	堀内外務次官、石射東亜局長宛船津在華日本紡績同業会総務理事より	側の意向打診方訓令 中ソ不侵略条約締結に際し日・付 記 昭和十二年八月二十六日発中	満州国植田大使他宛(電報) 在仏国杉村大使、在米国斎藤大使、在広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より
ソ連が発表した中ソ不侵略条約の条文報告994	ついて 1994 日本の 1995 1995 1995 1995 1995 1995 1995 199	実施方訓令 12年曜民の引揚げ措置 124年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12	政府の抗議文書 2020年に対する英国20	に中止する旨英仏両領事へ通報について 1条件発生のため日本軍の租界通過を自発的32日本軍による天津英租界内での英国人殴打 2	事代理より報告 177年 177日 177日 177日 177日 177日 177日 177日	を軍側慫慂につき対処振り請訓 23総領事館を含む一切の邦人の徹底的引揚げ23	に尽力すべき旨の青島市長回答要領報告 122わが方権益ならびに邦人の生命財産の保護 122	ついて 平和工作の失敗に関する日記抜粋の送付に87	・中間にも同様の条約締結を歓迎するので日本99 国外交部より在本邦中国大使館宛電報写	中ソ不侵略条約成立の情報につき通報29	ついて銀資金調達のため所有現銀の処分を要望に140銀資金調達のため所有現銀の処分を要望に1403

口门东汀									
_				三	Ξ				五.
104				651	650		103		1153
昭和12年9月1日昭和十二年九				昭和12年8月31日	昭和12年8月31日		昭和12年8月31日		昭和12年8月30日
五八八				八五六			— 一 四 普 八 通		一 九 七
広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	布告に際しての軍当局談号 昭和十二年八月三十一日発在	治安維持会および冀東防共自 田和十二年八月三十一日発在	支那駐屯軍司令官の布告 号 昭和十二年八月三十一日発在	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より		付 記 昭和十二年八月二十五日付、 京公信第一二四号 提案	在本邦ドッヅ英国代理大使宛広田外務大臣より	中ソ不侵略条約締結に対して付 記 昭和十二年八月二十九日	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より
げ予定につき報告 総領事館閉鎖および残留居留民全員の引揚127	任天津堀内総領事より広田外務大臣宛第八五九 1236	共自治政府の布告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	任天津堀内総領事より広田外務大臣宛第八五七 1235	で 非行為を厳罰に処する旨の布告発表につい1235 作戦地域における日本軍への敵対行為や間 1235	本邦人の中国渡航取締に関する外務省発表1234	定条件の下に青島市を安全地帯と宣言する旨の英国126年代、在本邦ドッヅ英国代理大使より広田外務大臣	する旨通報 する旨通報 する旨通報 する旨通報 おります かかがおは青島居留民の全面引揚げを実行25	て発表されたわが方外務当局の見解1996	声明書発表について 中国外交部が中ソ不侵略条約締結を公表し95

五	Ξ	_		五	五.	三	三	Ξ	-	_
1155	764	62		1178	1154	763	653	652	163	162
昭和12年9月3日	昭和12年9月2日	昭和12年9月2日		昭和12年9月1日	昭和12年9月1日	昭和12年9月1日	昭和12年9月1日	昭和12年9月1日	昭和12年9月1日	昭和12年9月1日
合一三三九	八六七				合一三〇三	八六〇	八六五	八六三	三四四	<u></u>
(電報) 在仏国杉村大使、在米国斎藤大使宛広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	閣議決定	右覚書に対するわが方回答振り付 記 東亜局作成「昭和十二年度執約		(電報) 在仏国杉村大使、在米国斎藤大使宛広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在香港水沢総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在香港水沢総領事より
の会談内容通報 中ソ不侵略条約をめぐる在本邦中国大使と98	方意見具申 進を図るため為替管理法上の輸入制限緩和40 華北地方の経済安定策として棉花の輸入促	議決定	(お) (1) (1) (1) (2) (2) (1) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	米国政府覚書 人道的見地より南京空爆の停止を要請する22	多大である旨を任国政府に注意喚起方訓令 1 国利権排撃の風潮を激化させ政治的影響が99 中ソ不侵略条約が東洋の植民地における列	具申 との観点から最善の方策と思料する旨意見40日本側銀行の所有現銀処分は金融・通貨安 4	について 123年は当面延期方関東軍通報123条のため領事館復帰は当面延期方関東軍通報23条 限家口は当分軍政に準じた統治を行う方針	答振りについて おいか おり おり とり おり とり	集結避難するよう通告発出について 17香港英当局が在留邦人に対して指定箇所に2	婦女子は内地引揚げについて 17年を一般に東空爆により香港の対日空気悪化のため1

21.01											
Ξ	五	五.	Ξ	三	_	五.	_	_	三	_	五.
657	1012	1180	656	655	166	1011	65	64	654	63	1179
昭和12年9月9日	昭和12年9月8日	昭和12年9月6日	昭和12年9月6日	昭和12年9月6日	昭和12年9月6日	昭和12年9月5日	昭和12年9月5日	昭和12年9月5日	昭和12年9月4日	昭和12年9月4日	昭和12年9月3日
八 九 九	合一四三一		七九六	七九五	七九四	八九〇					 一一 一普 九通
広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	使、在米国斎藤大使他宛(電報)在独国武者小路大使、在満州国植田大広田外務大臣より	在本邦クレーギー英国大使宛広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在満州国植田大使より	広田外務大臣宛(電報) 在満州国植田大使より	広田外務大臣宛(電報)在満州国植田大使より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より					在本邦ドッヅ英国代理大使宛広田外務大臣より
針について 124年の名称を建前上継続する方24年 北清事変議定書の関係から渉外事項に関し 124年 125年 125年 125年 125年 125年 125年 125年 125	交換につき通報と在本邦独国大使との意見797年リ不侵略条約や中国沿岸封鎖問題などに	査中である旨英国側へ通報 2025年1年1月1日 2025年1月1日 2025年1日 20	佐の内話について 察南自治政府への指導方針に関する吉岡大40	について 123年を管掌する旨軍側内報123条 東軍が行政司法権を管掌する旨軍側内報239条 南自治政府の管轄区域は作戦地域として 124年	権樹立と防共地帯設定が緊要の旨意見具申179中ソ不侵略条約の成立にも鑑み華北自治政9	方針回示方請訓 を踏まえた応酬振り策定のため政府中央の79 179	第七十二回帝国議会における広田外相演説95	第七十二回帝国議会における近衛総理演説94	陸軍省作成の「察蒙處理要綱」1238	第七十二回帝国議会開院に当たっての勅語93	回答 英国の被害賠償請求権留保に対するわが方20 2025

		_	五	$\equiv$	五.	五				四	五.
		164	1158	704	1157	1156				878	1111
		昭和12年9月13日	昭和12年9月12日	昭和12年9月11日	昭和12年9月10日	昭和12年9月10日				昭和12年9月10日	昭和12年9月9日
		二八三	三 九 五	九 一 六	三八七	三八五				一 四 三	六 五 三
避難集結中の邦人の一時帰宅につ	付 記 昭和十三年三月十九日発在香	広田外務大臣宛(電報) 在香港水沢総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在ウラジオストック杉下総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在ウラジオストック杉下総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在ウラジオストック杉下総領事より	日本の行動に対する必要手段三 昭和十二年九月十二日付、中1	日本の行動を非難する補足通過一 昭和十二年九月十二日付、中	牒 日本の行動は連盟規約、不戦。 日本の行動は連盟規約、不戦。 日本の行動は連盟規約、不戦。	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より
いて	港中村総領事より広田外務大臣宛電報第三三7	げ者続出の旨報告 17名 17名 17名 173 173 173 173 173 173 173 173 173 173	に関する報告 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	回答について 130年の一日 130年の一日 130年の一日 130年の一日 15年の一日 15年の日 1	ソ連側の意図観測について 199極東ソ連領在住朝鮮人の強制移住に関する9	住に着手したとの風評につき報告 199ソ連当局が極東ソ連領在住朝鮮人の強制移99	の採用方要請	 	条約および九国条約に違反しつつあるとの通22国政府より国際連盟宛覚書	取扱い振りにつき観測報告 15年八回国際連盟総会における極東問題の61	につき報告 とその経済的影響91 とコーゲッセン大使負傷事件が英国人心に 2

1127/21										
六	六	<i>五</i> .		四	Ξ	_		Ξ	_	六
1313	1312	1013		879	705	168		765	167	1311
昭和12年9月15日	昭和12年9月15日	昭和12年9月15日		昭和12年9月15日	昭和12年9月15日	昭和12年9月15日		昭和12年9月14日	昭和12年9月14日	昭和12年9月13日
四六三	四 五 九	合一五一六			九三九	一四五六		九二七	九三一	商一六三
広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	事、在香港水沢総領事宛(電報)在天津堀内総領事、在上海岡本総領広田外務大臣より	日中紛争に関する天羽国際会議事な付 記 昭和十二年九月十五日付		広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	「北支金融對策要綱」に関する付 記 昭和十二年九月二十五日	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より
て 田中紛争の局外に立つべしとの米国内の論 1185	資輸送を禁止する旨米国政府声明について 218米国政府所有船による日中双方への軍事物 2188	響につき調査方訓令 沿岸封鎖が中国貿易および海運に与える影 1798	議事務局長の外国記者談話要旨7	中国の連盟提訴に対する外務当局の見解1575	て わが方海関管理案を天津税関長内諾につい1301	国大使内話について 苦慮していた様子など南京情勢に関する伊80日本が事変に何を求めているのか蔣介石が	する青木企画院次長の説明要旨1407	現地方針案策定について 140分割を 140分割を 140分割 140	した旨報告 電子の 専懇であると力説179 職谷第十師団長が外国人記者団に対し日本	告出制限問題が重大化しつつあるとの観測報2184日中紛争に関連して米国政府内で屑鉄の輸 2184

五.		五.		五.	五.	四			五	六	<i>五</i> .
1015		1184		1183	1014	880			1182	1314	1181
昭和12年9月22日		昭和12年9月21日		昭和12年9月21日	昭和12年9月21日	昭和12年9月21日			昭和12年9月19日	昭和12年9月18日	昭和12年9月16日
六八三					三八一					四 七 一	九四六
広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	右要請に対する英国政府回答 半公信 ・ 昭和十二年九月二十三日付在:	在本邦クレーギー英国大使宛広田外務大臣より	右最終回答に対する英国政府 半公信 ・ 昭和十二年九月二十三日付在	在本邦クレーギー英国大使宛広田外務大臣より	在英国吉田大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)国際連盟アヴノール事務総長より	右抗議に対する日本政府回答二 昭和十二年九月二十九日付	右通告に対する英国政府抗議付記一 昭和十二年九月二十一日付		広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より
英国に対する事変の経済的影響につき報告1799	1  本邦クレーギー英国大使より広田外務大臣宛 	被害事件の再発防止に関する対英協力要請2031	回答 2030年 20	方最終回答 ヒユーゲッセン大使負傷事件に関するわが29	方訓令 事変の任国に対する経済的影響につき報告99	日本政府に対する連盟諮問委員会参加招請8	 2028	:: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: ::	を要請する列国領事宛通告 2027南京空爆に際し南京周辺在留外国人の避難27	大使を通じて抗議した旨報告禁じた米国政府の措置に対し中国が王正廷82186	告について

口刊系统	7										
三	Ξ	Ξ	五.	五.	四	五.	Ξ	Ξ	四	五	三
708	707	706	1017	1016	882	1186	767	658	881	1185	766
昭和12年9月30日	昭和12年9月30日	昭和12年9月29日	昭和12年9月28日	昭和12年9月28日	昭和12年9月28日	昭和12年9月27日	昭和12年9月27日	昭和12年9月27日	昭和12年9月25日	昭和12年9月24日	昭和12年9月24日
一六四六	一 〇 六	六四一	商一七九	一六二六			一00七	一 〇 五		九八四	一 五 八 〇
広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	国際連盟総会採択		広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	国際連盟アヴノール事務総長宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より
ッチ提議について 130年を第三国銀行に預託する案をホール・パ130年 事変終了までは北清事変賠償金の対日支払	る方法につき研究方請訓 関税収入を治安維持会の経費として融通す3	日支払いを中国側停止について 海関収入を担保とする北清事変賠償金の対2	米国に対する事変の経済的影響につき報告2	響につき報告 響につき報告 1801 1801 1801 1801	日本軍の空爆に対する非難決議1579	南京および広東空爆に関する外務当局談3	準備工作進捗について 141名銀行券を中心とする華北金融対策の14	平津地方維持会連合会の成立について241	回答 連盟諮問委員会参加招請に対する日本政府1578	て 広東空爆に関するロイター通信報道につい2032	頭するだろうとのホール・パッチ内話報告 1年要が長期化すれば上海財界は苦境に陥っ 5

五.	Ξ	五.	<i>五</i> .	Ξ	_		_	_			四	Ξ
1187	710	1019	1018	659	171		170	169			883	709
昭和12年10月3日	昭和12年10月3日	昭和12年10月2日	昭和12年10月2日	昭和12年10月2日	昭和12年10月1日		昭和12年10月1日	昭和12年10月1日	昭和十二年十		昭和12年9月30日	昭和12年9月30日
一 〇 三 四	□ 三 五		0	一 <u>○</u> 五					·自			一六五三
広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在シンガポール郡司総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	総理・外務・陸軍・海軍四大臣決定	付 記 右方策の別紙	総理・外務・陸軍・海軍四大臣決定	総理・外務・陸軍・海軍四大臣決定		右決議に対する情報部長談話付 記 昭和十二年九月二十九日付		広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より
つき請訓 列国側による被害賠償要求への対処方針に	について わが方海関管理案の再検討を英国領事提議	ついてシンガポールにおける排日貨運動の状況に	響につき報告 響につき報告	治安状況など天津近況につき報告	「國交調整ト同時ニ交涉スヘキ諸事項」		「事變對處要綱附屬具體的方策」	「支那事變對處要綱」			明 連盟総会の空爆非難決議に対するわが方声	訓不認および権利留保を中国側へ通告方請不承認および権利留保を中国側へ通告方請北清事変賠償金の対日支払い停止に対する
2034	1305	1806	1804	1241	186	185	183	182		1581	1579	1305

長談話 米国大統領のシカゴ演説に反駁した情報部92	年 10 月 6 日	昭 和 12	1316	六
付 記 右和訳文 1614				3 / ( )
国際連盟総会採択 の第二報告書 の第二報告書 16111	年10月6日	昭 和 12	886	四
付 記 右和訳文1601				
国際連盟総会採択 の第一報告書 の第一報告書 1587	年10月6日	昭 和 12	885	四
付 記 右和訳文 1586				
国際連盟総会採択 委員会の十月五日付報告書 1588	和12年10月6日	昭 和 12	884	四
米国大統領のシカゴにおける演説2186	年10月5日	昭和12年	1315	六
)四六 広田外務大臣宛(電報)	年10月5日 一〇	昭 和 12	768	Ξ
「支那事變對處要綱」など三文書の四相決定に関する広田外相口述録 二 昭和十二年十月一日、外務省作成				
「支那事變對處要綱ニ關スル次官會議議題ノ說明」				
二二 在中国川越大使宛 際し留意点通報 『支那事變對處要綱』など三文書の送付に7	和12年10月5日	昭 和 12	172	_
外務省宛 国政府抗議について 国政府抗議について 2715年本邦グルー米国大使より 日本軍の上海共同租界軍事使用に対する米15	和12年10月4日	昭 和 12	1678	八

Ξ	六	六	五.	四	五.	五.	五.	五.	四		六
769	1319	1318	1022	889	1188	1159	1021	1020	887		1317
昭和12年10月9日	昭和12年10月8日	昭和12年10月8日	昭和12年10月8日	昭和12年10月8日	昭和12年10月7日	昭和12年10月7日	昭和12年10月7日	昭和12年10月7日	昭和12年10月7日		昭和12年10月6日
一〇六八	五二七	五三三	一 〇 五	二 八 五	一 〇 五 七	合一九七二	四二〇	1011	五八九		
広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報)在シドニー若松総領事より	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	使他宛(電報) 在ソ連邦重光大使、在独国武者小路大広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在独国武者小路大使より	広田外務大臣宛(電報)在シドニー若松総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在仏国杉村大使より	付 記 右和訳文	
察南銀行の開業について	国務省声明の背景に関する観測報告 米国大統領のシカゴ演説および十月六日付	について 国務省声明をめぐる国務長官との意見交換 国務省声明をめぐる国務長官との意見交換	るオーストラリア側回答について 対日ボイコットへのわが方注意喚起に対す	向など天羽国際会議事務局長の報告 九国条約関係国会議に対する独伊両国の動	配人と意見交換について 広東空爆報道等につきロイター通信極東支	て関する在本邦ポーランド大使の観察につい関する在本邦ポーランド大使の観察についソ連の対中軍事支援など中ソ密約の存在に	使の言明について 同情的立場をとるとのリッベントロップ大 事変に関してヒトラー総統は日本に徹底的	化の状況につき報告 ポーストラリアにおける対日ボイコット激	情報報告 日中紛争をめぐる連盟総会の動静に関する		よび不戦条約違反とする米国国務省の声明中国における日本の軍事行動を九国条約お
1419	2198	2195	1809	1623	2035	2001	1808	1807	1616	2194	2193

ポソー		三 <b>712</b> 昭和12	四 893 昭和 12	四 <b>892</b> 昭和 12	四 <b>891</b> 昭 和 12		三 711 昭和12 12	四 890 昭和 12			四 888 昭 和 12
		月 12 日	10 月 11 日	刊 10 月 11 日	10 月 11 日		10 月 10 日	10 月 9 日			和12年10月9日
		七八	九九六	一 九 一	九一		七一	五〇			
関管理に関する英国側対案	和十二年十月十二日発在天	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在仏国杉村大使より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	別 電 昭和十二年十月十日発在天津堀	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	概略」 支那ノ聯盟提訴ヨリナニ 昭和十二年十二月、条約局第二	付記一 右英文	
日本案と大差なき旨意見具申	堀内総領事より広田外務大臣宛第一○七九	交換について 海関管理問題に関する天津税関長との意見?	道振り報告	るベルギー外務省の応答振りについて 九国条約会議のブリュッセル開催案に対す	振りについて 関する連盟総会議長勧請への中国政府回答記九国条約の締約国たる連盟国の会議開催に	総領事より広田外務大臣宛第一○七二号	いて 海関管理問題に関し英国側が対案提示につ 5	を行っているとの情報報告 九国条約会議に向けて英米両国が事前協議	ニ至ル經緯		現存条約に違反しない旨の外務省声明1617今次事変における日本の行動は自衛であり17
	関管理に関する英国側対案は日本案と大差なき旨意見具申	海関管理に関する英国側対案は日本案と大差なき旨意見具申号 昭和十二年十月十二日発在天津堀内総領事より広田外務大臣宛第一○七	712 昭和12年10月12日 一〇七八 在天津堀内総領事より	712 昭和12年10月12日	892 昭和12年10月11日	891 昭和12年10月11日	891 昭和12年10月11日	711 昭和12年10月10日	890 昭和12年10月9日   七五○ 在英国吉田大使より   111	11	11

	Ξ	六	六	六	四	四	六	五.	四	Ξ
	715	1323	1322	1321	896	895	1320	1112	894	714
	昭和12年10月14日	昭和12年10月13日	昭和12年10月(13)日	昭和12年10月13日	昭和12年10月13日	昭和12年10月13日	昭和12年10月12日	昭和12年10月12日	昭和12年10月12日	昭和12年10月12日
	_ _ 0 0	一 〇 八	特 情 一華 三府	特 情 一二 府		三三四	六〇〇	特 情 石 主 敦	111110	一〇八八八
受諾」の「十」から「十二」「天津秦皇島海關接收問題」中付 記 東亜局作成「昭和十二年度執	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在ソ連邦重光大使より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より		在独国武者小路大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在仏国杉村大使より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	在独国武者小路大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より
中の「第二款 我方管理要求ト天津税關長ノ1314教務報告 第一册(第一課關係)」より抜粋	ある旨を軍に説明方意見具申条件が第三国の利害に影響せず妥結の望み1313時間題に対する軍の態度硬化に鑑み交渉	びわが方立場を説明し意見交換について 220年ソ連邦米国大使に対して事変の経緯およ 2202	ジオ演説報告 基本原則の尊重を高唱した米国大統領のラ220 上国条約締約国の協調や相互関係における	論説報告 219年 219年 219年 219年 219年 219年 219年 219年	對策」 對策」 条約局第三課が作成した「九國條約國會議8	伝達についての旨堀内外務次官より在本邦独国参事官へ27九国条約会議への独国不参加をわが方希望 1627	を明示して安心感を与えるべき旨意見具申 名物や海関制度の強化などにつき協定の用意8担条の対日態度硬化に対しては上海共同防	論説報告 十月九日の日本政府声明を非難する英国紙13	事官よりの情報通報 1626 上国条約会議に関する在本邦独国大使館参1626	実行に向けた準備状況について 1313年間題に対する軍の態度硬化と接収13

<b>□</b> 1	リ糸ケー											
四	四	四	四	四	四	五.	四			四	四	四
906	905	904	903	902	901	1113	900			899	898	897
昭和12年10月19日	昭和12 年10 月19	昭和12年10月17日	昭和12年10月17日	昭和12年10月16日	昭和12年10月16日	昭和12 年10 月15	昭和12年10月15日			昭和12年10月15日	昭和12年10月15日	昭 和 12 年 10 月 14 日
	一 八 八	<u> </u>	二〇九	三〇五	一 八 五	七七三	11011			四四二	三五〇	<u> </u>
広田外務大臣宛(電報) 在ベルギー来栖大使より	在伊国堀田大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー柳沢臨時代理大使より	在伊国堀田大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー柳沢臨時代理大使より	九国条約会議参加拒絶および藤大使宛電報案	和十二年十月十六日起草、	在英国吉田大使宛(電報) 広田外務大臣より	在米国斎藤大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在ベルギー柳沢臨時代理大使より
りにつき意見具申 九国条約会議不参加の場合のわが方対応振	使が通報についてをめぐる対日協力方針に関し在本邦伊国大伊国の九国条約会議参加決定および同会議	が方参加を慫慂について 在ベルギー英国大使が九国条約会議へのわ	加を要望について ベルギー外相が九国条約会議へのわが方参	内示について ベルギー外務当局が九国条約会議の招請状	本邦伊国大使がわが方希望を照会について九国条約会議への伊国対応振りに関して在	時局談報告 感情ではないなど香港上海銀行アディスの 英国金融界の対日警戒感は必ずしも対日悪	九国条約会議招請状発送の見通しについて	列国の和平仲介に対する対処方針について	広田外務大臣より在英国吉田大使、在米国斎	大使が要望について 九国条約会議へのわが方参加を在本邦英国	大使が打診について 九国条約会議へのわが方参加を在本邦米国	参加を希望する旨内話について 違反問題には触れないと説明し日本の会議 英国外交官が英国は九国条約会議では条約
: 1638	: 1638	: 1637	: 1635	1634	: 1633	: 1914	: 1633	1632	2	: 1631	: 1630	1629

		四	四			Ξ	四	四	四	八	四
		912	911			716	910	909	908	1679	907
		昭和12年10月21日	昭和12年10月21日			昭和12年10月21日	昭和12年10月20日	昭和12年10月20日	昭和12年10月20日	昭和12年10月19日	昭和12年10月19日
		七六				一三八	五六四	四五一	三四四		二 四
二 右和訳文	<ul><li>九国条約会議への対日招請状付記一 昭和十二年十月二十日付</li></ul>	在ベルギー来栖大使宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在伊国堀田大使より	收」の「一」および「六」から「 「天津秦皇島海關接收問題」中の 二 東亜局作成「昭和十二年度執務報	受諾」の「十三」から「十四」「天津秦皇島海關接收問題」中の付記 東亜局作成「昭和十二年度執務報	広田外務大臣宛(電報) 在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	在英国吉田大使宛(電報) 広田外務大臣より	在仏国杉村大使宛(電報) 広田外務大臣より	在本邦米国大使館宛外務省より	広田外務大臣宛(電報) 在ベルギー来栖大使より
		請状を手交しわが方の参加要請について在本邦ベルギー大使が九国条約会議への招	言明について 九国条約会議に関する対日協力を伊国外相	:ら「七」 中の「第三款   其後ノ交渉ト新政權ニ依ル接  務報告   第一册(第一課關係)」より抜粋	二 中の「第二款 我方管理要求ト天津稅關長ノ中の「第二款 我方管理要求ト天津稅關長ノ務報告 第一册(第一課關係)」より抜粋	について 政部長が強く要求しているとの海関側通報 総税務司六項目提案のわが方承諾を中国財	し同国大統領声明について 九国条約会議に対する米国政府の態度に関	大使が勧説について 九国条約会議へのわが方参加を在本邦英国	大使が慫慂について 九国条約会議へのわが方参加を在本邦仏国	抗議へのわが方回答 上海共同租界の軍事使用に関する米国政府	いて 九国条約会議招請状に対する各国回答につ
: 1644	: 1644	: 1643	: 1642	: 1320	: 1318	: 1317	: 1641	: 1640	: 1640	2716	: 1639

日何家!	<i>7</i>									
四	Ξ	五	四	四	四		四	四	-	四
919	770	1260	918	917	916		915	914	173	913
昭和12 年10 月26	昭和12年10月26日	昭和12年10月23日	昭和12年10月23日	昭和12年10月23日	昭和12年10月22日		昭和12年10月22日	昭和12年10月22日	昭和12年10月22日	昭和12年10月21日
八〇		六三二	一 九 五 六	七 七	三九		三 三 四			三四四
在ベルギー来栖大使宛(電報) 広田外務大臣より	閣議決定	広田外務大臣宛(電報)在香港水沢総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	在ベルギー来栖大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在メキシコ越田公使より	ベルギー側が示した遅延理由 宛第二二五号 昭和十二年十月二十二日発在ご	広田外務大臣宛(電報) 在ベルギー好富臨時代理大使より		外務・陸軍・海軍三省決定	広田外務大臣宛(電報) 在伊国堀田大使より
の開示を求めた旨通報し英国が各国に対して招請回答の中で意見55九国条約会議への独ソ両国参加の是非に関 165	「第三委員會規則」 1419	報報告 4 4 4 4 5 5 5 6 6 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	をめぐらすべき旨意見具申 2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	在本邦ベルギー大使通報について日本の都合に応じて変更する用意がある旨65名指請状の遅延に鑑み九国条約会議の会期を	の意見交換について 1652 外務次官と1652	ベルギー好富臨時代理大使より広田外務大臣 1652	ていきベルギー外務当局へ注意喚起につい1651人国条約会議招請状のわが方への手交遅延	老との懇話会要旨 九国条約会議に関する外務省首脳と外務長1646	方対応方針 事変に対する第三国の斡旋・干渉へのわが191	など会議への対応につき意見具申国の和平斡旋を頑なに拒絶すべきではない44九国条約会議に当たっては英米など関係諸

四	Ξ	四	四	四	四		四		四	四	四	四
929	771	928	927	926	925		924		923	922	921	920
昭和12年10月29日	昭和12年10月29日	昭和12年10月28日	昭和12年10月28日	昭和12年10月27日	昭和12年10月27日		昭和12年10月27日		昭和12年10月27日	昭和12年10月26日	昭和12年10月26日	昭和12年10月26日
二 四 九	四 九 五	三三八	三四三	二 九	四六六				八二	五六八	三三四四	四六一
広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	在天津堀内総領事宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	在伊国堀田大使宛(電報) 広田外務大臣より	在英国吉田大使宛(電報) 広田外務大臣より	付 記 右英訳文		右わが方不参加回答 おおが方不参加回答	在ベルギー来栖大使宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	在英国吉田大使宛(電報)広田外務大臣より
をベルギー政府へ手交について 九国条約会議不参加に関する日本政府声明2	て	限度があり慎重対処方意見具申 1671	状が発せられたとの情報について 167独ソ両国に対して九国条約会議の追加招請71	使へ説明について 九国条約会議不参加を在本邦独仏伊三国大70	三国大使への広田外相説明振りについて 1669 九国条約会議不参加に関する在本邦英米白9	 1663	九国条約会議不参加に関する日本政府声明1660	1658	邦ベルギー大使へ手交について 1658 九国条約会議へのわが方不参加回答を在本8	など情報報告 九国条約会議に関する英米事前協議の内容57	議開催延期について 1656 1656 1656	大使が再度要請について 九国条約会議へのわが方参加を在本邦英国1656

日付索!	<del>]</del>										
五	五.	四	四		四	四	四	四	Ξ	六	五.
1115	1023	935	934		933	932	931	930	772	1324	1114
昭 和 12 年 11 月 1	昭和12年11月1日	昭和12年11月1日	昭和12年11月1日	昭和十二年十	昭和12 年10 月31 日	昭和12年10月31日	昭和12年10月30日	昭和12年10月30日	昭和12年10月30日	昭和12 年10 月29	昭和12年10月29日
八 四 四	三九	八四九	九二	月	四六九	四六八	八三八	四六〇	1041	五 七 一	八三五
広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	広田外務大臣宛(電報) 在ラングーン金子領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	在ベルギー来栖大使宛(電報) 広田外務大臣より		広田外務大臣宛(電報) 在独国武者小路大使より	広田外務大臣宛(電報) 在独国武者小路大使より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	広田外務大臣宛(電報) 在独国武者小路大使より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より
あるため指導更正方意見具申対日世論の悪化傾向を増大させるおそれが191のが国民間の対英言動硬化は英国における	ビルマにおける排日貨運動の状況について9	見交換について 見交換について 167年 167年 167年 167年 167年 167年 167年 167年	有名無実化すべく側面より工作方訓令 167伊国代表と密接連絡を保ち九国条約会議を77		いて 九国条約に関する重光大使気付きの点につ76	の重光大使意見具申 167条約よりの離脱を内外に宣言すべきと75	国外相へ提案について 面で英米が日中直接交渉を斡旋するよう英767 九国条約会議は事態回復まで一旦閉会し裏	絶回答をした旨同国外務次官内報について 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167	パッチ内話報告 中国政府の財政金融政策に関するホール・14	の意見交換報告 の意見交換報告 日中直接交渉開始や休戦実施の可能性に関 3	有力者キンダスレーの内話報告 英国一般の対日空気悪化に関する同国財界19

五.	五.		四	-			五	五	四	四	四
1025	1024		939	176	175	174	1117	1116	938	937	936
昭和12年11月8日	昭和12年11月8日		昭和12年11月8日	昭和12年11月8日	昭和12年11月8日	昭和12年11月7日	昭和12年11月6日	昭和12年11月5日	昭和12年11月4日	昭和12年11月3日	昭和12年11月3日
一 七 一	三		九八		九〇	二 八 一	二一六七	五九	八二六		四 七 七
広田外務大臣宛(電報) 在ムンバイ石川領事より	広田外務大臣宛(電報)在タイ村井公使より	右再招請状 右再招請状	在ベルギー来栖大使宛(電報)広田外務大臣より		広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	在上海岡本総領事宛(電報) 広田外務大臣より		在英国吉田大使宛(電報) 広田外務大臣より
べき状況ではない旨報告 インドにおける華僑の排日貨運動は憂慮す10	る暴行事件について 84年記録は、1810年 1810年	 1684	本邦ベルギー大使より受領について 168かが方に対する九国条約会議再招請状を在18	外務省作成の「對支宣戰布告ノ得失」193	との蔣介石のロイター会見談につき報告 19九国条約会議に期待しつつ抗戦を継続する3	り報告 日本軍の杭州湾上陸に関する中国紙報道振2	について 策などに関する英国代理大使との意見交換191 事変をめぐる日英関係の悪化や事変収拾方 8	使との会談内容報告 英関係改善に関する川越大使と英国代理大191 上海方面での日英間不祥事件の処理など日 7	する旨在本邦伊国大使へ説示について 2次実現のため中国を誘導することは希望88現在直ちにではないが将来伊国が日中直接	規約」 条約局第三課が作成した「對支宣戰ト聯盟79	したとの在本邦英国大使内話について 鬼しないよう措置すべき旨本国政府に上申167年国美統会議では将来の和平斡旋の途を閉 8

13 21.31										
四			四		四			八	四	四
944		178	943		942		177	1680	941	940
昭 和 12 年 11 月 13 日		昭和12年11月13日	昭和12年11月12日		昭和12年11月12日		昭和12年11月12日	昭和12年11月11日	昭和12年11月11日	昭和12年11月9日
一 〇 五		五〇	四 九 二					五九六	二六二	三五九
在ベルギー来栖大使宛(電報)広田外務大臣より	中国国民政府の遷都宣言付 記 昭和十二年十一月二十日	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	在英国吉田大使宛(電報) 広田外務大臣より	右わが方不参加回答 おいかが おいま おおが カータ おりま おりま おりま おりま おりま おりま おりま おりま かり おりま かり おりま かり	在ベルギー来栖大使宛(電報) 広田外務大臣より	軍事委員会政治訓練処の声明 九号 別 電 昭和十二年十一月十二日発在:	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より	在伊国堀田大使宛(電報) 広田外務大臣より	在伊国堀田大使宛(電報) 広田外務大臣より
令 も鑑みブリュッセルにおける世論指導方訓1689 も鑑みブリュッセルにおける世論指導方訓1689 わが方が再招請を拒絶すれば列国は対日圧	 197	振り報告 日本軍の上海全市占領を伝える中国紙報道97	ない旨通報 1年を担当を担じては68年の1年をは列国個別の和平斡旋を拒む趣旨では68年 1年を対し、1年を約会議再招請に対するわが方不参加 1年を対し、1年を対し、1年を対し、1年を対し、1年を	1687	回答を在本邦ベルギー大使へ手交について 1687 九国条約会議再招請に対するわが方不参加 1687	上海岡本総領事より広田外務大臣宛第二二三 196	報告 中国軍の上海撤退に関する中国紙報道振り95	上海陥落に関する米国紙論調報告2717	る旨同国外相へ伝達方訓令国は九国条約会議から脱退なきよう希望す68年招請へのわが方拒絶方針にかかわらず伊田招請へのわが方拒絶方針にかかわらず伊田がある。	在本邦伊国大使照会について 1686 元国条約会議再招請へのわが方対応振りを68

五.	四	四	_	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ	五.	四	四	四
1118	949	948	179	775	774	773	660	1189	947	946	945
昭和12年11月20日	昭和12年11月20日	昭和12年11月19日	昭和12年11月19日	昭和12年11月18日	昭和12年11月17日	昭和12年11月17日	昭和12年11月17日	昭和12年11月16日	昭和12年11月15日	昭和12 年11 月15 日	昭和12年11月13日
九 〇 七	五〇八	一 一 五			八〇六	五二七	1111100			一〇六	
広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	在英国吉田大使宛(電報) 広田外務大臣より	在ベルギー来栖大使宛(電報)広田外務大臣より	閣議決定	第三委員会決定	広田外務大臣宛(電報)在香港水沢総領事より	在天津岸総領事代理宛(電報)広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より			在ベルギー来栖大使宛(電報) 広田外務大臣より	
や高柳賢三などの英国派遣方請訓 方の立場を説明し得る人物として鶴見祐輔1920英国の対日空気改善のため講演会等でわが	わが方は直ちには同意困難と回答について 15年国側が英米による和平斡旋を提案したが698九国条約会議内の対日空気悪化を懸念する 8	は行わず事態を静観する方針決定について1697九国条約会議声明に対しては反駁声明など77	「大本營ト政府トノ連繋ニ關スル件」198	「北支應急金融工作實行要領」1424	する関係筋の観測報告 上海陥落後における中国側銀行の動向に関23	方針案について 第三委員会が作成した華北棉花輸入促進の22	の復帰方針について 上海の戦線が租界を離れたことに伴う邦人2	部長談話 日本軍による列国権益の尊重に関する情報5	九国条約会議声明 1692	在本邦英国大使へ注意喚起について 1歳すれば時局収拾は遅延のおそれがある旨99九国条約会議が何らかの対日共同措置を決 2	る同会議での各国代表演説要旨 日本政府の九国条約会議不参加回答に対す9

	2 2// 2 1										
四		八	四	四		_	六	四	Ξ		_
953		1681	952	951		181	1325	950	661		180
昭和12年11月25日		昭和12年11月24日	昭和12年11月24日	昭和12年11月24日		昭和12年11月24日	昭和12年11月22日	昭和12 年11 月22 日	昭和12年11月22日		昭和12年11月21日
		特 一 〇 九 里	三七八			二 五 四	六二	一 一 七			
広田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	「松井司令官ノ「インタヴュー」問題付 記 東亜局作成「昭和十二年度執務報告	広田外務大臣宛(電報) 在仏国杉村大使より	在仏国杉村大使宛(電報) 広田外務大臣より		蒙疆連合委員会の設立宣言 付 記 昭和十二年十一月二十二日	広田外務大臣宛(電報) 在張家口中根総領事代理より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	在ベルギー来栖大使宛(電報) 広田外務大臣より		「事變長期ニ亙ル場合ノ處理要綱案」付 記 昭和十二年十月三十日、陸軍省軍務	
いて 九国条約会議が成果なく閉幕した要因につ9	- 」問題」 - が報告 第一册(第一課關係)」より抜粋19	調報告 27日本側要求に対する仏国新聞論71上海租界における中国側の反日活動を禁圧 8	に関し仏国を除外した理由について 1709日中直接交渉に向けた第三国への斡旋要請1709	九国条約会議報告書1699	 206	蒙疆連合委員会成立について205	いと弁明についての失敗に言及し米国中立法との関連性はな205米国上院外交委員長が九国条約関係国会議	て   望する旨在本邦ベルギー大使へ説明につい   望する旨在本邦ベルギー大使へ説明につい   日中直接交渉実現に向けた列国の斡旋を希   1698   1	官と蒙疆連合委員会との秘密交換公文 1243	玄綱案」	關スル判斷(案)」 参謀本部第二課作成の「南京政權ノ將來ニ9

三		_		四	八		五.	Ξ	四	四	Ξ
717		165		956	1682		1190	777	955	954	776
昭和12年12月1日		昭和12年12月	昭和十二年十二月	昭和12年11月30日	昭和12年11月27日		昭和12年11月27日	昭和12年11月27日	昭和12年11月26日	昭和12年11月26日	昭和12年11月26日
二四八〇			三月	三二七	九 二 七				九二四	二七八	
広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	「引揚人員調」 付 記 外務省作成、作成年月日不明			広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	「占領地域内ニ存在スル第三國付 記 昭和十三年、外務・陸軍・海軍		広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	在伊国堀田大使宛(電報) 広田外務大臣より	閣議決定
たき旨の覚書を英国総領事提出について海税関長の協議に先立ち英国側と協議あり上海方面の海関管理問題に関しわが方と上		事の意見書 引揚げ居留民の善後措置に関する内田総領		込みにつき報告 日中紛争に関する連盟諮問委員会再開の見	報告 すべしとの日本側要求に対する英国側反響 上海租界における中国側の反日活動を抑圧	スル第三國人所有財產ニ關スル處理方針」	賠償要求ニ對スル我方応酬振ノ件」 外務省訓令「今後ニ於ケル第三國人ノ被害	が懸念表明について指しているのではないかとホール・パッチ日本軍部は中国の通貨金融制度の崩壊を目	九国条約会議の閉幕に関する新聞論調報告	し同国外相へ謝意伝達方訓令 九国条約会議における伊国代表の尽力に対	「華北聯合銀行(假稱)設立要綱」
: 1322	: 177	: 174		: 1712	: 2721	: 2038	: 2037	: 1428	: 1710	: 1709	: 1426

	•										
五	_		_		八	五.	五.	五.	五.		
1227	183		182		1683	1262	1160	1026	1261		
昭和12年12月9日	昭和12年12月8日		昭和12年12月7日		昭和12年12月(6)日	昭和12年12月6日	昭和12年12月6日	昭和12年12月6日	昭和12年12月2日		
五八〇	官文九五九				特 情 七 完 教	七三八		三六〇	二四九五		
広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛大谷拓務大臣より	在中国独国大使が提出した日本副院長より在米国王正廷中国-付記 昭和十二年十二月三日、海軍2	広田外務大臣宛在本邦ディルクセン独国大使より	「日本軍ノ租界通過問題」付 記 東亜局作成「昭和十二年度執治	広田外務大臣宛(電報)在英国吉田大使より	広田外務大臣宛(電報)在仏国杉村大使より		広田外務大臣宛(電報)在伊国堀田大使より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	「上海海關問題」 中華 東亜局作成「昭和十二年度執行	知 電 昭和十二年十二月一日発在上:
警告について	ついて 事変解決方針に関する拓務省意見の送付に0	ロ本の講和条件について 国大使宛電報 	仲介伝達した独国覚書 日本政府の和平条件に対する蔣介石回答を206	·務報告 第一册(第一課關係)」より抜粋24	論調報告 日本軍の上海租界通過問題に関する英国紙722	する情報報告 2ダヤ系銀行団の対中クレジット供与に関33	する情報部長談話 を取り連領在住朝鮮人の強制移住問題に関2	国外相の内話報告 1場げなどに関する伊12	ル・パッチの説明振り報告 213年一 213年 英国銀行の対中借款成立説に関するホー 2132	  務報告 第一册(第一課關係)  より抜粋1324	海岡本総領事より広田外務大臣宛第二四八一 1323

Ξ	Ξ	五.	五.	五	五.	_	_	五	五.		
778	718	1196	1195	1194	1193	186	185	1192	1191	184	
昭和12年12月16日	昭和12年12月15日	昭和12 年12 月14 日	昭和12年12月14日	昭和12年12月14日	昭和12年12月14日	昭和12年12月14日	昭和12年12月14日	昭和12年12月13日	昭和12年12月13日	昭和12年12月10日	
	一三二七	九八六		二二 二二 七密						二五八九	
外務・陸軍・海軍・大蔵四大臣決定	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より		在本邦クレーギー英国大使宛広田外務大臣より	在本邦グルー米国大使宛広田外務大臣より					広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	知 電 昭和十二年十二月九日発在上
於ケル帝國ノ經濟的權益設定策」 1429 「北支經濟開發方針」および「上海方面ニ29	政府の税関事務措置案について 1330 天津および秦皇島海関接収後における臨時 1	弁振り報告 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2	る外務省発表 パネー号およびレディバード号事件に関す20	憾表明 レディバード号事件に関する英国側への遺41	パネー号事件に関する米国側への遺憾表明2040	中華民国臨時政府の樹立宣言215	南京陥落に際しての近衛総理談話213	談話 レディバード号事件発生に関する情報部長2040	パネー号事件発生に関する情報部長談話9	降勧告を伝える中国紙報道振り報告 21家京城内の中国軍に対する松井司令官の投3	- 海岡本総領事より広田外務大臣宛第二五八一 2088

1171条5	7	_	_	Ξ	五.	五	_	五	五	五	五
190		189	188	779	1228	1198	187	1028	1027	1161	1197
昭和12年12月24日		昭和12年12月22日	昭和12年12月21日	昭和12年12月20日	昭和12年12月19日	昭和12年12月19日	昭和12年12月19日	昭和12年12月18日	昭和12年12月18日	昭和12年12月17日	昭和12年12月16日
				一三三九	二八〇五	11七七1		商二八四	<u>二</u> 四 四	一二九九	
閣議決定	「廣田外相ト獨逸大使會談要旨付 記 昭和十二年十二月二十九日、陸	在本邦ディルクセン独国大使 } 会談広田外務大臣	閣議決定	広田外務大臣宛(電報)在天津堀内総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より		広田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在シンガポール郡司総領事より	広田外務大臣宛(電報)在ソ連邦重光大使より	広田外務大臣宛在本邦クレーギー英国大使より
「事變對處要綱(甲)」	ē] 陸軍省軍務局軍務課作成	独国大使との会談わが方和平条件に関する広田外相と在本邦	への回答案やの回答案	華北地方の貿易収支調整に関し意見具申	について 英国巡洋艦の揚子江航行に対する便宜供与	応に関する現地米英協議の情報についてパネー号およびレディバード号事件への対	宣伝を行うべきとの岡崎総領事意見書作戦等に備えるため急速撤兵が必要と対内戦果に対する国民の過大な期待に鑑み対ソ	気運拡大に関する米国紙報道についてパネー号事件の影響による対日ボイコット	傾向につき報告によるシンガポール方面の対日空気悪化のパネー号およびレディバード号事件の影響	き観測報告南京陥落後の事変に対するソ連の態度につ	者の適切な処罰を求める英国政府抗議文書、レディバード号事件に関し再発防止と責任
	.i. 220	: 219	: 218	: 1432		.i. 2046	.i. 216	.i. 1814	1813	.i. 2003	

		Ξ			五		五.	五.	五.	五.	五.
		662			1230		1229	1201	1029	1200	1199
		昭和12年12月30日			昭和12年12月29日		昭和12年12月28日	昭和12年12月28日	昭和12年12月27日	昭和12年12月26日	昭和12年12月24日
					二九二三			三 三 一 機 密	一 九 七		
蒙古軍の統帥に関する駐蒙兵  二 昭和十三年一月十四日	「蒙疆政務處理要綱」 付記一 作成年月日不明		右回答 二五号 二 昭和十二年十二月二十九日発	万通報 二四号 二四号 二四号	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	村 記 昭和十二年十二月二十九日付、		在本邦クレーギー英国大使宛広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報)在ムンバイ石川領事より		
帥に関する駐蒙兵団と蒙古連盟自治政府との交換公文1247	:: :: 1246	疆連合委員会との交換公文 駐蒙兵団設置に際しての関東軍司令官と蒙125	在上海岡本総領事より広田外務大臣宛第二九 2092	二年十二月二十九日発在上海岡本総領事より広田外務大臣宛第二九 2091	て自由航行権を留保する旨列国側回答につい209日由航行権を留保する旨列国側回答につい209日	、東亜局第一課作成2090	揚子江航行の自由を求める米国政府覚書99	方措置振りに関する対英通報 2057年代の調査結果およびわが2	るアフガニスタン総理大臣の内話について18事変をめぐる英国およびソ連の動向に関す14	外務当局談 常子の対日通牒に関する204がネー号事件に対するわが方措置に満足の 8	振りの対米伝達に関する外務省発表 2012年の調査結果およびわが方措置 2012年

付索引 五	三	_	_	五.	八	五.	Ξ		五.	五.
1231	663	192	191	1263	1684	1031	780		1202	1030
昭和13年1月11日	昭和13年1月11日	昭和13年1月11日	昭和13年1月11日	昭和13年1月10日	昭和13年1月8日	昭和13年1月7日	昭和13年1月2日	昭和十三年	昭和12年12月31日	昭 12 年 12 月 30 日
	四			機密一八	特情倫敦二	四	六	月		四三七
	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より		御前会議決定	広田外務大臣宛在英国吉田大使より	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	広田外務大臣宛(電報)在コルカタ吉田総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より		広田外務大臣宛在本邦クレーギー英国大使より	広田外務大臣宛(電報) 在ベルギー来栖大使より
側了解を要する旨の列国宛通告文 2091年 2011年 2	訓 青島への居留民復帰につき先発隊派遣方請1247	「支那事變處理根本方針」の決定経緯230	「支那事變處理根本方針」227	いて 浜正金銀行ロンドン支店長の報告転送につ31 各国の対中借款または信用設定に関する横 4	非難する英国紙論調報告 2730 上海共同租界工部局に対する日本の態度を 20	インドにおける対日反感空気につき報告1817	大傾向について 大傾向について は類の無税通関を利用した本邦品の輸入増43 軍需物資運搬における食料品および日用雑 4		満足の意を表明する英国政府回答 2054年間に54	話報告は仲介程度で深入りせずとの独国参事官内1816年は中介程度で深入りせずとの独国参事官内1816年以国は日本に東亜の防共を期待しつつも中独国は日本に東亜の防共を期待しつつも中

_	_				_	_			,		
五.	五.			_	三	Ξ		_	六	_	_
1119	1162			196	665	664		195	1326	194	193
昭和13年1月(18)日	昭和13年1月17日			昭和13年1月16日	昭和13年1月15日	昭和13年1月15日		昭和13年1月15日	昭和13年1月12日	昭和13年1月12日	昭和13年1月12日
特情倫敦六	<u> </u>				二七				<u> </u>	合一一三	合一〇九
広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	広田外務大臣宛(電報)在スイス天羽公使より	右声明発出に伴う諸問題に関っ 二 昭和十三年一月十七日、東亜	右声明発出後の処理方針付記一 昭和十三年一月十四日、東亜1		広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	「玉、獨逸ノ和平交渉斡旋」付 記 昭和十三年六月、東亜局第一器	閣議決定	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	参事官、在天津堀内総領事他宛(電報)在上海岡本総領事、在北平森島大使館広田外務大臣より	(電報) 在英国吉田大使、在米国斎藤大使他宛 広田外務大臣より
明に関する英国新聞の論調報告 一月十六日の「國民政府ヲ對手トセズ」声1920	英国新聞の報道報告 2004年10月末日 2004年10月末年10月末年10月末年10月末年10月末年10月末年10月末年10月末	2する議会用擬問擬答246	局第一課作成 244	府声明 「爾後國民政府ヲ對手トセズ」との日本政243	ついて 青島の被害状況を踏まえた邦人復帰方針に1249	青島邦人財産の被害状況報告1248	課作成「日支事變處理經過」より抜粋240	の通告案 239年本邦独国大使へ239	旨意見具申 政府にも内報しわが方立場を明確化すべき205 中国政府に提示したわが方和平条件を米国	伝達方法について 「支那事變處理根本方針」の軍側における239	令 「支那事變處理根本方針」の保秘につき訓8

口门东、	<i>,</i> 1										
五.	六	Ξ		-	六	五.	Ξ	Ξ		_	八
1203	1328	667	200	199	1327	1232	781	666	198	197	1685
昭和13年1月26日	昭和13年1月24日	昭和13年1月24日	昭和13年1月23日	昭和13年1月22日	昭和13年1月21日	昭和13年1月21日	昭和13年1月21日	昭和13年1月21日	昭和13年1月21日	昭和13年1月20日	昭和13年1月19日
一 一 八		一八	三五九		特情紐育		脱	五六			一 九 一
在上海岡本総領事宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報) 在済南有野総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より		広田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在北平森島大使館参事官より	広田外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より		閣議決定	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より
訓令 割合 割合 割合 割合 割合 割合 205 No. 205	報告 堀田外相の議会演説を批判する米国紙論説7	法につき意見具申 125年 125年 125年 125年 125年 125年 125年 125年	などの開発に着手したとの中国紙報道報告25長期抗戦に向けて中国側が四川省や雲南省6	第七十三回帝国議会における広田外相演説25	国紙論説報告   国民政府ヲ對手トセズ」声明に対する米6	意に対し英国側抗議について 209年 英国商船の揚子江航行要求へのわが方不同3	厳重取締方要請について 異東密貿易の廃止に当たり関東庁へ密輸船143	は再考方陸軍側へ交渉ありたき旨請訓 1でいるところ復興の観点から青島について24陸軍作戦上の入域制限地域に青島も含まれ 9	関する情報部長談話 一月十六日声明後の中国外交機関の地位に9	「國策大綱」248	についての政治活動を容認できない旨工部局へ通報27上海共同租界内での中国側機関による一切

		四	Ξ		六	-	Ŧī.	四	四		_
		959	719		1329	202	1204	958	957		201
		昭和13年2月2日	昭和13年2月2日	昭和十三年二月	昭和13年1月29日	昭和13年1月29日	昭和13年1月27日	昭和13年1月27日	昭和13年1月27日		昭和13年1月27日
		三一	八四	月	五〇				<u></u>		
二 右決議採択に至る理事会討議議事録	付記一 昭和十三年二月二日採択	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より		広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より		広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	「中支新政權樹立方案」付 記 昭和十三年一月二十七日付	
		採択について 連盟理事会において中国問題に関する決議.	の下院での答弁振り報告 臨時政府の関税率改正等に関する英国外相.		殴打事件の急速解決方意見具申 しないものがあるため南京での米国外交官: 米国の対日感情はパネー号事件以来釈然と	官懇談記録(第一回)事変収拾をめぐる外務・陸軍・海軍三省次.	について 南京における外国人被害事件への対処方針	振りにつき報告 各国代表の発言振りおよび中国代表の演説· 連盟理事会での制裁規約適用問題に関する	方対応振り請訓 連盟理事会における中国側策動に対しわが.		「中支政務指導方案」
		: 1714	1331			259	2055				256

		Ξ	_	五.	五		Ξ	五.	五.	四
		782	203	1034	1205		720	1033	1032	960
		昭和13年2月17日	昭和13年2月16日	昭和13年2月15日	昭和13年2月12日		昭和13年2月12日	昭和13年2月8日	昭和13年2月7日	昭和13年2月2日
		五四八		六一			1100	四三三	四二	=======================================
新会社設立に当たり考慮すべた 昭和十三年二月十七日発在上に	新会社への政府監督権に関する 別電一 昭和十三年二月十七日発在上海	広田外務大臣宛(電報)在上海岡本総領事より		広田外務大臣宛(電報) 在シンガポール岡本総領事より		付記 昭和十三年二月十日、陸軍・公付記 昭和十三年二月十日、陸軍・公	広田外務大臣宛(電報) 在北京森島大使館参事官より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	在米国斎藤大使宛(電報) 広田外務大臣より	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長
き点   上海岡本総領事より広田外務大臣宛第五五〇号1436	る意見 海岡本総領事より広田外務大臣宛第五四九号1436	三省の共同意見上申について	前会議の討議状況について 264 中国での作戦行動の可否をめぐる大本営御4	の状況について 1819年 1920年 192	話の米国政府抗議に関する情報部長談2056年の米国政府抗議に関する情報部長談2056年の第事ではいる日本の軍事である。	方針に関する広田外務大臣より在上海岡本総33	題に関する特務部の意向について 133年 中国関税収入中の外債負担部分の支払い問2	の中国紙の悲観的論調について 181年を別である。 181年 181年 181年 1818年	処方訓令 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	いて 中国問題に関する連盟決議の採択経緯につ1731

	Ξ	Ξ	Ξ	-		_	Ξ	八	五.	Ξ	四
	785 昭和13年3月15日	784 昭和13年3月15日	722 昭和13 年3 月12 日	205 昭和13年3月1日	昭和十三年三月	204 昭和13年2月28日	7 <b>83</b> 昭和13 年2 月26	1686 昭和13年2月21日	1206 昭和13 年2 月21日	<b>721</b> 昭和13年2月18日	961 昭和13 年2 月17
付	<b>閣</b>	閣議	二七〇 広田	上在村上	月		六七七 広田	外在			三一
「支那經濟開發ニ關シ第三國資本導入要綱(案)」記 昭和十三年三月十二日、外務省事変企画委員会決定	議決定	議決定	四外務大臣宛(電報) 入津堀内総領事より	7東亜局第一課長宛上海田尻大使館一等書記官より			田外務大臣宛(電報)上海岡本総領事より	7務省宛 上本邦クレーギー英国大使より			田外務大臣宛(電報) ポーランド酒勾大使より
資本導入要網(案)」 省事変企画委員会決定	「中支那振興株式會社設立要綱」	「北支那開發株式會社設立要綱」	の外国向け説明振り請訓 米諸国の抗議に鑑み第二次改訂に当たって・ 臨時政府が実施した関税率改訂に対する英	華中新政府樹立工作の進捗状況について		官懇談記録(第二回) 事変収拾をめぐる外務・陸軍・海軍三省次	び外債処分問題につき意見具申華中新国策会社設立に関し総裁の人選およ	に回復するよう要求について占領を終了し工部局警察による統制を完全上海共同租界の日本軍占領地域に対し軍事	府公文 る責任はあくまで日本側にあるとの米国政米国人の生命財産の保護および損害に対す	について中国海関の保全に関する米国大使館口上書	同国外相へ謝意伝達についてりポーランドが投票を棄権したことに対しりませまでの中国問題決議の採択に当た
	.i. 1440	: 1438	1334			.i. 264	: 1437			: 1333	

□ 11 3 3	糸 ケー										
五.			-			五.	六	五	六		Ξ
1120			207	206		1233	1331	1264	1330		748
昭和13年3月25日			昭和13年3月24日	昭和13年3月23日		昭和13年3月22日	昭和13年3月21日	昭和13年3月19日	昭和13年3月(7)日		昭和13年3月17日
				九六四		九四七	六四	九 一 七	特情華府六		合八六一
	「中、北支政權問題及稅率問題二 昭和十三年三月二十二日、東	「中支政權成立問題經緯」付記一 昭和十三年三月二十二日、東	閣議決定	広田外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より	知 電 昭和十三年三月二十二日発在上:	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	広田外務大臣宛(電報) 在上海岡本総領事より	広田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	「對支中央機關問題經過(其ノ付 記 昭和十三年四月二十日、米沢!	(電報) 在米国斎藤大使、在仏国杉村大使宛広田外務大臣より
一般的應酬方針」 外務省作成の「「ホールパッチ」ニ對スル	-問題等ニ關シ喜多少將ノ談話要領」 東亜局第一課作成	亜局第一課作成	「北支及中支政權關係調整要領」 …	内報について   内報について	上海日高総領事より広田外務大臣宛第九四八…	る陸軍・海軍・外務当局談の発表について…華中占領地域における内河航行制限に関す…	体化しつつあるとの報道報告除去せんとする与野党議員の合同運動が具…中立法を廃止し米国の外交政策上の制約を	したとの情報報告 英蘭銀行が中国政府名義の公債発行を再開	ブでの演説につき報告 米国国務長官のナショナル・プレス・クラ	2(其ノー)」	定について 議状況および中国経済開発に関する閣議決… 対華中央機関設置問題に関する政府内の協
: 1921	: 279	: 272	: 271	: 270	: 2094	: 2094	: 2210	: 2136	: 2208	: 1372	: 1371

でく暫定2096	措置である旨英米側へ説示につい内河航行制限は軍事上の理由に基	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	一一四六	昭和13年4月8日	1235	五.
た情報部長談2005	話ソ連の対中軍事援助を非難した情			昭和13年4月5日	1163	Ŧī.
一〇三号	在上海日高総領事より広田外務大臣宛第一一〇三号	加 電 昭和十三年四月五日発在上 別 電 昭和十三年四月五日発在上				
の権利保全要求に 1335	対する回答振り請訓米国よりの米中棉麦借款の権利保	広田外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より		昭和13年4月5日	723	Ξ
宛第四八  289	合流試案日発在北京森島大使館参事官より広田外務大臣宛第四日発在北京森島大使館参事官より広田外務大臣宛第四	王克敏が提出した合流試案 五号 昭和十三年四月五日発在北				
時·維新両政 288	府の合流協議について王克敏・梁鴻志会見による臨時・	広田外務大臣宛(電報) 在北京森島大使館参事官より	四八四四	昭和13年4月5日	210	_
議 議 関 する 287	告外務・陸軍・海軍三省関係者の協議「北支及中支政權關係調整要領」に	広田外務大臣宛(電報) 在北京森島大使館参事官より	四 八 二	昭和13年4月5日	209	
「国側より 2095	通告について内河の自由航行権を留保する旨米国	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	一〇六七	昭和13年4月1日	1234	五.
			月	昭和十三年四		
	時政府・維新政府の成立経緯概要、作成年月日不明	中華民国臨時政府・維!				
: : : : : : : : :	中華民国維新政府の成立宣言			昭和13年3月28日	208	_
: : 1923	對スル各種問題應酬振   -六日、東亜局第一課作成	付 記 昭和十三年三月二十六				

		三			_	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ	九	Ξ
		726 昭和13年5月2日	昭和十三年五月		211 昭和13年4月29日	725 昭和13 年 4 月27	668 昭和 13 年 4 月 27	724 昭和13年4月25日	787 昭和13 年 4 月23日	1899 昭和13年4月19日 機密九三	786 昭和13年4月19日
二 右取極の留意点に関する日英往復書簡	付記一 右取極の合意に関する日英往			中華民国臨時政府への折衝・付 記 陸軍省作成、作成日不明				第三委員会決定	第三委員会決定	九三 広田外務大臣宛 在ラングーン金子領事代理より	五二 広田外務大臣宛(電報) 在張家口森岡総領事より
	· 1341	日英取極 日英取極 1338		指導に関する陸海外三省間覚書案291	子 近く訪日予定の王克敏に対する応酬方針骨290	る日英交渉の経過概要 た中国関税収入外債負担部分の処理に関す 33 東亜局第一課が閣議説明資料として作成し 133	長との間の覚書 17年との間の覚書 2次通・通信・航空等に関する北支那方面軍 20年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18	理方針」	「在支紡績應急對策」 143	ルマ政庁要路の回答振り報告	蒙疆方面の為替管理方針について443

	.7	33		三 右取極合意に当たっての堀内外務次官とクレ	- ギー大使との会談	: 47 1345
Ξ	727	昭和13年5月3日			中国海関問題に関する日本政府発表 …	: 1347
三	728	昭和13年5月3日	一 四 〇 五	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	浜正金銀行保管を総税務司承諾について	: 1348
				右承諾の旨の上海税関長より横)別 電 昭和十三年五月三日発在上海日	横浜正金銀行宛書簡 日高総領事より広田外務大臣宛第一四〇六号	: 1349
三	729	昭和13年5月3日	<u>四</u> <u>一</u> 一	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	横浜正金銀行への移管要求について香港上海銀行に保管される関税収入残高の	: 1349
五	1164	昭和13年5月3日			重申入れた旨の情報部長談話ざるを得ないと重光大使より同国政府に厳…ソ連の対中軍事援助は対日敵対行為と認め	: 2006
三	730	昭和13年5月6日	一 四 四 三	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	維新政府による上海海関接収完了について…	: 1350
三	731	昭和13年5月6日	四四八	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	する中国側要人の談話報道報告・中国関税収入処理に関する日英取極を非難	: 1350
三	732	昭和13年5月6日	一 四 五 一	広田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	完全履行を英国側に要求すべき旨請訓中国関税収入処理に関する日英取極の即時	: 1351
三	788	昭和13年5月9日	六七八	広田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	注意喚起について 朝鮮銀行券の上海流出阻止を華北各公館へ	: 1445
Ξ	733	昭和13年5月10日	三五	広田外務大臣宛(電報) 在英国吉田大使より	私信について に満足を表する英国外務次官の吉田大使宛… 中国関税収入処理に関する日英取極の成立	: 1351
Ξ	789	昭和13年5月10日	六七八	広田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	処理および軍の監督権などにつき意見具申:	: 1445

四	Ξ	四			四	四	Ξ	五.	四
966	734	965			964	963	790	1207	962
昭和13年5月18日	昭和13年5月18日	昭和13年5月17日			昭和13年5月15日	昭和13年5月14日	昭和13年5月13日	昭和13年5月11日	昭和13年5月10日
<u>六</u> 一 九	五四〇	<u>一</u> 四							九 五
広田外務大臣宛(電報)在ソ連邦重光大使より	広田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	二 右和訳文	付記一 昭和十三年五月十四日採択	広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	報) 天国際会議事務局長	第三委員会決定		広田外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長
政府が明確に宣言すべき旨意見具申 12盟決議や九国条約に対してわが方立場を0	を天津税関長へ要求について 13年 中国関税収入処理に関する日英取極の履行52	の状況につき報告	: :: 1730	: :: 1738	どにつき報告 25につき報告 172 173 173 173 173 173 173 173 173 173 173	いて 経緯などに関するポーランド代表内話につ3年題秘密理事会での中国問題決議案作成の 5年	「中支那通貨金融対策」16	勧告に関する情報部長談話 20番	ど報告 世盟理事会における中国代表の演説要旨な33
	966 昭和13年5月18日 六三九 広田外務大臣宛(電報) 政府が明確に宣言すべき旨意見具申 連盟決議や九国条約に対してわが方立場	966 昭和13年5月18日 六三九 広田外務大臣宛(電報) 政府が明確に宣言すべき旨意見具申 734 昭和13年5月18日 五四○ 広田外務大臣宛(電報) 連盟決議や九国条約に対してわが方立場を を天津税関長へ要求について た田外務大臣宛(電報) 中国関税収入処理に関する日英取極の履行	966 昭和13年5月18日	966 昭和13年5月18日   大三九   佐ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長   連盟決議や九国条約に対してわが方立場を   二   右和訳文   二   二   二   二   二   二   二   二   二	966       昭和13年5月17日       一四       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会における中国問題への関心低下         在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会における中国問題への関心低下         在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会における中国問題への関心低下         在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会における中国問題への関心低下         を天津税関長へ要求について       を天津税関長へ要求について         がおいて       を大津税関長へ要求について	966       昭和13年5月15日       一二       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会での中国問題決議採択の経緯な         1       734       昭和13年5月17日       一四       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       どにつき報告          1       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会での中国問題への関心低下          2       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会における中国問題への関心低下         4       企工・計算を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	966       734       965       964       昭和13年5月16日       一二       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会での中国問題決議採択の経緯ないて         966       734       965       昭和13年5月16日       一二       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       連盟理事会での中国問題決議採択の経緯ないて         イ理兼総領事より       二       右決議       とにつき報告       とにつき報告         イ理兼総領事より       上       一四       在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長       とにつき報告       とにつき報告         イ理事会での中国問題への関心低下       一四       本大津田代総領事より       を大津税関長へ要求について       上         本日外務大臣宛(電報)       中国関税収入処理に関する日英取極の履行       中国関税収入処理に関する日英取極の履行       上         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	966   963   790   昭和13年5月13日   第三委員会決定   1   1   1   1   1   1   1   1   1	966       734       965       964       963       790       1207         昭和13年5月11日       964       963       790       1207         昭和13年5月13日       在ジュネープ字佐美国際会議事務局長       正面外務大臣宛(電報)       「中支那通貨金融対策」         1964       昭和13年5月14日       1965       1964       1963       1964       1963       1964       1963       1964       1963       1964       1963       1964       1963       1964       1963       1964       1963       1964       1965       1964       1965       1966       1966       1966       1967       1966       1967

五	Ξ	Ξ	五		_	八	_	四	五
1036	735	791	1208		213	1688	212	967	1035
昭和13年6月1日昭和十三年六月	昭和13年5月31日	昭和13年5月30日	昭和13年5月28日		昭和13年5月28日	昭和13年5月27日	昭和13年5月27日	昭和13年5月21日	昭和13年5月19日
月 二 九 五		四六四	一 七 五		一六九七	一六八八		六 五	一 〇 九
宇垣外務大臣宛(電報) 在独国東郷大使より		宇垣外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	在独国東郷大使宛(電報)字垣外務大臣より	六月十七日の外国人記者会見(路)」より抜粋 (お)より抜粋 田和十三年六月二十一日、情	宇垣外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	宇垣外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より		広田外務大臣宛(電報)在スイス天羽公使より	広田外務大臣宛(電報) 在シンガポール岡本総領事より
状況につき報告 華北での日独経済提携に関する協定の交渉1821	する情報部長談話 1352時の関税改正に関1352	入許可の緩和など救済策検討方意見具申 14者は外国商との競争力に乏しいため本邦輸44中国連合準備銀行券を使用する邦人輸出業 8	報の第三国と同様独国にも適用する旨通2061一般被害賠償要求に対するわが方処理方針	[人記者会見での宇垣外相談話に関する各国論調 295二十一日、情報部作成「支那事變ニ關スル各國新聞論調 295	近衛内閣改造に対する上海の報道振り報告293	での接収工作を軍側進行中について 27法院職員に維新政府が辞令を交付する形式73上海特区法院の実力接収は困難であるため 4	した「事變ニ關聯セル各種問題」 宇垣外相就任に当たり東亜局第一課が作成2	具申が方見解を表明する必要がある旨意見41が列国の援蔣態度や九国条約の効力に対す41連盟の中国問題決議は無視しても実害ない	関する観測について おかり おり おり おり おり おり おり は かり おり

日付象	索引										
四	四	_	Ξ	Ξ	三	三		五.	五.	五.	
969	968	215	794	793	792	736	214	1236	1265	1209	
昭和13年6月20日	昭和13年6月19日	昭和13年6月17日	昭和13年6月9日	昭和13年6月9日	昭和13年6月8日	昭和13年6月7日	昭和13年6月7日	昭和13年6月3日	昭和13年6月2日	昭和13年6月1日	
九 五 〇	一九四六	五三	六〇九	三九一	六 〇 五	五 九 九		一七六五			
在上海日高総領事宛(電報)字垣外務大臣より	宇垣外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	宇垣外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	宇垣外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	在天津田代総領事宛(電報)字垣外務大臣より	宇垣外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	宇垣外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より		宇垣外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	宇垣外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より		「北支ニ於ケル日獨經濟提携ニ付 記 昭和十三年七月十日、参謀本部
ぐる発言振りにつき通報 宇垣外相記者談話中の九国条約再検討をめ	る発言につき報道振り報告 宇垣外相記者談話中の九国条約改訂をめぐ	具申 て新政府に参加するよう工作すべき旨意見… お政府に参加するよう工作すべき旨意見… 設立を図り蔣政権が抗日容共政策を放棄し… 列国の動向に注意しつつ中国新政府の急速	について 銀行券の移輸出禁止に関する領事館令告示	可方回訓 金融攪乱取締に関する処罰令公布につき認	につき請訓 につき請訓 につき請訓 につき にのき は として処罰するため処罰令公布 金融費 出者として処罰するため処罰令公布 は は いっぱい は いっぱい は にんしょう は しょう は まま しょう は しょう は しょう は しょう は しま しょう は な な は しま といま しま は しゅん しょう は は しょう は は は しょう は は は しょう は しょう は しょう は しょう は は しょう は は は しょう は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	関税率改訂の経済的影響につき報告	話日中国大使館引揚げに関する情報部長談	のための工作実現方意見具申 揚子江封鎖中におけるわが方水運事業拡張	米中銀協定に関する米国紙報道について …	広東空爆問題に関する情報部長談話 …	<b>湾提携ニ關スル協定案」</b> 参謀本部第六課作成
: 1744	: 1743	: 297	: 1450	: 1450	: 1449	: 1354	: 296	: 2097	: 2137	: 2062	: 1822

Ξ	Ξ	_	_		<u> </u>	_	Ξ	_	Ξ	六	
797	669	221	220		219	218	796	217	795	1332	216
昭和13年7月5日	昭和13年7月4日	昭和13年7月3日	昭和13年7月	昭和十三年七月	昭和13年6月29日	昭和13年6月28日	昭和13年6月24日	昭和13年6月24日	昭和13年6月23日	昭和13年6月22日	昭和13年6月22日
				月			五. 三.			三三七	
五相会議決定						在本邦クレーギー英国大使 } 会談宇垣外務大臣	宇垣外務大臣宛(電報)在青島大鷹総領事より	五相会議決定	第三委員会決定	宇垣外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より	
「中支那金融緊急對策」	陸軍省作成の「蒙疆政務指導要綱」	望」 壁軍省作成の「時局外交ニ關スル陸軍ノ希	事変対策に関する石射東亜局長意見書		港視察報告 蔣介石政権の動向に関する岩井副領事の香	があるとのクレーギー大使提議について	いとの大蔵省方針について 入取引は貿易収支の均衡を得れば制限しな… 華北方面の邦人業者による第三国との輸出	「今後ノ支那事變指導方針」 …	「上海內河汽船株式會社設立要綱」	表明について 研究を開始する旨を発表し国務長官も賛意… 米国上院外交委員長が中立法修正に関する	談話 王寵恵外交部長の和平論に関する情報部長
: 1453	: 1252	: 326	: 304		: 301	: 299	i 1452	: 299	: 1450	: 2211	÷ 298

一 五	Ξ	_	五.	五.			三		五	
									Д.	
224 1040	671	223	1039	1038			670	222	1037	
昭 昭 13 13 年 7 月 8 日	昭和13年7月7日	昭和13年7月7日	昭和13年7月6日	昭和13年7月6日			昭和13年7月6日	昭和13年7月6日	昭和13年7月5日	
	二二九		四四二	四 四 一			九八五		二 四 八	
五相会議決定 在本邦アンリ仏国大使 / 会談	宇垣外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より		宇垣外務大臣宛(電報) 在仏国杉村大使より	宇垣外務大臣宛(電報) 在仏国杉村大使より	対英回答案 七号 一 昭和十三年七月五日発在北京	和電一 昭和十三年七月六日発在北京 一 昭和十三年七月六日発在北京	宇垣外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より		宇垣外務大臣宛(電報)在張家口森岡総領事より	「中支那金融緊急對策ニ付英國付 記 昭和十三年八月十日付、作成
(国の西沙群島占拠に対しわが方抗議申入33 (「支那現中央政府屈伏ノ場合ノ對策」 (1825年) (1825年)	ついて 塩務経局ボードが要	事変一周年に際しての宇垣外相声明331	態度に関し対応振り意見具申 1822年の対日24	振り報告 1825年	月五日発在北京堀内大使館参事官より宇垣外務大臣宛第九八 1257	月六日発在北京堀内大使館参事官より宇垣外務大臣宛第九八 1725	し外国権益処理に関する方針案請訓 1253日本軍による北寧鉄路局の改組・管理に際1253	はあり得ないとの近衛総理記者談話 329年抗日政策を維持する国民政府との和平9	求める交渉は長期化する見込みについて 1827年のスタンダード石油など英米資本に出資を82家疆連合委員会の石油販売統制実施に当た	付英國ト公式交涉開始ノ件」1455

 230	五. 1041	五. 1210	三 798		三 749	 228	五.	 227		 226	五. 1121	225
25 昭和13年7月19日	昭和13年7月18日	昭和13年7月17日	昭和13年7月17日	昭和13年7月15日	昭和13年7月14日	昭和13年7月14日	昭和13年7月12日	昭和13年7月12日		昭和13年7月12日	昭和13年7月8日	昭和13年7月8日
	九一六		二六七		一〇三八	二九八八	三普九二公					
五相会議決定	宇垣外務大臣宛(電報)在香港中村総領事より		宇垣外務大臣宛(電報)在張家口森岡総領事より	五相会議決定	宇垣外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	宇垣外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	宇垣外務大臣宛在米国斎藤大使より	五相会議決定	「時局ニ伴フ對支謀略」等。付 記 昭和十三年七月二十二日、	五相会議決定	五相会議決定	五相会議決定
「支那政權內面指導大綱」	ものとの伊国総領事内話報告西沙群島の仏国占拠は中国の懇請に基づく	に関する情報部発表 上海および南京方面への米英人復帰問題等	支店に閉鎖を命じた旨報告蒙疆連合委員会が管轄区域内の中国銀行四	「支那新中央政府樹立指導方策」	政府反発について対華中央機関設置問題に関する報道に臨時	事官からの情報報告和平条件をめぐる汪兆銘言動につき伊国参	米中銀協定の更新に関するUP通信報告	「英獨大使ノ和平斡旋申込ニ對スル態度」	の訂正事項 五相会議決定	「時局ニ伴フ對支謀略」	「差當リノ對英外交方針」	對策」 当時期中央政府にもデアを対して対し、場合に対している。
: 339	1828	等 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	1456	: 337	時 記 1377	336	: 2137	: : 336	: 335	: 335		333

ш	リポリ											
Ξ	Ξ	Ξ	_	_	Ξ	Ξ		-	_	_	-	-
739	738	800	237	236	799	737		235	234	233	232	231
昭和13年8月17日	昭和13年8月15日	昭和13年8月12日	昭和13年8月9・10日	昭和13年8月6日	昭和13年8月4日	昭和13年8月3日	昭和十三年八月	昭和13年7月29日	昭和13年7月26日	昭和13年7月25日	昭和13年7月23日	昭和13年7月21日
三 五 〇 二	二四八六	二四六五	Ц		一三五九	三三七一	月					
宇垣外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	宇垣外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	宇垣外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より			宇垣外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	宇垣外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より		五相会議決定	五相会議決定			
取極の履行を総税務司に強く要求について13・北清事変賠償金の対日支払い再開など日英57	渉方意見具中 15年 135年 135年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14	について 資本参加に関し英国商ケズウィックへ説明45 中支那振興会社および同子会社への第三国	張熾章との会談に関する神尾茂の報告8	した日中和平交渉に関する方針概要 36本へ帰任する中村総領事に宇垣外相が示2	中国人の執着など華北金融状況につき報告 14年 中国連合準備銀行券の流通速度や法幣への 1457	側履行遷延に対し根本的解決策回示方請訓 13中国関税収入処理に関する日英取極の英国 155		「對支特別委員會ニ關スル解釋ノ件」362	「對支特別委員會」 361	見書 見書 見書 見書 見書 日本	三との交渉経緯 日中和平に関する在香港中村総領事と喬輔3	長宛報告

37 672 1042 四 昭和 13 13 年 8 月 月 日 一六二 二五一四
和 和 13 13 13 年 8 8 8 8 8 8 8 17 17 日 二五
三 一六
四二
字垣外務大臣 - ハボゲ 字垣外務大臣宛(電報) 字垣外務大臣宛(電報)
米国艦船の揚子江下航問題に関する字垣外
宇垣外務大臣 一 (水炭 米国艦船の揚子江下航問題に関する宇垣外宇垣外務大臣宛(電報) への回答振り報告 塩務新会社設立報道に対する英国大使抗議

□ 1/1 ∋	糸ケー										
_	-	五.	Ξ	-	五		-			Ξ	五
241	240	1123	804	239	1045		238			803	1044
昭和13年9月9日	昭和13年9月9日	昭和13年9月8日	昭和13年9月6日	昭和13年9月4日	昭和13年9月2日		昭和13年9月2日	昭和十三年九月		昭和13年8月29日	昭和13年8月28日
					三四二			月		二八一	
五相会議決定		在本邦クレーギー英国大使 } 会談宇垣外務大臣	閣議決定		宇垣外務大臣宛(電報) 在張家口森岡総領事より	「廣東出兵ニ關スル外務當局ノ意見付 記 昭和十三年九月五日、外務省作成	板垣陸軍大臣 } 会談		右要網 一二八二号 一二八二号	宇垣外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	宇垣外務大臣宛(電報) 在張家口森岡総領事より
「聯合委員會樹立要綱」	坂西・袁良会談要領	宇垣外相が日本側見解を披瀝についてに提出した中国に関する日英懸案表に対し…英国側が迅速解決を要望して七月二十六日	「上海都市建設基本要綱」	局長への内話要領事変収拾方針に関する宇垣外相の石射東亜	陸軍省宛説明振りについて 蒙疆での石油販売統制に関する軍司令部の	/ 意見」	広東出兵に関する宇垣・板垣会談		九日発在北京堀内大使館参事官より宇垣外務大臣宛第	外国為替基金制度実施要綱の決定について	地交渉は当分中止の方針について 求める交渉は成功の見込みなく上海など現… 蒙疆での石油販売統制に英米資本の協力を
: 385	: 380	: 1935	: 1464	: 377	: 1832	: 373	: 373		: 1464	: 1463	: 1831

mt	m			m	mi					m
四	四			四	四	_	_	_		四
974	973			972	971	244	243	242		970
昭和13年9月20日	昭和13年9月20日			昭和13年9月19日	昭和13年9月16日	昭和13年9月16日	昭和13年9月15日	昭和13年9月13日		昭和13年9月10日
二 五 四	五五三			二四六	二三六					三四四
宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	二 右和訳文	右招請状 宛電報 宛電報	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長				連盟規約第十七条の日中紛争。付 記 昭和十三年九月十一日付、中国	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長
空爆問題に関する連盟の討議状况報告	請状発出を決定した内情について連盟理事会が規約第十七条に基づく対日招		際連盟アヴノール事務総長より宇垣外務大臣	請状発出を決定した旨報告連盟理事会が規約第十七条に基づく対日招!	代表の総会演説振り報告 連盟規約第十六条の制裁規定をめぐる各国?	スルー考察」 東亜局第一課作成の「新中央政府組織ニ關	対支特別委員会の上海における会議要領	に対する内話要領 対中工作の現状に関する坂西中将の谷公使	・への適用方要請!!国政府代表部より国際連盟宛覚書!	につき観測報告を要求するとの情報など連盟理事会の動向中国が日中紛争に連盟規約第十七条の適用
1750	1749	1749	1748	1747	1746	390	388	387	1745	1745

日付索5	<del>;</del>									
四	四	五.	Ξ	四	四	Ξ		<i>五</i> .	五.	四
979	978	1268	806	977	976	805	245	1267	1046	975
昭和13年9月25日	昭和13年9月24日	昭和13年9月23日	昭和13年9月23日	昭和13年9月22日	昭和13年9月22日	昭和13年9月22日	昭和13年9月22日	昭和13年9月21日	昭和13年9月20日	昭和13年9月20日
二六二	1140	三六四			一 一 八	一 四 三 五		三五八	三六六	五五五
宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 在ニューヨーク若杉総領事より	第三委員会決定	国際連盟アヴノール事務総長宛(電報)字垣外務大臣より	代理兼総領事宛(電報) 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長宇垣外務大臣より	宇垣外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より		宇垣外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	宇垣外務大臣宛(電報)在張家口森岡総領事より	宇垣外務大臣宛(電報)代理兼総領事より代理兼総領事より
注意喚起する連盟決議案について 日本軍占領地域における阿片問題の悪化を	について 連盟規約第十六条の解釈に関する各国意見	報道報告 汎にわたり米国の態度は中国に好意的との… 銀購入継続問題を中心に米中協議は相当広	理要綱」 「中支那方面物資配給組織ニ關スル暫定處	するわが方拒絶回答 連盟規約第十七条に基づく対日招請状に対	の留意点について わが方空爆の合法性を説明するに当たって	公布は暫く見合わせについて 物価の漸次低下傾向に鑑み物価取締規則の	中華民国政府連合委員会の成立宣言	始の報道報告 米国の銀購入政策継続に関する米中協議開	について 針を転換するに当たってのわが方措置振り… 関係国の抗議を避け蒙疆石油販売統制の方	わが方空爆の合法性説明について
: 1756	: 1754	: 2139	: 1467	: 1753	: 1751	: 1466	: 392	: 2138	: 1833	: 1751

	四	四	四	四	四	四	四	五.	四
	987	986	985	984	983	982	981	1047	980
	昭和13年9月30日	昭和13年9月30日	昭和13年9月29日	昭和13年9月29日	昭和13年9月29日	昭和13年9月28日	昭和13年9月28日	昭和13年9月26日	昭和13年9月26日
	二八三	二七九	二七八	二 七 七	二七三	七一	二六八	七四六	二六六
付記一 右議長報告	近衛外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	近衛外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	宇垣外務大臣宛(電報) 在青島大鷹総領事より	宇垣外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長
:: :: :1763	報告の理事会採択について 1762連盟規約第十六条の対日適用に関する議長 22	報告案発表について 連盟規約第十六条の対日適用に関する議長2	申か方態度表明につき天羽事務局長意見具17年表明および制裁措置を実行する国に対する61連盟との協力断絶に当たってのわが方立場	報告案の内容につき情報報告 1760 担盟規約第十六条の対日適用に関する議長60	談内容につき報告 案をめぐる天羽事務局長と英国代表との会75 連盟規約第十六条の対日適用に関する決議 9	案の討議状況報告 175年 東盟規約第十六条の対日適用に関する決議 175	対応振り意見具申 阿片問題に関する連盟での対日非難につき7	同国領事通報についてけて独国よりボイドが天津へ派遣される旨83華北経済提携に関する日独政府間交渉を受 4	採択について 1756 開片問題に関する連盟総会宛委員会報告の56

日 1寸 9 四	四 四	四	四	四				三	_		
992	991	990	989	988				750	246		
昭和13年10月3日	昭和13年10月2日	昭和13年10月1日	昭和13年10月1日	昭和13年10月1日				昭和13年10月1日	昭和13年10月(1日	昭和十三年十月	
	六 一 一	二九〇	二八七	二八六					一二二六	月	
	近衛外務大臣宛(電報)在仏国杉村大使より	近衛外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	近衛外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	近衛外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	「對支中央機關問題經過(其ノ二)」 昭和十三年十月二十日、米沢調査部長作成	「右ノ外五相會議ニ於テ決定セニ 昭和十三年十月一日	付記一 昭和十三年十月一日	閣議決定	近衛外務大臣宛(電報)在香港中村総領事より		二 右和訳文
連盟規約第十六条の対日適用に関する情報	との協力関係を即時断絶すべき旨意見具申今次の議長報告採択を好機として連盟機関	報告の採択経緯報告連盟規約第十六条の対日適用に関する議長	見具申報告採択につき天羽事務局長気付きの点意報告採択につき天羽事務局長気付きの点意連盟規約第十六条の対日適用に関する議長	会決議の採択について中国での毒ガス使用問題に関する連盟理事	一)」調査部長作成	ル事項」		「對支院設置ニ關スル件」	宇垣外相辞任に関する報道振り報告		
770	1769	1768	1766	1766	: 1379	: 1379	: 1378	: 1377	393		

_	五.			六				_	_	六
250	1269	249		1334				248	247	1333
昭和13年10月8日	昭和13年10月7日	昭和13年10月7日		昭和13年10月6日				昭和13年10月6日	昭和13年10月5日	昭和13年10月4日
三九八	四 九 八							九六四	機密三四二	四六五
在香港中村総領事宛(電報)近衛外務大臣より	近衛外務大臣宛(電報) 在マニラ木原総領事代理より	五相会議決定	付 記 右和訳文	近衛外務大臣宛在本邦グルー米国大使より	唐紹儀襲撃事件の犯人に関せ 七号 田和十三年十月五日発在上海	唐紹儀死亡について 四三号 田和十三年九月三十日発在-	唐紹儀遭難の第一報 二九三七号 田和十三年九月三十日発在上	近衛外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	近衛外務大臣宛在北京堀内総領事より	近衛外務大臣宛(電報)
岩井副領事の香港出張について	議中との報道報告 国政府保管の棉麦購入に関し米中両国が協 軍需物資購入のためのクレジット設定や米	「土肥原中將ニ與フル指示」		政府の対日通牒中国における米国権益の擁護に関する米国	関する情報報告上海日高総領事より近衛外務大臣宛電報第二九七	上海日高総領事より近衛外務大臣宛電報第二九	上海後藤総領事代理より近衛外務大臣宛電報第	話について 陥落の場合の和平見通しに関する陳中孚内 唐紹儀暗殺後の新政権樹立工作および漢口	活・金情報報告 では、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	こともほぼないとの観測報告れる見込みは乏しく日中紛争に適用される
: 398	2139	: 397		2212	396	396	396	395	394	221

′ 1									
九		Ξ	五.	四		四			五
1747		673	1048	994		993			1211
昭和13年10月18日		昭和13年10月17日	昭和13年10月15日	昭和13年10月15日		昭和13年10月14日			昭和13年10月12日
三三七		五七二	00			二二九			
近衛外務大臣宛(電報)在ハノイ宗村総領事より	知 電 昭和十三年十月十七日発在北京 五七三号	近衛外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より	近衛外務大臣宛(電報)在香港中村総領事より	近衛外務大臣宛(電報) 代理兼総領事より 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長	「國際聯盟諸機關トノ協力關係付 記 昭和十三年十月九日付、外務%	代理兼総領事宛(電報) 在ジュネーブ宇佐美国際会議事務局長近衛外務大臣より	右通報に対する英国回答公信 昭和十三年十月二十四日付在1	右通報に対する米国回答付記一 昭和十三年十月十六日付在本刊	在本邦グルー米国大使他宛近衛外務大臣より
具申 2807年 1月 1日	京堀内大使館参事官より近衛外務大臣宛第一 1260	中華民国臨時政府との間の覚書案について126年北交通会社設立に関する北支那方面軍と10	報について 報応をの関係に関する諸情1834	ジュネーブ総領事館の活動方針につき請訓72連盟協力終止後の国際会議事務局および在72	:終止ノ實施要綱」 1771 1771	決定について 理盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議71	本邦クレーギー英国大使より近衛外務大臣宛 	邦グルー米国大使より近衛外務大臣宛公信8	に関する各国大使への通報文 華南作戦地域における権益保護措置の必要66
	九 74 昭和13年10月18日 二三七 近衛外務大臣宛(電報) 具申 174 昭和13年10月18日 二三七 在ハノイ宗村総領事より 国側の非友誼的な対日態度是正につき意見 人口経由対中武器輸送問題などにおける仏	九 174 昭和13年10月18日 二三七 近衛外務大臣宛(電報) 国側の非友誼的な対日態度是正につき意見 右覚書案 石覚書案 仏印経由対中武器輸送問題などにおける仏 エモニ号 エモハノイ宗村総領事より 仏印経由対中武器輸送問題などにおける仏 エモニ号 エモー 日発在北京堀内大使館参事官より近衛外務大臣宛第一	三 673 昭和13年10月17日 二三七 近衛外務大臣宛(電報) 中華民国臨時政府との間の覚書案につき意見 カ 電 昭和十三年十月十七日発在北京堀内大使館参事官より近衛外務大臣宛第一	<ul> <li>五 1048 昭和13年10月15日 二三○○ 在香港中村総領事より</li> <li>三 673 昭和13年10月17日 一五七二 在北京堀内大使館参事官より 中華民国臨時政府との間の覚書案について 一</li></ul>	四 994 昭和3年10月15日 三○三 代理兼総領事より	五       1048       B994       昭和13年10月15日       三〇三       在参考中村総領事より       正〇三       在香港中村総領事より       近衛外務大臣宛(電報)       英国やソ連の蔣政権との関係に関する諸情         五       1747       昭和13年10月15日       二三〇〇       近衛外務大臣宛(電報)       英国やソ連の蔣政権との関係に関する諸情         五七二       近衛外務大臣宛(電報)       華北交通会社設立に関する北京郷内大使館参事官より       華北交通会社設立に関する北京郷方面軍と         五七三号       五七三号       五七三号         五七三号       五七三号       五七三号         五七三号       五七三号       4         五七三号       五七三号         五七三号       4         五七三子       5         五七三子       5         五十二十月十七日発在北京堀内大使館参事官より近衛外務大臣宛第一         174       10月18日         175       10月18日         174       10月18日         175       10月18日         174       10月18日         175       10月18日         176 <td>四       993       昭和13年10月14日       一二九       在端外務大臣名間報)       大田乗総領事院(電報)       大田和13年10月15日       一二九       一二九       大田乗総領事院(電報)       一二九       一二九       大田乗総領事院(電報)       一二九       一二九       一二九       一二九       一二九       一二九       大田東総領事院(電報)       一二十       一二十       一二十       一二十       一二十       一三十       一二十       一三十       一二十       一二</td> <td>  四   993   昭和13年10月14日   二二九   在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   一</td> <td>  四   1747   1048   994   993   昭和13年10月14日   一二九   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在北京堀内大使館参事官より   40段   40</td>	四       993       昭和13年10月14日       一二九       在端外務大臣名間報)       大田乗総領事院(電報)       大田和13年10月15日       一二九       一二九       大田乗総領事院(電報)       一二九       一二九       大田乗総領事院(電報)       一二九       一二九       一二九       一二九       一二九       一二九       大田東総領事院(電報)       一二十       一二十       一二十       一二十       一二十       一三十       一二十       一三十       一二十       一二	四   993   昭和13年10月14日   二二九   在ジュネーブ字佐美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   一	四   1747   1048   994   993   昭和13年10月14日   一二九   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在ジュネーブ字在美国際会議事務局長   連盟協力終止に伴う対連盟処理方針の閣議   20三   在北京堀内大使館参事官より   40段   40

Ξ	_	<i>五</i> .	<i>五</i> .	_		五.	五.	<i>五</i> .	<i>五</i> .	五	_
674	254	1238	1054	253		1053	1052	1051	1050	1049	252
昭和13年10月28日	昭和13年10月28日	昭和13年10月27日	昭和13年10月25日	昭和13年10月25日		昭和 13 年 10 月 24	昭和 13 年 10 月 24	昭和13年10月24日	昭和13年10月24日	昭和 13 年 10 月 24	昭和13年10月21日
			三六八	亜 一 一機 五密		=======================================	三六五	三五三	三五二	三 四 九	一 七 七 七
陸軍・海軍・外務三大臣決定	五相会議決定	近衛外務大臣宛(電報)在香港中村総領事より	近衛外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	在上海谷公使宛近衛外務大臣より	クーリッジ号による現銀輸出付 記 昭和十三年十月二十四日付、	在米国斎藤大使宛(電報)近衛外務大臣より	近衛外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より	近衛外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	近衛外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	近衛外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	在上海日高総領事宛(電報)近衛外務大臣より
「漢口方面政務處理要綱」	「國家總動員强化ニ關スル件」 ::	て 珠江開放等に関する香港総督の要請につい	現銀を降ろしてクーリッジ号出港について::	いて 携行させる近衛外相より谷公使宛書簡につ: 香港方面での特別工作のため岩井副領事に	[の企図は非友誼的であり本件輸出中止方要請:外務省より在本邦米国大使館宛口上書	申入れ方訓令 前的であり本件輸出の中止を米国国務省へ: クーリッジ号による現銀輸出の企図は非友	へ抗議申入れについて する行為と思われる旨を指摘し米国総領事:: クーリッジ号による現銀輸出は蔣政権を利	し報告 クーリッジ号に積込まれた現銀の出所に関	領事が日本軍憲の不法圧迫を抗議について:米国汽船への出港差止め措置に対し米国総.	置実施について 報を得て税関長をして出港許可の取消し措: 米国汽船クーリッジ号への現銀積込みの情	訓 中国知識階級懐柔工作への機密費送金方回
: 1261	.: 401	.i. 2101	: 1841		: 1840	: 1839	: 1838	: 1837	: 1836	: 1836	: 399

三四系第	<i>→</i>	_		四	五	_		五.	九	五	Ξ
676	257	256		995	1055	255		1124	1748	1239	675
昭和13年11月3日	2 昭和13年11月3日	昭和13年11月3日		昭和13年11月2日	昭和13年11月1日	昭和13年11月1日	昭和十三年十	昭和13年10月31日	昭和13年10月28日	昭和13年10月28日	昭和13年10月28日
四七三					一七七三		月			四三六	
有田外務大臣宛(電報)在香港中村総領事より			告 医薬盟諸機関との協力関係終止付 記 昭和十三年十月二十九日付		在上海日高総領事宛(電報)有田外務大臣より	在本邦クレーギー英国大使 〉 会談近衛内閣総理大臣		沢田外務次官宛(半公信) 在本邦クレーギー英国大使より		近衛外務大臣宛(電報)在香港中村総領事より	陸軍・海軍・外務三大臣決定
省連絡会議の設置を検討方意見具申 1264	ラジオ演説 東亜新秩序建設に邁進すべしとの近衛総理406	東亜新秩序建設に関する日本政府声明405	終止の件に関する枢密院審査委員会の審査報75	談話 連盟諸機関との協力終止に関する情報部長4	方抗議の不当を抗議について 18米国大使がわが方軍憲の措置およびわが48クーリッジ号の現銀輸出事件に関して在本 1	英国政府より日中和平調停提議について402		請について 1945年 日英懸案事項の迅速解決を英国政府再度要194	長談話 仏印経由対中武器輸送問題に関する情報部9	請について 21艦隊司令長官の要2	「南支作戰ニ伴フ政務處理要綱」1263

五	Ξ	九	五.	六	五.	六	六	六	五.	四
1126	807	1900	1212	1338	1125	1337	1336	1335	1056	996
昭和13 年11 月11 日	昭和13年11月11日	昭和13年11月10日	昭和13年11月8日	昭和13年11月7日	昭和13年11月7日	昭和13年11月6日	昭和13年11月5日	昭和13年11月5日	昭和13年11月4日	昭和13年11月3日
八六〇	一 〇 六 五	六〇		11111110		五 一 七	五. 五. 五.	五 一 四		三三四四
有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在ラングーン金子領事より		有田外務大臣宛(電報) 在上海日高総領事より	在本邦クレーギー英国大使宛(半公信)沢田外務次官より	有田外務大臣宛(電報)在米国斎藤大使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	沢田外務次官宛在本邦アウリチ伊国大使より	有田外務大臣宛(電報)代理兼総領事より代理兼総領事より
見具申 見具申 とのでは、 これでは、 これで	きについて という おり おり おり おり おり おり という	報報告 ゼルマ経由雲南向け軍需品輸送に関する情 3005	れに関する情報部長談話日本軍の作戦地域拡大に際する列国宛申入71	紙論調報告 野建設を企図していることを非難した英字228 日本が米国の対日通牒を無視して東亜新秩 228	速解決要請に対するわが方回答 1945年 1955年 1945年 19	振り報告 2227年の九国条約廃棄説に関する米国紙報道7	泥していない旨の観測報告 222 米国国務長官は九国条約の維持にあまり拘7	が得策の旨意見具申が得策の旨意見具申が得策の旨かに路撃することは避け既 22条約を一方的に廃棄することは避け既 22条約を一方的に廃棄することは避け既 25条約を一方的に廃棄することは避け既 25条約を一方的に廃棄することは避けている。	の協力要請について 184の 185 185 185 185 185 185 185 185 185 185	響報告

111783	′ 1										
六	_	_				_	九	Ξ	五.	五.	Ξ
1339	260	259				258	1901	809	1240	1127	808
昭和13年11月18日	昭和13年11月18日	昭和13年11月17日				昭和13年11月17日	昭和13年11月15日	昭和13年11月15日	昭和13年11月14日	昭和13年11月14日	昭和13年11月13日
	三 四 五 一	三四四〇				一七〇七	六三	一〇七一		八七〇	一六八五
在本邦グルー米国大使宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	一 吳佩孚工作大要案」 一 昭和十三年十一月十七日	「和平救國工作指導要綱」付記一 昭和十三年十一月十一日、北	中央政府樹立問題に関する北別 電 昭和十三年十一月十七日発在	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在ラングーン金子領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より		有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より
が方回答 米国政府の十月六日付対日通牒に対するわ29	ついて臨時・維新両政府の関与を排除した理由に41年. 上肥原機関が中央政権樹立工作に当たって	地軍との意見対立につき報告中央政権樹立工作をめぐる土肥原機関と現5		北支那方面軍司令部作成2	北京特務部の意見 	展と北支那方面軍などの反発について 4.1肥原機関による呉佩孚擁立工作の急速進9	容認するビルマ政庁の態度について中国向け軍需品のビルマ領内通過を事実上06	告 石炭およびマッチの価格統制実施につき報4	の列国宛わが方回答に関する情報部長談話218場子江はいまだ開放するの時期にあらずと2	堅持するとの英国外務次官の議会答弁報告1949英国は米国と協力して九国条約の諸原則を199	対中通貨政策の強化に関し意見具申470

う英国外務省極東部長へ申入れについてビルマ経由対中軍需物資輸送を禁止するよ	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	九四二	昭和13年11月29日	1903	九
軍当局談について武漢攻略後の揚子江封鎖継続に	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	特情上海	昭和13年11月29日	1241	五.
する外交方針骨子東亜局第一課作成の中国および第三国に			昭和13年11月25日	264	_
答について 英国の和平調停提議に対するわが方拒絶	在本邦クレーギー英国大使 } 会談有田外務大臣		昭和13年11月24日	263	-
て鑑みビルマ政庁が発出した声に鑑みビルマ政庁が発出した声	有田外務大臣宛(電報)在ラングーン金子領事より	<u> </u>	昭和13年11月21日	1902	九
	「土肥原中將ニ與フル指示」付 記 昭和十三年十一月二十一日				
關スル打合事項」 陸軍省起案の「支那新中央政府樹立工作			昭和13年11月20日	262	_
参謀本部今井中佐作成	付 記 昭和十三年十一月二十一日、				
協議記録、同諒解事項およ			昭和13年11月20日	261	-
ットー独国大使会談の概要につ独国人被害賠償問題に関する有	在北京堀内大使館参事官宛(電報)在独国大島大使、在上海日高総領事有田外務大臣より	含三四〇五	昭和13年11月19日	1213	五.
『囘答ノ反應ニ關スル件』 个明	「十月六日申入ニ對スル對米囘答二 通商局第五課作成、作成日不明				
	付記一 右英訳文				

		266 265	昭和13年11月30日 昭和13年12月1日 合三四	十二月 一月 七	(電報) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	他關了	   「日支新關係調整方針」   「日支新關係調整方針」   スル御前會議次第」
	_	266	和 13 昭 年 和	合三四九七	斎藤大使他 他	「日支新關係調整方針」の決定につき通報	
	五	1242	昭和13年12月1日	三五九二	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	申揚子江開放が不可である理由につき意見具	2105
					揚子江の無制限開放が経済上 号 昭和十三年十二月一日発在上	が経済上不可である理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.i. 2106
					揚子江航行制限の必要に関って 昭和十三年十二月一日発在:	揚子江航行制限の必要に関する対外説明振り:・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.i. 2108
					揚子江開放の場合に付すべ. 号 昭和十三年十二月一日発在.	揚子江開放の場合に付すべき条件 : おり有田外務大臣宛第三五九五部和十三年十二月一日発在上海日高総領事より有田外務大臣宛第三五九五	.i. 2108
					付 記 昭和十四年一月二十三日、中支那)	覚」 : 中支那派遣軍司令部作成 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	2109
リポリ	_	267	昭和13年12月2日	三六〇〇	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	銭永銘の重慶行きに関する情報報告:	: 439
ПΙ	六	1340	昭和13年12月2日	三六〇一	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	検討を要請しつつあるとのロイター電報告:重慶政権が米国議会に対し中立法の条文再.	2244

五	七	_	六			七	五.	六	_	五.	<i>五</i> .
1270	1463	269	1342			1462	1058	1341	268	1214	1057
昭和13年12月15日	昭和13年12月13日	昭和13年12月13日	昭和13年12月12日			昭和13 年12 月10 日	昭和13 年12 月10 日	昭和13年12月7日	昭和13年12月6日	昭和13年12月3日	昭和13 年12 月3日
四五六	一 三 七	三九八機二	五六七				四九七	三六三五	三六二二	<u> </u>	七五六
有田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在天津田中総領事代理より	有田外務大臣宛在上海後藤総領事代理より	有田外務大臣宛(電報) 在米国斎藤大使より	日本軍が天津英仏租界より日本	和十三年十二月三日付在本	有田外務大臣宛(電報) 在天津田中総領事代理より	在独国大島大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海日高総領事より	(電報) 在上海日高総領事、在南京堀総領事宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在独国大島大使より
設定に関する情報報告 214	について 天津租界の境界におけるわが方検問の開始00	告書転送について 岩井総領事の香港での政治工作に関する報440	経済制裁を考慮中との米国紙報道振り報告 22日本の九国条約廃棄論に対して米国政府が 25年	本人撤退を命じた理由に関し注意喚起  24	・邦クレーギー英国大使より沢田外務次官宛半 59	準備を開始について 現地日本軍が租界を包囲する鉄条網の構築45 天津英仏租界内の抗日策動を阻止するため 9	促進方訓令 日支新關係調整方針」等 外国政府に対し「日支新關係調整方針」等 4	法修正を検討中とのロイター電報告て米国政府が経済制裁を念頭に置いた中立24日本政府の十一月十八日付対米回答を受け 4	呉佩孚の擁立は相当困難の模様につき報告440	査方訓令 査方訓令 を対解決のため独国人の被害状況につき調207 日独関係の重要性に鑑み被害賠償問題の優 207	に承認せしむるよう工作方意見具申で速やかに中国に新中央政府を樹立し独国84独国と蔣政権との関係は疎隔しつつあるの 3

刊系列											
	_	五.	五	五.	七	七	三			Ξ	三
	270	1273	1272	1271	1465	1464	810			751	677
	昭和13年12月19日	昭和13年12月18日	昭和13年12月(8)日	昭和13年12月17日	昭和13年12月16日	昭和13年12月16日	昭和13年12月16日			昭和13年12月16日	昭和13年12月16日
		01111	特情 九行 九育	五七八	四二二	一 九 一機 五密					
付 記 右英訳文		有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛在天津田代総領事より	閣議決定	興亜院連絡部官制 昭和十三年十二月十六日公布勅令第七	付記一 昭和十三年十二月十六日公布	有田外務大臣宛近衛内閣総理大臣より	閣議決定
	有田外相の外国人記者会見での談話東亜新秩序建設の意義を経済面から説いた	レジット設定がほぽ確実との報道報告 英国政府による対中貨物自動車輸出へのク	論説報告 米国の対中クレジット供与に関する米国紙	わせる諸情報報告 関与を認めていないが同国政府の関与を窺米国の対中クレジット設定に関し国務省は	面軍司令部参謀との懇談希望について 天津租界でのわが方検問に対し領事団が方	き報告 天津租界に対するわが方特別警備計画につ	「對支海運强化ニ關スル暫定的措置ノ件」 …	:勅令第七五九号	:勅令第七五八号	る附帯閣議了解事項につき通報 …興亜院官制および興亜院連絡部官制に関す …	「中華航空株式會社設立要綱」
: 447	: 445	: 2141	: 2141	: 2140	: 2463	: 2461	: 1475	: 1385	: 1383	: 1382	: 1265

五.	二	_		七	五		九	七	五	五
1243	402	271		1467	1276		1749	1466	1275	1274
昭和13年12月22日	昭和13年12月22日	昭和13年12月22日		昭和13年12月21日	昭和13年12月21日		昭和13年12月20日	昭和13年12月19日	昭和13年12月19日	昭和13年12月19日
一六六七	一六六四			一 五 四	五八一		八〇八	八三〇	一〇二七	
有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より		天津租界での検問措置緩和方 半公信 昭和十三年十二月二十日付在	有田外務大臣宛(電報) 在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	広東陥落以後欧州大戦勃発ま付 記 昭和十六年一月、南洋局第二	有田外務大臣宛(電報) 在仏国宮崎臨時代理大使より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より
艦隊司令長官の要請について 2114	て 汪兆銘が重慶から離脱したとの報道につい 683	声明 日中国交調整の根本方針に関する近衛総理450	:方要請 	度を示すよう要望について中国の新事態を認識し対日協力の積極的態246天津租界問題に関連して英仏総領事に対し 5	方の対処振りにつき意見具申 資金供与協定の延長を決定した意図とわが214 米国政府が対中クレジット設定や米中為替  3	戦勃発までの交渉経緯 2811年局第二課作成「佛印經由蔣政權向軍需品輸送禁絕方 2811	<ul><li>務次官内話について</li><li>28</li><li>28</li><li>29</li><li>20</li><li>20</li><li>21</li><li>22</li><li>23</li><li>24</li><li>24</li><li>25</li><li>26</li><li>27</li><li>27</li><li>28</li><li>29</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20</li><li>20<td>部の対応振りについて 天津領事団の懇談希望に対する方面軍司令44</td><td>されるところ冷静対応方意見具申調して対日牽制の姿勢を示したものと観測14対中クレジット設定は英国政府が米国と同2</td><td>報告 トで使用される貨物自動車であるとの報道2142 英国の対中クレジットは対象がビルマルー 2142</td></li></ul>	部の対応振りについて 天津領事団の懇談希望に対する方面軍司令44	されるところ冷静対応方意見具申調して対日牽制の姿勢を示したものと観測14対中クレジット設定は英国政府が米国と同2	報告 トで使用される貨物自動車であるとの報道2142 英国の対中クレジットは対象がビルマルー 2142

日有	寸索引											
二	-	七	二	二	二	二	七	五.	五.	五.	二	二
409	272	1469	408	407	406	405	1468	1278	1277	1059	404	403
昭和13年12月27日	昭和13年12月27日	昭和13年12月26日	昭和13年12月26日	昭和13年12月26日	昭和13年12月25日	昭和13年12月24日	昭和13年12月23日	昭和13年12月23日	昭和13年12月23日	昭和13年12月23日	昭和13年12月23日	昭和13年12月23日
三八一三	三八二四	一 八 五 九	六八一	一六七七	三八〇〇	館長符号	一 六 二	五 九 五	一 0 五 六		一六七四	三七八七
有田外務大臣宛(電報)在上海後藤総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在上海後藤総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海後藤総領事代理より	在香港田尻総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	五相会議決定	有田外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在上海後藤総領事代理より
であるとの蔣介石訓話について 687 正兆銘の出国は転地療養目的の個人的行動 687	話につき報告 孔祥熙使者樊光との会談に関する土肥原内45	目途について 天津租界の検問解除に向け軍側が設定した7	汪兆銘の重慶離脱経緯に関する情報686	るも今後の行動は不確定との観測について 68 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	について 685 に関する漢字紙報道振り 685	つき意見回示方訓令 重慶離脱後の汪兆銘と蔣介石との関係等に68	師団長らと意見交換について 246天津租界での検問の打切り時期に関し桑木66	する米国復興金融会社総裁の発表について 21米国輸出入銀行の対中クレジット供与に関45	に関するリース・ロス内話報告 21 英国政府による対中クレジット設定の経緯4	「支那ニ於ケル對外問題處理ニ關スル訓令」84	すべき旨具申 対応するため雲南鉄道爆撃の時期を再検討68 汪兆銘のハノイ到着は確実につき新事態に	汪兆銘の重慶離脱に関する土肥原中将内話68

汪声明に関する漢字紙報道振りについて693	有田外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より	一七二三	昭和13年12月31日	414	Ξ
ゲ側非難は根拠なき旨反駁2469 2469	天津租界英国当局に対する日本 半公信 昭和十四年一月二十三日付在本				
ないかぎり検問緩和の理由なき旨通報 華北の新事態に即応した対日協力を実行し246 天津租界英国当局が抗日策動の徹底取締と 246	在本邦クレーギー英国大使宛(半公信)沢田外務次官より		昭和13年12月30日	1470	七
る米国政府復答 日本政府の十一月十八日付対米回答に対す46			昭和13年12月30日	1343	六
内話概要について 184年時期総領事の日高興亜院経済部長に対する184年中央政府成立への期待を表明した在上海 5			昭和13年12月30日	1060	五.
「華興商業銀行設立要綱」 1475	興亜院会議決定		昭和13年12月29日	811	Ξ
声明に呼応する汪兆銘声明 日中国交調整の根本方針に関する近衛総理690			昭和13年12月29日	413	二
汪兆銘のハノイ来訪に関する諜報について690	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	= -	昭和13年12月29日	412	二
について について 689	有田外務大臣宛(電報)在上海後藤総領事代理より	三八三七	昭和13年12月29日	411	二
報通報 である好意的態度があるとの情 21年の中国に対する好意的態度があるとの情 21年 執拗な対米運動とそれに応じた米国財務長 21年	在米国堀内大使宛(電報)有田外務大臣より		昭 13 年 12 月 28	1279	五.
いて	有田外務大臣宛(電報)在上海後藤総領事代理より	三八二八	昭和13年12月28日	410	二

П 13 2	T ( )											
二	六	=	=	二	_			-	二	二		=
421	1344	420	419	418	274			273	417	416		415
昭和14年1月7日	昭和4年1月5日	昭和14年1月5日	昭和14年1月4日	昭和14年1月4日	昭和14年1月4日			昭和4年1月4日	昭和14年1月3日	昭和14年1月2日	昭和十四年一	昭和13年12月31日
=	<u> </u>	一 九		 					五.	_	月	一 七 四
在ハノイ鈴木総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	在本邦オットー独国大使 ~ 会談沢田外務次官	孔祥熙を通じた和平交渉を継	付 記 昭和十四年一月十二日発在上	有田外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海後藤総領事代理より		有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より
訓令 汪側より申し出ある場合には保護すべき旨の	次教書につき報告というな行動は慎むべきとと、 2年 との修正に言及した米国大統領年25年 との終末に対した。	汪兆銘の重慶離脱事情に関する沈崧内話699	につき意見具申	進のための現地宣伝工作方針について 重慶政権に対する内部切崩しおよび自壊促7	トー会談ドイツの和平斡旋提案をめぐる沢田・オッ45	続すべきとの樊光内話について	海三浦総領事より有田外務大臣宛電報第五三	を通じた和平工作には警戒方意見具申介石との確執があるとの情報に鑑み孔祥熙45.	の反応について 695年央および周恩来695	免を重慶政権決定について		り静観方具申 当面における汪兆銘と重慶政権との応酬振93
700	2252	699	698	697	454	45	53	452	695	694		693

	三	五.		五.	二	Ξ	二	五.	二	=	五.
	740	1129		1128	426	425	424	1280	423	422	1244
	昭和14年1月16日	昭和14年1月15日		昭和14年1月14日	昭和14年1月14日	昭和14年1月14日	昭和14年1月13日	昭和14年1月11日	昭和14年1月10日	昭和14年1月8日	昭和14年1月7日
	四二	七			四 五.	六二	六三	<u>一</u> 四	四 七	三四	一 三
「國民政府ニ依ル外債元利支拂停止並ニ付記一 昭和十四年一月十八日、文化事業部第	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	付 記 右和訳文	有田外務大臣宛在本邦クレーギー英国大使より	有田外務大臣宛(電報) 在北京秋山大使館一等書記官より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在広東岡崎総領事より
拂停止竝二膠濟鐵道國庫證券未拂問題」 1359	する報道振り報告 および重慶政権の内外債支払い停止に関35日本の中国関税収入外債担保部分支払い拒 8	旨通報 クレーギー大使を通じてわが方へ表明した5 英国政府が日本の対中方針に対する見解を 195	1953	る英国政府の見解について 現無新秩序声明など日本の対中方針に対す0	要人の見解について 704   三兆銘離脱問題に関する王克敏ら臨時政府704	関する観察報告 高宗武の訪日予定など汪派の今後の動きに703	汪兆銘は近く渡欧予定との情報について703	与されるとの情報報告 21年の対中クレジットは中国から輸入され 71年の対中クレジットは中国から輸入され 71年の対中クレジットは中国から輸入され 71年の対中クレジットは中国から輸入され	要人の見解について 702 汪兆銘離脱問題に関する梁鴻志ら維新政府2	具申 崩壊に向けた準備工作の必要性につき意見70 汪兆銘の離脱を契機とする重慶政権の全面	珠江開放に関する陸海軍の意向について 2115

=	六	五.		四	四	四	=	_		
428	1345	1061	276	999	998	997	427	275		
昭和14年1月20日	昭和14年1月19日	昭和14年1月19日	昭和14年1月19日	昭和14年1月18日	昭和14年1月18日	昭和14年1月18日	昭和14年1月18日	昭和14年1月18日		
九 四	五 九			_ 	_ _	八	一 〇 五	六一		
有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛在本邦アンリ仏国大使より	五相会議決定	有田外務大臣宛(電報)理兼総領事より在ジュネーブ柳井国際会議事務局長代	有田外務大臣宛(電報)理兼総領事より在ジュネーブ柳井国際会議事務局長代	有田外務大臣宛(電報)理兼総領事より在ジュネーブ柳井国際会議事務局長代	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在北京秋山大使館一等書記官より	華北海関収入預金使用方法要網工支第二四号 昭和十四年三月八日付在中国周	「占領地域內海關收入處分要綱」 二 昭和十四年一月二十五日、北京
いる旨報告 728条情報にはPLの略号を用6	採択など議会推移を注視すべき旨意見具申 2指置を採りつつあり経済制裁関連法案の25米国は日中紛争に関し中立法に背馳した行 3	約に抵触するとの仏国政府見解通報 184年政府の極東政策に関する声明は九国条 184年	「孔工作ニ關スル件」457	て 統制委員会設立案に小国反対の情報につい81	会議の動静に関する情報報告 1780	設置を連盟理事会へ中国代表要求について79効果的に対日制裁を行うための統制委員会79	る周文彬内話 705年職院に日本側が関与したとの情報に関す705	提示したとの何澄内話について 45年別の使者を通じて蔣政権側へ和平案を6	要綱等の決定について 	安綱」

	Ξ	二	六	=	Ξ	_	四		四	四
	431	430	1346	429	812	277	1002		1001	1000
	昭和14年1月27日	昭和14年1月27日	昭和14年1月24日	昭和14年1月24日	昭和14年1月23日	昭和14年1月21日	昭和14年1月20日		昭和14年1月20日	昭和14年1月20日
		- - - - -	七二	合一六〇	四二		一 七		<u>一</u> 五	
付記一		有田外務-	有在 田米国	事在有 、上田 在海州	有在 田ニ 外ユ		有田外務-	付 記	有田外務- 在ジュネ	有田外務- 在ジュネ
汪兆銘工作に関する参謀本部へ昭和十四年一月二十八日、東西		7務大臣宛(電報)	7務大臣宛(電報) 国堀内大使より	事、在ハノイ鈴木総領事宛(電報)在上海三浦総領事、在香港田尻総領有田外務大臣より	7務大臣宛(電報)		7務大臣宛(電報)には、13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年の13年の	右決議 右決議	パ務大臣宛(電報) 総領事より	パ務大臣宛(電報) 総領事より ジネーブ柳井国際会議事務局長代
.関する参謀本部今井中佐との会談要領月二十八日、東亜局第一課奧村事務官作成	の見解の見解の見いとの田尻香港総領事の見解を払うべしとの田尻香港総領事の見が表記を記している。	鑑みPL情報の厳重取扱いにつき注意喚起.日本側との内通者に対する高宗武の警戒に.	有田外相の議会演説に関する報道振り報告:	の独国参事官情報について 汪兆銘が英独仏三国に査証発行を請求中と.	道報告 道報告 中国連合準備銀行券の発行により華北貿易	第七十四回帝国議会における有田外相演説:	国態度について 日中紛争に関する決議採択に当たっての列.		ついて 日中紛争に関する決議の連盟理事会採択に.	の見込みについて 日中紛争に関する決議案の連盟理事会上程.
		707			.i. 1478	.: 457	1784	: 1783		

ш	12571											
五	Ξ	Ξ	Ξ	_	二	七	七	Ξ		_	七	
1245	813	754	753	279	432	1473	1472	752		278	1471	
昭和14年2月9日	昭和14年2月9日	昭和14年2月8日	昭和14年2月8日	昭和14年2月8日	昭和14年2月7日	昭和14年2月5日	昭和14年2月4日	昭和14年2月4日	昭和十四年二月	昭和14年1月30日	昭和14年1月28日	
		— 四 四	九七	11100	= 0	一二七	五〇	一二六	月	一〇七	三六	
興亜院会議決定	興亜院会議決定	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在青島加藤総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より		有田外務大臣宛(電報) 在北京秋山大使館一等書記官より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	汪兆銘工作に関する今井中佐二 昭和十四年二月十六日、岩井
「揚子江開放ニ關スル件」	「北支ニ於ケル輸出爲替集中要綱」	いてとの関係の明確化は相当困難との状況につとの関係の明確化は相当困難との状況につ華北連絡部と現地軍および現行の顧問制度	青島における興亜院連絡部設置につき具申	関係などを充分検討し慎重対応方意見具申杜月笙の上海復帰については蔣介石側との	汪兆銘との極秘会見実施の是非につき請訓	天津租界の検問打切りを軍側決定について	大使との意見交換について 天津租界の日英間諸問題に関する駐華英国	について 興亜院華北連絡部の編制に関する現地協議		の反応を何澄内話について 孔祥熙を通じた和平工作に対する蔣政権側	いて 天津租界の検問打切りを現地軍検討中につ	との会談要領
2116	1478	1388	1387	462	713	2472	2471	1386		461	2470	7İ1

二	五.	二		二	六	七	三	_	五	三	二
436	1130	435		434	1347	1474	814	280	1062	678	433
昭和14年2月21日	昭和14年2月18日	昭和14年2月18日		昭和14年2月17日	昭和14年2月16日	昭和14年2月15日	昭和14年2月15日	昭和14年2月14日	昭和14年2月13日	昭和14年2月10日	昭和14年2月10日
四二七	1100				1 = 0	機密二〇六	七八	三六三			
有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在香港黄田総領事代理より	「渡邊工作(第二期計畫)」 付 記 昭和十四年二月、参謀本部今井中		有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より			在ハノイ鈴木総領事宛(電報)有田外務大臣より
原田中支那派遣軍特務部長内話について 1171年 江兆銘問題に関する維新政府の動向につき 1119	とカー英国大使へ説示についてに対する認識と政策を是正することが先決1956日英関係調整のためには先ず英国側が事変	PL情報につき報告 717条の動静等に関する7	并中佐作成 715	要旨 と参謀本部今井中佐との会談71 尻香港総領事と参謀本部今井中佐との会談71 兄香港総領事と参謀本部今井中佐との会談71	するとの理由で審議延期を回答について 22照会に対し米国国務長官が中立政策に関連25日中両国への屑鉄等禁輸法案に関する下院 5	につき報告 247 天津租界検問実施の効果と交通制限の解除3	訓 朝鮮米の華北向け禁輸につき一部解禁方請1481	関する情報報告 対日和平問題をめぐる重慶方面政治情勢に465	会談につき外務省発表 1847・アンリ47	日本軍の海南島上陸に関する情報部長談話8	回訓 712兆銘との関係機微につき接触差し控え方4

1ポリ										
八	七	<i>五</i> .		Ξ				八	八	八
1692	1475	1063		437				1691	1690	1689
昭和14年2月28日	昭和14年2月28日	昭和14年2月28日		昭和14年2月28日				昭和14年2月22日	昭和14年2月22日	昭和14年2月21日
	_ O <u>=</u>	一 四 八							二七九	四 三 五
沢田外務次官宛在本邦クレーギー英国大使より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在青島加藤総領事より	付 記 昭和十四年二月二十八日付、4		右諒解事項案に対する工部局] 昭和十四年三月三日付	右工部局回答へのわが方返簡:	右わが方要求への工部局回答 昭和十四年二月二十五日付	フランクリン工部局参事会議長宛在上海三浦総領事より	在上海三浦総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より
の英国政府覚書和界行政権の一方的変更は黙過できないとと租界行政権の一方的変更は黙過できないとと上海共同租界工部局へのわが方要求に対し	付き鉄条網架設を英仏側抗議について 日本軍による天津英仏租界周囲への高圧線	通報方在香港田尻総領事へ依頼についてするためボイドに至急青島に帰還するよう。華北での日独経済提携に関する交渉を再開	作成者不明	要旨 を		および同時に手交した諒解事項案		事項について 上海共同租界治安維持に関するわが方要求	要求につき回訓 上海共同租界治安維持に関する工部局への	つき請訓 と 日本
2742	2475	1847	722	720	2741	2739	2738	2736	2735	2735

	八	五.	五.			五.	_	五	Ξ	Ξ	
	1693	1283	1282			1131	281	1281	756	755	
	昭和14年3月9日	昭和14年3月9日	昭和14年3月9日			昭和14年3月8日	昭和14年3月8日	昭和14年3月6日	昭和14年3月4日	昭和14年3月3日	昭和十四年三月
	五九二	11110	三七			五一	五一	三四四	二 七 五	五三三	月
「工部局警察機關ニ對スル日本付 記 昭和十四年三月一日付	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	英国交調整に関するエドワ	四年七月十九日発在ベ	有田外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	
日本警察機關協力方法ニ關スル諒解事項覺書」44	べき旨現地陸海外三省会議で決定について 27年行および青天白日旗の掲揚禁止を要求す74上海仏租界当局に対し治安維持協力の即時 3	論調報告 英国の対中為替平衡資金設定に関する新聞8	も正々堂々と論難すべき旨意見具申対日態度を明確に示したものでありわが方14英国政府の対中為替平衡資金設定は同国の8	ードへの説明概要について 19	ルギー来栖大使より有田外務大臣宛電報第一5	必要がある旨意見具申 2年を実施する7	龍雲に帰順の意向を非公式打診について466	の報道報告 2年につき英国政府が議会手続きを進行中と147法幣安定を目的とする対中為替平衡資金設 7	具申 単と連絡部との権限関係明確化につき意見90	必要に関し意見具申 1389	

ПΙ	リポリ										
二	Ξ	Ξ	七	二	七	五	Ξ	八	八	五.	八
439	816	815	1477	438	1476	1215	679	1696	1695	1284	1694
昭和14年3月21日	昭和14年3月19日	昭和14年3月18日	昭和14年3月16日	昭和14年3月15日	昭和14年3月14日	昭和14年3月1日	昭和14年3月14日	昭和14年3月13日	昭和14年3月11日	昭和14年3月10日	昭和14年3月9日
六三	三七	一 〇 八	六 九 三	三八	一六〇	合四八五	機密一四一	六三九	六〇七		五九八
有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内総領事より	有田外務大臣宛(電報)在済南有野総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在香港黄田総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	(電報) 在上海三浦総領事、在南京堀総領事宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛在広東岡崎総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より		有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
ついて 汪兆銘襲撃事件の発生により曾仲鳴重傷に727	を義務づける総領事館令公布につき請訓 148物価高騰抑制策として販売物品の価格表示2	ついて 2年の一日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	化を窺わせる同国代理大使の内話について 24天津租界問題に関する仏国側対日態度の軟76	関するPL情報報告 726米別反共同盟の結成など汪派の工作状況に726	検索を実行するとの軍側意向について 2家の取締に誠意を示さなければ厳重な検問47四月末までに天津英仏租界当局が抗日活動 5	独国人の被害状況等の調査促進方訓令3073	海南島への邦人の渡航制限につき報告9	当局へ要求事項提出について 27上海特別市長より共同租界および仏租界両49	を工部局へ要請について 上海共同租界内での青天白日旗の掲揚禁止8	英国の中国法幣支援に関する情報部長談話2149	の会談内容報告 アロー の会談内容報告 と 一次 では、

<i>五</i> .	五.	二	八		六	Ξ	八	六	五.	二	Ξ	=
1216	1246	442	1698		1349	818	1697	1348	1165	441	817	440
昭和14年3月30日	昭和14年3月29日	昭和14年3月29日	昭和14年3月28日		昭和14年3月25日	昭和14年3月25日	昭和14年3月24日	昭和14年3月24日	昭和14年3月24日	昭和14年3月23日	昭和14年3月22日	昭和14年3月22日
	一 七 四	三七八	八三三		二五六		七七三	五三	七六八	三六〇	七五七	六四
有田外務大臣宛在本邦グルー米国大使より	有田外務大臣宛(電報)在広東岡崎総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	「對米工作要綱案」	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	興亜院会議決定	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港黄田総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より
抗議 米国教会等への空爆被害に対する米国政府4	について 珠江開放は時期尚早につき当分延期を決定7	銘希望について 9件鳴事件発生により上海への脱出を汪兆728	告 上海租界内に青天白日旗は見られない旨報 2750	后作成 2259	き意見具申 米国の対日感情悪化およびその改善策につ60	領」	関する工部局の措置振り報告 上海共同租界内での青天白日旗掲揚問題に9	議会で成立の見込みなき旨報告 2260	報告 ソ連と新疆政府との秘密協定に関する諜報8	について 宋美齢のハノイ訪問等に関する李思浩内話728	商業会議所声明について	報について 曽仲鳴の死亡および犯人取調べに関する情727

ш	リ糸ケー											
_	七	七	=	五	Ξ	=				五.	=	
282	1479	1478	445	1065	741	444				1064	443	
昭和14年4月6日	昭和14年4月5日	昭和14年4月4日	昭和14年4月4日	昭和14年4月1日	昭和14年4月1日	昭和14年4月1日	昭和十四年四			昭和14年3月31日	昭和14年3月31日	
七六	三三四		四二〇	八五八		館長符号	月			八六	三八九	
有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	興亜院会議決定	在香港田尻総領事宛(電報)有田外務大臣より		新南群島の行政管轄権決定に二 昭和十四年三月三十一日	「新南群島ノ所屬確定ニ關ス!付記一 昭和十三年十二月九日、五相	在仏国宮崎臨時代理大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	右抗議に対するわが方回答 一普通第五一号 田和十四年五月十七日付有田
帰順打診に対する龍雲の反応について467	団長とピゴット少将との会談内容報告 247年英租界内での捜査協力に関する本間師8	をとるようピゴット少将へ要請について 247天津租界取締問題で英国側が誠意ある対応7	国総領事内話 宝谷 日本	易協定が成立したとの報道報告 1850年との間に新たなバーター貿0	ニ關スル件」 「救國反共同盟會(註、汪工作)ノ所要經費2	け出発の予定について 730 日光銘救出のため影佐一行ハイフォンに向730		 1849	<sup>剛スル件」</sup> 1849	大使に通告について 新南群島のわが領土への編入を在本邦仏国8	について 729 に不登来訪予定との情報 729	1外務大臣より在本邦グルー米国大使宛公信米 2077

三	五	五.	二	=		八	五.		Ξ		二
819	1067	1132	448	447		1699	1066		757		446
昭和14年4月10日	昭和14年4月9日	昭和14年4月8日	昭和14年4月8日	昭和14年4月8日		昭和14年4月7日	昭和14年4月7日		昭和14年4月7日		昭和14年4月6日
	二 七	九三〇	九二九	四四二		九〇六	九六				九 一 五
	有田外務大臣宛(電報) 在仏国宮崎臨時代理大使より	有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	上海特別市政府による特区法:別 電 昭和十四年四月五日発在上海:	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	在仏国宮崎臨時代理大使宛(電報)有田外務大臣より	所ノ名稱及擔任區域ニ關スル件」「興亞院連絡部及興亞院連絡部出現付 配 昭和十四年三月十日付閣令第三号	興亜院会議決定	別 電 昭和十四年四月六日発在上海	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
針」(一般では、1987年)の	編入に対する仏国側態度につき報告 1851条南島占領および新南群島のわが領土への51	見交換について 中将らが上海滞在中のクレーギー大使と意961 事変に対する英国の態度に関し海軍の野村	平沼・汪秘密協定問題に関する論調報告734	戦は汪側に不利な状況との観測について 73言論機関における汪兆銘と蔣介石との暴露3	法院接収容認方領事団への勧告案 275  海三浦総領事より有田外務大臣宛第九〇八号2	協議内容報告 2750 出海特区法院問題に関する現地三省会議の0	大使を通じて仏国政府抗議について 185新南群島のわが領土への編入を在本邦仏国50	件」 部出張所ヲ置ク地並ニ各連絡部及連絡部出張7 三号	ル件」 おり は から	元星各界表示 倉養 こぐに ショ引息事より有田外務大臣宛第九一六号	の大公報紙報道について 731年紀首相と汪兆銘との間に秘密協定成立と1

七	Ξ		二	Ξ		八	_	<i>五</i> .	二	七	七
1482	820		450	680		1700	283	1068	449	1481	1480
昭和14年4月14日	昭和14年4月14日		昭和14年4月14日	昭和14年4月13日		昭和14年4月12日	昭和14年4月12日	昭和14年4月11日	昭和14年4月11日	昭和14年4月10日	昭和14年4月10日
二三七			四 七 五	三四		九六四	四五八	四 五 五	四五三	11110	三八
有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	閣議決定	行記 昭和十四年四月十三日、東亜	有田外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在海口昌谷総領事より	右要求に関するわが方覚書別 電 昭和十四年四月十二日発在上記	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より
承諾について 248年時代における日英共同捜査を英国側2480	「交通會社設立基本要綱」1486	側意向   局第一課作成   738	要性につき意見具申に鑑みわが方の汪兆銘工作を再検討する必736汪派による対重慶切崩し工作の停滞状況等	への邦人渡航条件決定について 126年 126年 126年 126年 126年 126年 126年 126年	海三浦総領事より有田外務大臣宛第九六五号54	要求について 2753年 東同租界内の反日言論取締に関し工部局へ3	わが方の和平方針を喬輔三打診について468	的などに関するボイドの内話報告 1852年表記時の日独経済提携問題や重慶訪問の目 1852年	いて 735につき高宗武と会談につ735	てが日協力に関するピゴットの言明につい247天津租界工部局への日本人顧問採用決定な	租界内で殺害された旨報告 2479年美 1978年 1979年 197

		_	七	_	八	五.	五.	五.	Ξ	八	七	Ξ
		285	1484	284	1702	1247	1166	1069	681	1701	1483	451
		昭和14年4月27日	昭和14年4月26日	昭和14年4月26日	昭和14年4月21日	昭和14年4月21日	昭和14年4月21日	昭和14年4月21日	昭和14年4月21日	昭和14年4月20日	昭和14年4月19日	昭和14年4月19日
		五五五一	二六〇	五 四 九		三四	一 七			0110	三四四四	
和平問題に関する張の内話要領	和十四年四月二十七日発在	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在包頭遠藤分館主任より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	陸軍・海軍・外務三大臣決定	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)矢野領事より
領	香港田尻総領事より有田外務大臣宛第五五二	日本側と接触した張熾章の言動につき報告	を在天津英国総領事が独断で容認について ――程殺害事件の容疑者に対する日本側取調べ	国武官との意見交換について平の可能性を打診したとの情報をめぐる伊重慶でカー英国大使が蔣介石に対し対日和	同租界内での取締方工部局へ要求について上海市各界の国民精神総動員運動につき共	米国国務次官との会談報告 揚子江開放をめぐる日米間の懸案に関する	活性化しつつあるとの情報報告 盛世才が新疆全域を武力制圧し西北貿易が	の報道に関するボイドの説明振り報告 独国と重慶政権とのバーター貿易協定成立	「海南島政務暫定處理要綱」	ついて動の禁止に関する仏国側当局の措置振りに動の禁止に関する仏国側当局の措置振りに…な仏租界内の青天白日旗掲揚や政治的示威運	事件の容疑者検挙について 天津英租界での日英共同捜査により程殺害	汪兆銘と影佐一行との会談報告
47	71	470	2481	469	2756	2117	2009	1852	1270	2755	2481	738

日付到	<b></b>										
Ξ	七	八		八	八		八	Ξ		Ξ	Ξ
824	1485	1706		1705	1704		1703	823		822	821
昭和14年5月8日	昭和14年5月5日	昭和14年5月4日		昭和14年5月3日	昭和14年5月1日		昭和14年5月1日	昭和14年5月1日	昭和十四年五	昭和14年4月27日	昭和14年4月27日
五九七	二八〇	一 九 三			一 五 五 一		一 四 八	一 四 七	月		   
有田外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣内奏資料中の「-付 記 昭和十四年五月二十三日付		有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	別 電 昭和十四年五月一日発在上海三	有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より		有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
子文が対策に苦慮しているとの情報報告 1492 華興商業銀行設立に重慶側は脅威を感じ宋 1492	引渡しを英国側拒絶について 24年時政府警察当局への程殺害事件容疑者の2	への協力を要望について東東して英米両国総領事に上海特区法院問題76上海共同租界の機構および制度の改訂に関上海共同租界の機構および制度の改訂に関	上海共同租界問題」2763	の申入れ 2年末 1年 2年	が方要求に対し工部局回答について 275年共同租界内の反日言論取締に関するわ8	二浦総領事より有田外務大臣宛第一一四九号757	議長が告示公布を表明について 名結社および運動禁止に関し工部局参事会75共同租界内における政治的宣伝を目的とす 7	すであろう悪影響を英国側指摘について 1490 華興商業銀行券の発行が中国金融界に及ぼ 1490		側へ説明について 1490米国側および独国1490	いて 華興商業銀行設立に関し英国側へ説明につ 1488

三					二	八	八		七	Ξ
826					452	1708	1707	286	1486	825
昭和14年5月15日					昭和14年5月15日	昭和14年5月13日	昭和14年5月11日	昭和14年5月9日	昭和14年5月8日	昭和14年5月8日
1100						111011	二八二	機密五三一	二八四	五九〇
有田外務大臣宛(電報) 在天津田代総領事より	汪兆銘が影佐一行乗船の北光-四 昭和十四年五月一日、東亜局等	<ul><li>王兆銘乗船の汽船に対する捜索要請電報河内(門松)電第五八号</li><li>昭和十四年四月二十七日発大津台湾</li></ul>	安全確保の観点から汪兆銘の二昭和十四年四月二十五日発土	テロの危険急迫のためハノイから 第二五号 昭和十四年四月二十五日発大津台		有田外務大臣宛(電報)在上海佐藤総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在上海佐藤総領事代理より	有田外務大臣宛在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より
見具申 見具申 対策に関する北京大使館の措置案につき意19 物価高騰抑制策および中国連合準備銀行券 4	元丸に移乗したとの情報750	索要請     案要請   本部総務部長宛   749	上海来訪はできるだけ遷延すべき旨具申 748に原機関より笠原参謀本部総務部長宛電報原 748	ノイからの急速脱出の必要性について748大津台湾軍参謀長より中島参謀次長宛電報台電748	(河內救出ノ卷)」 矢野領事作成の「渡邊工作現地報告(汪)739	察官の立会いを仏国側容認について 2766 仏租界における抗日犯人検挙に際し邦人警66	関係者を招致し各紙に自重方要請について 2766 工部局参事会議長が租界内外国籍漢字紙の66	孫潤宇の時局談につき報告2	とを軍側と協議決定について 2は検問検索の実施など有効手段を講じるこ48容疑者引渡し問題に関し英国の対応次第で 3	対策につき措置振り具申 149年 149年 149年 149年 149年 149年 149年 149年

八	六	Ξ	Ξ			二				二
1709	1350	742	455			454				453
昭和14年5月19日	昭和14年5月18日	昭和14年5月18日	昭和14年5月17日			昭和14年5月16日				昭和14年5月16日
一三七六			三四二							
有田外務	在有 本田 邦外		有田外務	二	付記一		Ξ	二	付記一	
務大臣宛(電報) 佐藤総領事代理より	グルー米国大使宛務大臣より		務大臣宛(電報) 佐藤総領事代理より	汪兆銘中心の事変収拾策に関語和十四年五月十三日、東亜	「「竹内」ニ對スル方針大綱(甘昭和十四年五月十三日、東亜		汪兆銘訪日へのわが方対処振昭和十四年五月十日、東亜局:	「渡邊工作關係電報」昭和十四年五月九日着	「渡邊工作關係電報」昭和十四年五月八日着	
いてで、間通行禁止措置の随時発令を決定につ776で夜間通行禁止措置の随時発令を決定につ776上海共同租界および仏租界の両当局が共同	書 2000年 100日 100日 100日 100日 100日 100日 100日	備要綱」 埋亜院が作成した「支那關稅率暫定改正準 1363	につき報告 アニュー につき報告 正知をは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	でする興亜院政務部長の見解762	*(其ノ一)」761	今井大佐との会談要旨 7年大佐との会談要旨 15年 7月 7日	足振りに関する陸軍側との協議要旨757	:: 757	:: 757	ケル工作」 矢野領事作成の「竹内工作一件 上海ニ於750
2101	2201	1000	100	102	101	100	101	101	101	100

七	二	六	七	四	九	七	四	四	八
1489	456	1351	1488	1005	1904	1487	1004	1003	1710
昭和14年6月1日昭和六月	昭和14年5月30日	昭和14年5月29日	昭和14年5月27日	昭和14年5月27日	昭和14年5月25日	昭和14年5月25日	昭和14年5月25日	昭和14年5月23日	昭和14年5月19日
月三七	六八一	四 四 九	一六四	一 〇 九	二〇九	三九	一 〇 四	九六	三八二
有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)理兼総領事よりでいる。 理兼総領事よりを議事務局長代	有田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)理兼総領事よりでジュネーブ柳井国際会議事務局長代	有田外務大臣宛(電報)理兼総領事よりでジュネーブ柳井国際会議事務局長代	有田外務大臣宛(電報)在上海佐藤総領事代理より
までに回答方要求について 248者引渡しに関し英国側に六月七日正午2485	政権を速やかに樹立すべき旨意見具申64新中央政府の母体となる汪兆銘中心の統一4	明について 立法に対する米国政府の意見を国務長官表26 現行法の武器禁輸条項を廃止すべきなど中 2	ているとの情報通報 248を設者引渡しにカー駐華英国大使が反対し2485	の中国代表発言振り報告 連盟理事会における中国問題決議採択の際86	フォン間鉄道輸送増加に関する報道報告 3009 雲南・ビルマ間鉄道建設および雲南・ハイ 3009	英国大使らと折衝方意見具申 2484引渡し問題の円満解決に向け在本邦84	について 連盟理事会における中国問題決議案の作成86	求について ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	調報告 と対し、 は、

口刊多	<b>糸り</b>										
七	七		七	五.		Ξ	_			_	六
1492	1491		1490	1285		827	288			287	1352
昭和14年6月8日	昭和14年6月6日		昭和14年6月6日	昭和14年6月6日		昭和14年6月6日	昭和14年6月6日			昭和14年6月6日	昭和14年6月5日
111111111	11111111		六八	五 九 八							四七七
有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	右通報に際しクレーギー大使付 記 昭和十四年六月六日付	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	「中支那ニ於ケル日系通貨ノ價値維持ニ付 記 昭和十四年六月二日、興亜院会議決定	閣議決定		右方針案に関する外務省意見二 昭和十四年六月三日、東亜局	右方針案提案に関する陸軍労付記一 昭和十四年六月三日	五相会議決定	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より
の協議経緯について 天津英仏租界封鎖措置の決定に至る軍側と8	不可能との英国側回答について 24程殺害事件の容疑者引渡しは物的証拠なく?	が有田外相に手交した覚書要訳	いて 24年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	行中との情報報告中クレジット設定をめざして英中協議が進5年中クレジット設定をめざして英中協議が進5年	關スル緊急對策ノ件」	闘スル件」 「支那ニ於ケル日系通貨ノ價値維持對策ニ5	陸軍省部で起案した呉佩孚工作の指導腹案2	作成	.架に関する陸軍省軍務局長説明要旨5	「新中央政府樹立方針」2	獲得が困難となりつつあるとの情報報告 ※38米国陸海軍の屑鉄保存策により日本の屑鉄 ※38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・3
2488	2487	2487	2486	2150	1496	1495	479	479	475	473	2263

七	五.	七	二	七	七		七	七	二	_	七
1499	1217	1498	458	1497	1496		1495	1494	457	289	1493
昭和14年6月13日	昭和14年6月13日	昭和14年6月12日	昭和14年6月11日	昭和14年6月10日	昭和14年6月10日		昭和14年6月10日	昭和14年6月10日	昭和14年6月10日	昭和14年6月10日	昭和14年6月8日
三五二	六二四	- 七 七		六一八	合一二三〇		一 七 四	一七六		七四六	三三七
有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	汪兆銘	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	代理宛(電報) 在天津田代総領事、在厦門岡本総領事有田外務大臣より	参考として上海租界対策処理:別 電 昭和十四年六月十日発有田外:	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	汪兆銘 子沼内閣総理大臣 } 会談	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より
て 249年 では、	する現地方針について外国人被害の調査実施および解決方法に関8	方訓令 天津租界問題に関する声明発出は慎重措置94	板垣陸相·汪兆銘会談要旨771	事態緩和方要望について	いてが方意向を在本邦米国代理大使が照会につ49天津租界問題および鼓浪嶼問題に関するわて2	方針回示について	り詳細聴取方訓令 は現地へ派遣される土田東亜局第一課長よ49 天津租界への実力行使に関する中央の方針	令に提出すべき証拠につき軍側と協議方訓249年教害事件の容疑者引渡し実現のため英国	平沼首相·汪兆銘会談要旨767	報報告 重慶政権の外交政策や内政事情に関する諜80	独伊各国へ事前説明について 24天津英仏租界封鎖措置の余儀なき旨を米仏90

П 13 2	オミノト										
=	七	七		七	Ξ	二	七	七	七	七	
460	1506	1505		1504	828	459	1503	1502	1501	1500	
昭和14年6月15日	昭和14年6月14日	昭和14年6月14日		昭和14年6月14日	昭和14年6月14日	昭和14年6月14日	昭和14年6月13日	昭和14年6月13日	昭和14年6月13日	昭和14年6月13日	
	五四四	<u> </u>		七〇四			六三一	六 九	六二八	一 八 〇	
汪兆銘 } 会談板垣陸軍大臣 } 会談	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	北支那方面軍命令方軍作命戌第付 記 昭和十四年六月十三日付	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より		汪兆銘   会談	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣と在本邦クレー付 記 昭和十四年六月十四日付
第二次板垣陸相·汪兆銘会談要旨	り報告   大津租界封鎖に対する米国国務省の反応振	する旨意見具申 対象的であり英国側宣伝振りには注意を要 天津租界問題に関する英国内の論調は相当	一一号	含めた事情について 大津租界封鎖の目標に軍側が経済的要求を?	發基本要綱」 興亜院が作成した「北支蒙疆鐵鑛業統制開?	有田外相・汪兆銘会談要旨	ている模様につき報告 英国外務省が天津租界問題の対応に苦慮し?	細につき報告 英国政府による天津租界封鎖延期要請の詳	いて 租界の封鎖実施を延期方英国政府要請につ 発展者引渡しに関し再検討を行うので天津 で	委員会の設立案をわが方へ打診について英斡旋のため容疑者引渡しを審査する混合な在本邦米国代理大使が天津租界問題での日	ギー英国大使との会談要領
777	2502	2501	2500	2498	1496	773	2498	2497	2497	2496	2496

について 251年側近者よりの伝言251年程界問題に対し日英双方が慎重な対応 4	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	六五〇	昭和14年6月16日	1515	七
ノ對日報復策ニ關スル對策ニ就テ」2513	付 記 昭和十四年六月十五日、A				
抗手段を検討しているとの報道報告 251年政府が天津租界封鎖に対して経済的対12	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	六 四 九	昭和14年6月16日	1514	七
く要望している旨報告 て津居留邦人が租界問題の全般的解決を強5	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	三六四	昭和14年6月16日	1509	七
的辨法及日本側意見」 78年 7月 7日	五相会議諒解		昭和14年6月16日	461	二
有田外務大臣より在本邦クレーギー英国大使宛半 2 251	右要請へのわが方回答 公信 昭和十四年六月十六日付有田				
 2511	付記一 右和訳文				
別待遇を即時停止方要請 天津租界での検問時における英国人への差10	有田外務大臣宛(半公信) 在本邦クレーギー英国大使より		昭和14年6月15日	1513	七
·作要領案」2504	「天津英佛租界ニ對スル工作」 昭和十四年五月二十九日、北				
的要求事項につき査報方訓令	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	八三	昭和14年6月15日	1508	七
報告 天津英仏租界における検問検索の実施状況3	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	三五八	昭和14年6月15日	1507	七
活動及權益ニ對スル措置要領」 1853   上第三國ノ53			昭和14年6月15日	1070	五.

	,							,		
七	七		七	七	七	七	七	六	<i>±</i> 1.	七
1522	1521		1510	1520	1519	1518	1517	1353	1071	1516
昭和14年6月20日	昭和14年6月20日		昭和14年6月20日	昭和14年6月19日	昭和14年6月19日	昭和14年6月19日	昭和14年6月19日	昭和14年6月19日	昭和14年6月18日	昭和14年6月17日
一 九 九	六六一		七二五	六 五 八	五四二	六 五 四	三八二	五三八	一 - - - - - - - - - - - - -	五三三三
在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	「在天津英佛租界當局ニ對スル付 記 昭和十四年六月十五日、興亜宮	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より
ついて 搬入制限に対するクレーギー大使の抗議に52 天津租界での英国人への侮辱的検査や食糧	外相の提議に対し強く反駁について 25円乗租界問題を地方的に解決せんとの英国19	臨時政府ノ通告ニ關スル件 8	英仏大使館宛通告案について 250年 天津租界問題要求事項に関する臨時政府の66	搬入制限に対する英国外相の抗議について25 天津租界での英国人への侮辱的検査や食糧18	るとの米国国務長官談話について 257年租界封鎖など中国の事態に関心を有す7	に関する英国報道振り報告 25相界問題についてのわが方非公式声明16	在天津英国総領事との会談内容報告 2516年	道について 2年間では、19年間に、19年に、19年間に、19年に、19年間に、1	て   を   を   を   を   を   を   を   を   を	つき観測報告 25日
	昭和14年6月20日 一九九 在天津田代総領事宛(電報) 一ついて搬入制限に対するクレーギー大使の抗議に でおり 大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧	七 1521 昭和14年6月20日 一九九 在天津田代総領事宛(電報) でいて 1521 昭和14年6月20日 一九九 有田外務大臣なり 大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 天津租界間題を地方的に解決せんとの英国 在英国重光大使より 天津租界問題を地方的に解決せんとの英国	七 1521 昭和14年6月20日 一九九 有田外務大臣より 「在天津田代総領事宛(電報) 外相の提議に対するクレーギー大使の抗議に イ 記 昭和14年6月20日 六六一 有田外務大臣宛(電報) 外相の提議に対し強く反駁について 大津租界問題を地方的に解決せんとの英国	七       1521       昭和14年6月20日       七二五       有田外務大臣より       大宗和中四年六月十五日、興亜院華北連絡部作成       1521         七       1521       昭和14年6月20日       六六一       有田外務大臣宛(電報)       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国         七       大宗和界問題を地方的に解決せんとの英国         大宗和界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題要求事項に関する臨時政府の	七       1520       取和14年6月20日       六五八       在英国重光大使より       天津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         七       1521       昭和14年6月20日       七二五       有田外務大臣宛(電報)       天津租界問題要求事項に関する臨時政府の…         七       1522       1521       昭和14年6月20日       七二五       有田外務大臣宛(電報)       天津租界問題要求事項に関する臨時政府の…         七       1522       1521       田和14年6月20日       六六一       有田外務大臣宛(電報)       天津租界問題要求事項に関する臨時政府の…         大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       一九九       在天津田代総領事宛(電報)       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       一九九       在天津田代総領事宛(電報)       一ついて	七       1520       1519       五四二 在米国堀内大使より       天津租界封鎖など中国の事態に関心を有す         七       1521       昭和14年6月20日       六五八 在英国重光大使より       天津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         七       1522       昭和14年6月20日       六二 有田外務大臣宛(電報)       天津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         七       1522       昭和14年6月20日       六二 有田外務大臣宛(電報)       天津租界問題要求事項に関する臨時政府の         七       1523       田和14年6月20日       六二 有田外務大臣宛(電報)       天津租界問題要求事項に関する臨時政府の         大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界的に対するクレーギー大使の抗議に       大津租界可見       大津租界可見         大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津田大使館が高いためます。       大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧         大津田大使館を記述する方面を記述する方向に関する場合の抗議について       11         大学和の提議に対しなど中国の事態に関いを有する。       11         大学を記述する方面を記述する方面を表していて       11         大学和の提覧に対するの米国のよりを表しまする。       11         大学を記述する方面を表しまする。       11         大学和のよりを表しまする。 <t< td=""><td>七       1518       昭和14年6月19日       六五四       在英国重光大使より       天津租界問題についてのわが方非公式声明         七       1520       昭和14年6月19日       五四二       在米国堀内大使より       天津租界問題に対する英国報道振り報告         七       1521       昭和14年6月20日       七二五       在北京堀内大使館参事官より       天津租界財鎖など中国の事態に関心を有す         七       1522       昭和14年6月20日       七二五       在北京堀内大使館参事官より       天津租界問題要求事項に関する英国外相の抗議について         七       1522       昭和14年6月20日       六六一       在英国重光大使より       天津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界に対するクレーギー大使の抗議に       一九九       在天津田代総領事宛(電報)       天津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界に対するクレーギー大使の抗議に       一九九       在天津田代総領事宛(電報)       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国</td><td>七       1517       昭和14年6月19日       三八二       在天津田代総領事名(電報)       在天津租界問題についてのわが方非公式声明         七       1521       1510       1520       1519       1518       1517       1510       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1519       1518       1517       1519</td><td>  大学和界問題での英国人への侮辱的検査や食糧</td><td><ul> <li>五 1522 1521 1510 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在米国堀内大使より 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在米国堀内大使より 1518 1517 1353 昭和14年6月9日 五三八 在田外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 七 七 七 1522 1521 昭和14年6月9日 五三八 在米国堀内大使より 4 在天津英田代総領事より 2 昭和14年6月9日 五三八 在田外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 七 七 1522 1521 昭和14年6月9日 五三八 在来国堀内大使より 4 在天津英田代総領事より 2 年末19日 19日 六五八 在班外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 七 1522 日 1510 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国堀内大使より 4 年末19日 19日 六五八 在班外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 1522 日 1510 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 1522 日 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>七 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>大 2 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>大 2 昭和14年6月月9日 六五八 在在北京堀内大使より 在天津英州和界問題についてのかが方非公式声明 (日野する英田教育を含え、大津租界問題に関する名英田教育を含え、大津租界問題を地方的に解決せるとの報用の抗議について 本天津租界問題を地方的に解決での大連組界での英国人への侮辱的検査や食糧 大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 (日本・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大</li></ul></td></t<>	七       1518       昭和14年6月19日       六五四       在英国重光大使より       天津租界問題についてのわが方非公式声明         七       1520       昭和14年6月19日       五四二       在米国堀内大使より       天津租界問題に対する英国報道振り報告         七       1521       昭和14年6月20日       七二五       在北京堀内大使館参事官より       天津租界財鎖など中国の事態に関心を有す         七       1522       昭和14年6月20日       七二五       在北京堀内大使館参事官より       天津租界問題要求事項に関する英国外相の抗議について         七       1522       昭和14年6月20日       六六一       在英国重光大使より       天津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界に対するクレーギー大使の抗議に       一九九       在天津田代総領事宛(電報)       天津租界問題を地方的に解決せんとの英国         大津租界に対するクレーギー大使の抗議に       一九九       在天津田代総領事宛(電報)       大津租界問題を地方的に解決せんとの英国	七       1517       昭和14年6月19日       三八二       在天津田代総領事名(電報)       在天津租界問題についてのわが方非公式声明         七       1521       1510       1520       1519       1518       1517       1510       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1519       1518       1517       1519       1518       1517       1519       1519       1518       1517       1519	大学和界問題での英国人への侮辱的検査や食糧	<ul> <li>五 1522 1521 1510 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在米国堀内大使より 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在米国堀内大使より 1518 1517 1353 昭和14年6月9日 五三八 在田外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 七 七 七 1522 1521 昭和14年6月9日 五三八 在米国堀内大使より 4 在天津英田代総領事より 2 昭和14年6月9日 五三八 在田外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 七 七 1522 1521 昭和14年6月9日 五三八 在来国堀内大使より 4 在天津英田代総領事より 2 年末19日 19日 六五八 在班外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 七 1522 日 1510 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国堀内大使より 4 年末19日 19日 六五八 在班外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 1522 日 1510 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 1522 日 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>七 七 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>七 1520 1519 1518 1517 1353 1071 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>大 2 昭和14年6月9日 五三八 在来国州外務大臣宛(電報)</li> <li>大 2 昭和14年6月月9日 六五八 在在北京堀内大使より 在天津英州和界問題についてのかが方非公式声明 (日野する英田教育を含え、大津租界問題に関する名英田教育を含え、大津租界問題を地方的に解決せるとの報用の抗議について 本天津租界問題を地方的に解決での大連組界での英国人への侮辱的検査や食糧 大津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界での英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 下津租界の英国人への侮辱的検査や食糧 (日本・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大</li></ul>

七	七	Ξ		=	七	七	七	七	六	七	七	
1530	1529	743		462	1528	1527	1526	1525	1354	1524	1523	
昭和14年6月23日	昭和14年6月23日	昭和14年6月23日		昭和14年6月23日	昭和14年6月22日	昭和14年6月22日	昭和14年6月22日	昭和14年6月21日	昭和14年6月21日	昭和14年6月20日	昭和14年6月20日	
六七七	六七六			七四二	三九二	三八九	六七〇	<u> </u>	五四八	一六七六	三八四	
有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	興亜院会議決定	呉佩孚と大迫少将との会見記付 記 昭和十四年六月十八日	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在シドニー秋山総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	右談話 右談話
開催方意見具申 252年租界問題解決のため東京での日英会談29	部長がわが方意向打診について 25天津租界問題の解決に向け英国外務省極東28	「吳工作所要經費ニ關スル件」1364	······ 790	原因について 県佩孚を中心とする中央政府樹立説台頭の789	通電開始について	旨報告 という はままに おります と では ままま は 手手 に かられる い に いない に で と 英国の対日 抗議は 事実に 合致して いない に こって ままれる と で は ままれる と で ままま しょう	について 天津租界問題に関する英国首相の下院答弁27	次官との意見交換について 2524 天津租界問題をめぐるオーストラリア外務26	を要望する談話発表について 226 米国大統領が中立法修正案の今期議会通過55	英国民間有力者の内話について 252年租界問題をカー大使排斥の好機と見る24	天津英仏租界の食糧事情などにつき報告2523	: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :

		七	七	七	七	七	七		五.	三
		1545	1534	1533	1532	1531	1511		1248	829
		昭和14年6月24日	昭和14年6月24日	昭和14年6月24日	昭和14年6月24日	昭和14年6月24日	昭和14年6月24日		昭和14年6月24日	昭和14年6月24日
		合一三九三	四〇二	四〇〇	六八五	六八四	七四四四			
=	別電	(電英田 報国外	有在 田天 外津	有在 田天 外津	有在 田英 外国	有在 田英 外国	有在 田北京 外京	付 記	興亜院	興亜院
右提議に対する有田外相回答総領事宛合第一三九五号昭和十四年六月二十四日発有田	東京での日英交渉開催に関するク総領事宛合第一三九四号昭和十四年六月二十四日発有田外	(電報) 在英国重光大使、在天津田代総領事宛有田外務大臣より	1外務大臣宛(電報)津田代総領事より	田外務大臣宛(電報)天津田代総領事より	5田外務大臣宛(電報) 1英国重光大使より	田外務大臣宛(電報) 英国重光大使より	外務大臣宛(電報) 京堀内大使館参事官より	「揚子江開放ニ關スル件說明」	亜院会議決定	
四外務大臣より在英国重光大使、在天津田代	<ul><li>ラクレーギー大使提議</li><li>四外務大臣より在英国重光大使、在天津田代</li></ul>	した経緯につき通報 開催を有田外相・クレーギー大使間で合意:: 天津租界問題解決に向けた日英交渉の東京	につき報告 天津租界検問時における英国人取扱い事情	天津米国総領事との会談内容報告 米国人への検問時の取扱い振りに関する在	り請訓 下津租界問題に関する英国抗議への回答振	て 選を一括中止するよう英国外相要求につい… 選を一括中止するよう英国外相要求につい… 天津租界における英国人への侮辱的差別待	側へ通告について 天津租界問題要求事項を臨時政府より英仏	···	「揚子江開放ノ件」	「北支ニ於ケル輸出爲替集中强化要綱」 …
: 2544	: 2543	: 2542	: 2533	: 2532	: 2531	: 2530	: 2508	: 2118	: 2118	: 1497

		七	=		=	七	七			
		_				_	_			
		1536	464		463	1535	1512			
		昭和14年6月26日	昭和14年6月26日		昭和14年6月26日	昭和14年6月25日	昭和14年6月25日			
		合一四二三	一七四七		四 〇 五	六九二	七四六			
二	別電	(電英田外	有在 田上海	付 記	有在 田天 外津	有英田外	有在 田北 外京	二	付記一	Ξ
右侮辱的検査に関する英国覚書要旨総領事宛合第一四二七号昭和十四年六月二十六日発有田外務十	右抗議文 右抗議文 昭和十四年六月二十六日発有日	(電報) 在英国重光大使、在天津田代総領事宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	汪兆銘と王克敏との会談内容昭和十四年六月二十五・二十七	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	「天津租界問題處理要領」 昭和十四年六月二十二日付、陸	右有田外相回答の和訳文	右有田外相回答に対するクレー総領事宛合第一三九六号昭和十四年六月二十四日発有田
青要旨	:田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代 2536	るクレーギー大使の抗議について 25% 天津租界での英国人への侮辱的検査に関す5	について 新中央政府樹立問題に対する梁鴻志の見解797	······· 日 ······ 792	支持を王克敏表明について 792年の会談で新中央政府樹立に対する2	英国新聞論調報告	いて という はいます はいて おります はり	陸軍省作成 2547	: :: :: :: ::	ーギー大使の返答 254 田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代 254

1117	1.01									
七	七		七	七	Ξ	Ξ			=	七
1549	1548		1547	1537	683	682			465	1546
昭和14年6月27日	昭和14年6月27日		昭和14年6月27日	昭和14年6月27日	昭和14年6月27日	昭和14年6月27日			昭和14年6月27日	昭和14年6月26日
八七〇	七 五 四		合 一 四 四 九						四 一 一	合一四二九
有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	別 電 昭和十四年六月二十七日発有E別 電 昭和十四年六月二十七日発有E	(電報) (電報) 在天津田代総領事宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	興亜院会議決定	興亜院会議決定	合作問題に関する汪兆銘と呉近二 昭和十四年八月十八日、須賀士	「吳工作新指導要領」 付記一 昭和十四年七月十九日、陸軍公	有田外務大臣宛(電報) 在天津田代総領事より	(電報) 在英国重光大使、在天津田代総領事宛有田外務大臣より
度是正をわが方の目標とすべき旨意見具申25日英東京会談では占領地における英国の態51	でできとの方面軍司令部の意向につい25個別に重点を置き具体的事項は現地で50日英東京会談では英国の対中態度是正など	田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代255	催に関する発表振りについて 25米租界問題解決に向けた日英東京会談開9	捏造であり取締方英国側へ要求について 257年租界に関するロイター通信等の記事は 257	「厦門特別市ニ關スル日支間覺書 (不公表)」272	「厦門特別市ニ關スル日支間協定事項」1271	兆銘と呉派要人との会談要旨80	省部決定 799	斡旋打切りを決定について致しない状況に鑑み積極的な汪・呉合作の798兵佩孚の時局認識がわが方既定の方針に合	クレーギー大使回答について 25年日外相回答中の日本側提案を受諾する旨54日英東京会談開催に関する六月二十三日付 25年

七	Ξ	二	七			七	七		三		七
1538	468	467	1553			1552	1551		466		1550
昭和14年7月4日	昭和14年7月4日	昭和14年7月3日	昭和14年7月1日			昭和14年7月1日	昭和14年7月1日		昭和14年7月1日	昭和十四年七	昭和14年6月30日
三三九	一 八 五 五		一八〇七			四三三			一 八 一 六	月	七一六
在天津田代総領事宛(電報有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	汪兆銘 在上海森島大使館参事官	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	二 昭和十四年七月	別電一 昭和十四年七月	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より		付 記 昭和十四年七月二	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より		有田外務大臣宛(電報)在英国重光大使より
<ul><li>ニデー大使抗議について</li><li>大津英租界への牛乳供給が途絶した旨クレ7</li></ul>	て 島参事官より在中国仏国大使へ説示につい810 新中央政府樹立を支持するわが方立場を森	会談   参事官と汪兆銘との会談要旨   対英ソ関係および華僑対策等に関する森島7	る好機到来との田尻総領事意見具申 天津租界問題を契機に英国の態度を是正す55 重慶政権の財政逼迫や対英不満などに鑑み 25	一日発在天津田代総領事より有田外務大臣宛第四二五号255	一日発在天津田代総領事より有田外務大臣宛第四二四号255	する天津現地軍の意向について 談で要求すべき根本原則と具体的事項に関55 天津租界問題の交渉順序および日英東京会 25	外務省の日英東京会談交渉方針2553	汪第二次會談要領」805	会談について 会談について 中央政府樹立問題に関する汪兆銘・梁鴻志804		振り意見具申 視している中立性の尊重に対しわが方反論255

Ξ	=	七	七	七	_	七		七	=	七
830	470	1557	1540	1539	290	1556		1555	469	1554
昭和14年7月12日	昭和14年7月12日	昭和14年7月8日	昭和14年7月8日	昭和14年7月7日	昭和14年7月7日	昭和14年7月6日		昭和14年7月5日	昭和14年7月5日	昭和14年7月4日
四 四 四	亜一機 八二四	館長符号	四 五 七	二 四 五		七四八		七八九	一八六六	七七六
有田外務大臣宛(電報)在青島加藤総領事より	在英国重光大使、在米国堀内大使他宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より		有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	一 ○号 ○号 田和十四年七月五日発在北京1	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より
海関布告について 地国連合準備銀行券の移動取締規則を青島88	汪兆銘工作の経緯概要について812	て 好転に資するとのウィルソンの伝言につい25年 日英東京会談の実現自体が将来の両国関係 256	ない旨報告 大津英租界への牛乳搬入を差止めた事実は8	自制要求方訓令   天津英租界への牛乳搬入問題につき軍側へ8	事変二周年に際しての有田外相談話482	具申 おり おり おり は から は から は のみを 東京会談で論議する方針との報道に 62 英国は 列国に影響を及ぼさない 地方的問題	堀内大使館参事官より有田外務大臣宛第七九 2560	作成について 下津租界問題日英折衝要領を方面軍司令部9 155 155 155 155 155 155 155 155 155 15	軍司令官が汪に対する支持を表明について 811 汪兆銘との会談において現地のわが方陸海 811	関する方面軍司令部の方針案について 255年租界問題の交渉順序および要求事項に 255

七	六	=			七	七	六	六	七	六
1559	1358	471			1558	1542	1357	1356	1541	1355
昭和14年7月15日	昭和14年7月15日	昭和14年7月15日			昭和14年7月14日	昭和14年7月14日	昭和14年7月14日	昭和14年7月13日	昭和14年7月12日	昭和14 年7月12日
合一		_			合一					
六八八	六 五 七	九七五			六〇二	四 八 三	六五六	六五一	八二	六四一
宛(電報) 宛(電報) 在英国重光大使、在天津田代総領事他有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	「下津租界問題ニ關スル日英六二 昭和十四年七月十三日、東亜日	「天津租界問題ニ關スル日英交渉」付記一 昭和十四年七月九日、陸軍省作成	事官、在天津田代総領事他宛(電報)在英国重光大使、在北京堀内大使館参有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より
に関する一般原則の容認を要求について側が天津租界問題の背景となる中国の事態第一回有田・クレーギー会談において日本	よび国務長官声明について中立法修正問題に関する米国大統領教書お	志との意見交換の模様について新中央政府樹立問題に関する王克敏と梁鴻	央交渉大綱」ニ關スル閣議等ノ模様」 	次涉要領大綱」	日英東京会談の交渉方針につき通報	へ説明についてが方立場に了解あるよう在天津米国総領事天津租界封鎖による米国人の不便に関しわ	いて上院が国務省へ研究方要請について日米通商航海条約に抵触するとの疑義につ上院外交委員長提出の軍需物資禁輸法案は	した背景など米国議会の動静報告交委員長が軍需物資禁輸法案を上院に提出中立法修正審議延期の議決を受けて上院外	いて 検せんとの軍側意向に対し自制方要請につ 天津租界封鎖を海上に延長し英国船舶を臨	とを上院外交委員会が議決した旨報告中立法修正案の審議を次会期へ延期するこ
: 2569	: 2269	: 813	: 2568	: 2564	: 2563	: 2539	: 2268	: 2267	: 2539	: 2266

七					七	七	六	七
1563					1562	1544	1361	1561
昭和14年7月23日					昭和14年7月22日	昭和14年7月22日	昭和14年7月22日	昭和14年7月20日
合一六九七					合一六八六	六二	六八三	合一六五九
宛(電報) 在英国重光大使、在天津田代総領事他有田外務大臣より	第二センテンスの第二案総領事他宛合第一六九〇号四 昭和十四年七月二十二日発有5四	第二センテンスの第一案総領事他宛合第一六八九号 昭和十四年七月二十二日発有日	合意した第一センテンス 総領事他宛合第一六八八号 田和十四年七月二十二日発有5	第一センテンスの解釈に関する総領事他宛合第一六八七号 昭和十四年七月二十二日発有日	宛(電報) 宛(電報) 名田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在シドニー秋山総領事より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	宛(電報) 在英国重光大使、在天津田代総領事他有田外務大臣より
原則に関する案文合意について 257年 第四回有田・クレーギー会談において一般78	田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代 257	田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代 257	:田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代 257	する有田外相口述案	原則に関する字句修正を協議について 25第三回有田・クレーギー会談において一般6	トラリア外相の内話について 排日に向かわせるおそれがあるとのオース4 天津における侮辱的取扱いは英国民全部を	ででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	について 関する日本案の修正を提議257年二回有田・クレーギー会談において英国 第二回有田・クレーギー会談において英国

		五			=	七		七	七		
		1134			472	1567		1566	1564		
		昭和14年7月25日			昭和14年7月25日	昭和14年7月24日		昭和14年7月24日	昭和14年7月24日		
		八六〇			四四三	二六七		二六五	八五一		
英国側作成の右事件要領理二 昭和十四年六月十日付	付記一 昭和十四年六月十二	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	広東来訪後の汪兆銘の二 矢野領事作成、作成日7	行記一 矢野領事作成、作成!	有田外務大臣宛(電報)在広東岡崎総領事より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	日本側が提示した十二 別 電 昭和十四年七月二十四	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	発表案英文 総領事他宛合第一 一 昭和十四年七月二	別電一 昭和十四年七月二 総領事他宛合第一
:件要領調書	5件に関する英国大使館覚書-日付	決斡旋方依頼について乳供給改善に関し英国外相が重光大使へ乳供給改善に関し英国外相が重光大使へスピア中佐の釈放および天津英租界への	銘の行動について。成日不明	[理由等について  -成日不明	汪兆銘の広東訪問の目的について	協議状況について 天津租界問題日英会談における治安問題	.十二項目  十四日発有田外務大臣より在天津田代総領事宛第二六六	談開始について天津租界問題の具体的事項に関する日英会	関する英国首相の議会説明につき報告日英東京会談において合意した一般原則	一六九九号 一十三日発有田外務大臣より在英国重光大使、在天津田	一六九八号 一十三日発有田外務大臣より在英国重光大使、在天津田
: 1966	: 1966	解牛 :: 1965	: 816	: 814	: 814	2583	六 :: 2582	会 :: 2582	2580	代 :: 2579	代  2579

六	六	六				七			六	七
1365	1364	1363				1568			1362	1565
昭和14年7月27日	昭和14年7月27日	昭和14年7月27日				昭和14年7月26日			昭和14年7月26日	昭和14年7月25日
七一四		七〇八				二七三			七〇六	八 五 八
有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より		有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	中国における反英運動停止方要請信要訳四年八月三日付在本邦クレ	右回訓 名 田和十四年七月二十八日発北古	反英運動をめぐる対英交渉振り令部宛電報 中部一 昭和十四年七月二十六日発武英	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	右廃棄通告和訳文 右廃棄通告和訳文	お お の 電 昭和十四年七月二十六日発在半	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より
論調報告 日米通商航海条約廃棄通告に関する米国紙7	長談話 日米通商航海条約廃棄通告に関する情報部7	測報告 出来通商航海条約廃棄通告の背景につき観6	要請	売売の 売売の 売売の 売売の である 売売の である である である である である である である である	・い請訓 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ける反英運動の取締を申入れについて 258天津租界問題日英会談で英国側が中国にお83	 2275	米国堀内大使より有田外務大臣宛第七○七号5	した旨報告 227年 227年 227年 227年 227年 227年 227年 227	てれたため英国首相側近者へ注意喚起につい25側国会議開催を説く論調が英国内に散見さ81日英東京会談開始に際し中国問題に関する

日何	索引										
七	七	六	六	七	六	六	六	六	六	五.	七
1572	1571	1372	1371	1570	1370	1369	1368	1367	1366	1286	1569
昭和14年7月29日	昭和14年7月29日	昭和14年7月29日	昭和14年7月29日	昭和14年7月28日	昭和14年7月28日	昭和14年7月28日	昭和14年7月28日	昭和14年7月28日	昭和14年7月28日	昭和14年7月28日	昭和14年7月27日
八八一	八一	七二七		二七八	七二一	二八二	八七九	七 一 八	二一六	0	二七六
有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	天田 津外 田務	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より
京会談に及ぼす影響につき観測報告 258米国の日米通路航海条約廃棄通告が日英東88	ー大使要請について 英租界における検問検索の停止をクレ	ンバーグの談話内容報告 日米通商航海条約廃棄通告に関するバンデ84	の記者談話について 日米通商航海条約廃棄通告に関する王寵恵84	に関する協議状況について 258年租界問題日英会談での現銀引渡し問題87	関する米国紙の観測報道報告 日米通商航海条約廃棄通告の今後の展開に22	する経済界の観測報告 日米通商航海条約廃棄通告の背景などに関22	新聞論調および英国外務省声明につき報告28日米通商航海条約廃棄通告に関する英国の80	次第によると国務長官言明について 2分までの六か月間における事態の成り行き27日米間の新通商条約締結協議は現行条約失 9	界の熱狂歓迎振りについて 227日米通商航海条約廃棄通告に対する重慶各9	話情報報告 国の対中積極援助に関する伊国総領事の内21 英国輸出補償法に基づく対中借款説など英	ついて 幣流通禁止の容認は絶対不可能の旨回答に258 下津租界問題日英会談において英国側が法 6

五	七			七	六		七	六	六		=
1287	1575			1574	1375		1573	1374	1373		473
昭 和 14 年 8 月 2 日	昭和14年8月1日			昭和14年8月1日	昭和14年8月1日	昭和十四年八月	昭和14年7月31日	昭和14年7月31日	昭和14年7月31日		昭和14年7月31日
三八	二八五			五三九	七四七	Л	二八四	七三八	七 三 五		四 五 九
在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	天津租界問題に関する対仏折復付 記 昭和十四年八月五日発町尻陸8	加 電 昭和十四年八月一日発在天津1	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より		在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	「集團ト武內側トノ協議事項」付 記 昭和十四年八月十二日、作成記	有田外務大臣宛(電報)在広東岡崎総領事より
係をクレーギー大使弁明についてつき日英東京会談での一般原則合意との関15年報出補償法に基づく対中借款の実施に1	小委員会の開催について 251 天津租界現銀問題および治安問題に関する91	.衝方針について 2590 1軍省軍務局長より山下北支那方面軍参謀長宛 2590	田代総領事より有田外務大臣宛第五四○号90	仏要求要領案について 258年租界問題に関して現地軍が作成した対9	間および議会の反響報告 日米通商航海条約廃棄通告に対する米国新99		細目協議について 258年 1月 1月 258年 1月 258年 1月 258年 1月 258年 1月 258年 1月 258年 1月 2	観測続報 228日米通商航海条約廃棄通告の背景に関する88	官の説明振り報告 22日米通商航海条約廃棄通告に関する国務長85	】 者不明 822	派遣軍の支持について 汪兆銘の軍事・政治工作計画に対する南支821

日何东5	<i>i</i>									
八	六	七			Ξ	七	七	六	五.	六
1711	1378	1578			684	1577	1576	1377	1288	1376
昭和14年8月8日	昭和14年8月8日	昭和14年8月5日			昭和14年8月4日	昭和14年8月3日	昭和14年8月3日	昭和14年8月3日	昭和14年8月3日	昭和14年8月2日
三〇五	七八一	五五八				二九〇	二八九九			二 五 八
有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	「新支那中央政權ト蒙古聯合自治政府 <sub>ト</sub> 二 昭和十四年九月二日、駐蒙軍参謀部作	蒙疆統一政権の名称に関する注田中駐蒙軍参謀長宛電報 田和十四年八月(日付不明)、山	閣議決定	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在サンフランシスコ佐藤総領事より	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
策要綱を現地三省会議で決定について 2768上海租界内の重慶側機関の接収に関する対88	うるとの上院外交委員長談話報道報告思はなく日本の改心なくば報復措置もあり29米国は日本の東亜新秩序構想を承認する意2	応措置について 天津租界牛乳供給問題に対する現地軍の対33	目治政府トノ關係調整要領」1274	注意点 山脇陸軍次官より山下北支那方面軍参謀長、1 127	「蒙疆統一政權設立要網」 1272	米国代理大使よりの申し出について 259天津租界法幣流通禁止問題に関する在本邦2	いてに関する在本邦仏国大使よりの申し出につ259に関する在本邦仏国大使よりの申し出につ259に	海岸の反響について 229 1 229 1 229 1 229	意喚起について 原則合意に反する旨をクレーギー大使に注215 対中新借款の実施は日英東京会談での一般 2	たとの米国財界人の見解報告 22年租界封鎖問題をめぐる英国の対日態度 7年租界封鎖問題をめぐる英国の対日態度

七	六	t	七	二	二		七		t	五.
1583	1379	1582	1581	475	474		1580		1579	1289
昭和14年8月15日	昭和14年8月15日	昭和14年8月14日	昭和14年8月14日	昭和14年8月14日	昭和14年8月12日		昭和14年8月11日		昭和14年8月10日	昭和14年8月9日
合一九三二	一三六	合一九一七	二九九九	四 八 五	三五九		二九七		二九六	七九二
総領事宛(電報) 在北京堀内大使館参事官、在天津田代 有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在サンフランシスコ佐藤総領事より	総領事他宛(電報) 在北京堀内大使館参事官、在天津田代有田外務大臣より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在広東岡崎総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	加藤公使・クレーギー大使会談要旨付 記 昭和十四年八月十二日	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	加藤公使・クレーギー大使会談要旨付 記 昭和十四年八月九日	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より
て 津租界問題に関する回答期日を言明につい2604 加藤・クレーギー会談において英国側が天 2604	影響に関する概括的推測報告 229日米通商航海条約が失効した場合の経済的2	武藤参謀副長ら現地軍代表帰任について2604	地軍の意向照会方訓令 容疑者を引渡すとの英国側申し出に対し現3	望について 望について 824	動全般におよぽす悪影響につき注意喚起 823 汪派による国民党中心主義的主張が和平運 823	談要旨 2601	ついて 26の 1年	談要旨 2594	軍代表は現地へ帰任する旨通告について対しこれ以上回答を引き延ばす場合わが方93天津租界問題日英会談の英国側遷延態度に3	新聞報道報告 2153 米国政府の中国現銀購入契約成立に関する3

			七	七	七	七	七	二	七	七
			1590	1589	1588	1587	1586	476	1585	1584
			昭和14年8月18日	昭和14年8月18日	昭和14年8月18日	昭和14年8月17日	昭和14年8月16日	昭和14年8月16日	昭和14年8月15日	昭和14年8月15日
			合一九六一	合一九五九	合一九四九	二四五	九三二	一〇九八	九二九	九二八
加藤公使・クレーギー大使会談要旨三 昭和十四年八月十八日(午後二時開始	二 右回答和訳文	付記一 右回答	総領事宛(電報) 在天津田代在北京堀内大使館参事官、在天津田代有田外務大臣より	総領事宛(電報) 在北京堀内大使館参事官、在天津田代有田外務大臣より	総領事宛(電報) 在北京堀内大使館参事官、在天津田代有田外務大臣より	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より
談要旨	-		て英国側回答をクレーギー大使提出につい…の英国側回答をクレーギー大使提出につい…よび通貨問題は英国単独での協議不可能と治安問題での協定締結には応じるが現銀お	措置を考慮しているか確認方訓令る場合現地軍は検問検索続行以外いかなる天津租界問題の回答を英国側が更に遷延す	界問題の回答遅延を弁明についてクレーギー大使が種々理由を述べて天津租	るよう英国側関係筋へ申入れ方訓令 天津租界問題に関する回答を遅滞なく発す	報告 英国側の容疑者引渡しに現地軍異存なき旨	き報告 活派の活動に対する重慶政権側の反応につ	軍側と意見一致について 中国における反英運動への対処方針に関し	面軍司令部より命令について反英運動が起きぬよう指導方各地部隊へ方反荼運動が起きぬよう指導方各地部隊へ方武藤参謀副長らの東京引揚げに対し過激な
2614	2612	2610	2609	2609	2608	2607	2607	825	2606	2605

1595     1594     477     1593     1592     1380     1591       昭     昭     昭     昭     昭     昭       和     和     和     和     和     和       14     14     14     14     14     14       年     年     年     年     年     年       8     8     8     8     8     8     8     8       月     月     月     月     月     月     月     月     月     月       20     20     19     19     19     19     19     19     19     19     19     19     19     19     19     10	
特	
有田外務大臣宛(電報) 有田外務大臣宛(電報) 有田外務大臣宛(電報) 有田外務大臣宛(電報) 有田外務大臣宛(電報) 有田外務大臣宛(電報) 村記 石英国側公表案和訳文 行記 石英国側公表案和訳文 一本英国重光大使より 在英国重光大使より 在英国重光大使より 在英国重光大使より 在英国重光大使。(電報) 一本国 一本英国重光大使。(電報) 一本国 一本英国重光大使。(電報) 一本国 一本国 一本国 一本国 一本国 一本国 一本国 一本国	加藤公使・クレーギー大使会談要旨四 昭和十四年八月十八日(午後六時開始
日英東京会談で天津租界現銀問題および通問題を協議不可能な理由に関し英国政府 と大米国政府における英国側態度硬化の理 由につき観測報告 日英東京会談における英国側態度硬化の理 由につき観測報告 日英東京会談における英国側態度硬化の理 市明につため天津租界問題に関する対日回答の内容を英 の確認方訓令 日英東京会談における英国側態度硬化の理 日英東京会談における本新政府要人の待遇問 日英東京会談における海里側態度硬化の理 日英東京会談における神どの会談記 日英東京会談の経緯および日本政府見解に 2627 2626 2624 2622 2620 2295 2619	談要旨 2617

七 1599 昭和 14 年 8 月 26	二 <b>482</b> 昭 和 14	二 481 昭	<del></del>	七 1598	七 1597	Ξ	=	七
昭 和 14 年 8	昭 和 14	昭		1598	1507			
和 14 年 8 月	和 14	昭			1597	479	478	1596
26 日	年 8 月 26 日	和14年8月24日	昭和14年8月24日	昭和14年8月23日	昭和14年8月23日	昭和14年8月23日	昭和14年8月23日	昭和14年8月21日
合二〇四二	二四一七	三三八五	二三八四	九七九	合一九九七	一三五五		九六八
付記	田外務大臣宛(電報)上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	宛(電報) 宛(電報) 宛(電報) 宛(電報) 宛(電報) 宛(電報)	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より
矢野爺事作成 交について	に兆	る森島参事官と褚民誼との会談報告 831日本軍の駐兵および関税改正問題等に関す1	しについて 8.20年代の日通	省極東部長代理内話について 26天津租界問題英国側意向に関する同国外務29	日英東京会談の善後措置方針について2628	つき対抗措置が必要である旨意見具申 829香港において汪派に対するテロ事件頻発に9	沈崧暗殺事件発生について829	紙掲載について 日英東京会談に関するわが方発表を英国各28

五.	二	_		_	九	六	六	Ξ		二	七
1074	484	292		291	1750	1382	1381	832		483	1600
昭和14年9月2日	昭和14年9月2日	昭和14年9月2日	昭和十四年九	昭和14年8月31日	昭和14年8月30日	昭和14年8月30日	昭和14年8月29日	昭和14年8月29日		昭和14年8月27日	昭和14年8月26日
二四八七	二四七八	七七	月	一 七 一	一 七 七	八九〇	八八七	九六			三四四
阿部外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	阿部外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	阿部外務大臣宛(電報) 在香港田尻総領事より		阿部外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	阿部外務大臣宛(電報)在ハノイ浦部総領事代理より	阿部外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在北京堀内総領事より	付 記 右大会の状況に関する梅思平談話	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	在天津田代総領事宛(電報)有田外務大臣より
地三省首脳者会議で決定について 撤退・武装解除に関し具体的処理方針を現9 欧州戦争勃発の場合における交戦国軍隊の 1859	表明した汪兆銘通電の内容について 837国際情勢の激変後も立場は不変との決意を 2578	還って再検討の必要ある旨意見具申 489の担は従来の経緯にとらわれず白紙に3		いるとの喬輔三内話について 48名 14 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	報告 雲南(滇越)鉄道の輸送力強化に関する情報 2815	禁輸に関する米国世論調査の結果について 2296日米通商航海条約廃棄通告および対日武器 2296	があると帰国中のグルー大使内話について 25年の尊重を日本側が実際的措置で示す必要29年新通商条約の締結交渉開始には在華米国権	価取締規則公布について 1499 1499 1499 1499	談話  835	決議案等について 83年 1月 1日	程暗殺事件容疑者の引取り方訓令2636

口门水	' 1									
七	七	五.		五		五.	二		二	=
1601	1602	1077		1076		1075	487		486	485
昭和14年9月6日	昭和14年9月5日	昭和14年9月5日		昭和14年9月5日		昭和14年9月5日	昭和14年9月5日		昭和14年9月5日	昭和14年9月4日
六七〇	合二一三五	二 五 九		一〇〇八			五三三		五一	二四九六
阿部外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	総領事宛(電報) 在北京堀内大使館参事官、在天津田代阿部外務大臣より	阿部外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	加電 昭和十四年九月五日発在北京 ○九号	阿部外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	阿部外務大臣・在本邦クレーが付 記 昭和十四年九月八日		阿部外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	「汪精衞、梁鴻志會談要領」付 記 昭和十四年九月五日	阿部外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	阿部外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
程暗殺事件容疑者の引取り完了について2636	て アギー大使が沢田外務次官へ打診につい263 天津租界問題に関する日英交渉の再開をク アポート	きとの現地三省会議の意見について 186の動向にも鑑み迅速かつ効果的に行うべ86の外戦争交戦国への軍隊撤退勧告は英仏両 25	京堀内大使館参事官より阿部外務大臣宛第一○ 1864	関係者間に対応方針案作成について 1863年の観点で軍側を誘導し北京三省1863年の州戦争交戦国への軍隊撤退勧告は慎重に 1863年の1984年の1984年の1984年の1984年の1984年の19	ギー英国大使会談録1861	在中国英国軍隊撤退を勧告するわが方覚書1860	議決定について 84中央党部の人事等に関する中央執監全体会2	:: :: 839	と協議について 839中央政治委員会条例案の取扱いにつき汪側8	いて 838年・維新両政府および各党派の参加によ 838年・維新両政府および各党派の参加によ

五	Ŧī.	二				_	七			五.	
1080	1079	488				294	1603			1078	293
昭和14年9月12日	昭和14年9月12日	昭和14年9月12日				昭和14年9月9日	昭和14年9月8日			昭和14年9月7日	昭和14年9月7日
	三八五	二六二三				0	三四〇			五四二	二五四九
外務省宛在本邦英国大使館より	在米国堀内大使宛(電報)阿部外務大臣より	阿部外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	右王克敏内話情報続報 三 昭和十四年九月十六日、興亜	スチュワート工作に関する王. 昭和十四年九月十五日、興亜:	「張群問題ニ關スル汪側ノ意向付記」 昭和十四年九月十一日、梅機	阿部外務大臣宛(電報)在北京堀内大使館参事官より	在天津田代総領事宛(電報)阿部外務大臣より	中国各地でのわが方撤退勧告二 昭和十四年九月九日付在本邦	「交戰國軍隊撤退問題ニ關スル付記一 昭和十四年九月七日発電	阿部外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	阿部外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
英国政府回答	わが方立場を米国政府に十分説明方訓令18 欧州戦争交戦国軍隊の中国撤退問題に関し71	兆銘声明案について 両政府および各党派の結束を呼びかける汪84 中央政治委員会の組織に向けて臨時・維新	院華北連絡部政務局調査所作成498	- 克敏内話情報	· 488	どに反対がある旨報告院の張群に対する工作には北支那方面軍な487年介石の防共共同戦線参加を企図した興亜	レーギー大使が阿部外相へ要望について 2637 天津租界問題に関する日英交渉の再開をク37	1に対する注意喚起1870	ル訓令」1867	ついて 186年実施および列国の反応振りに86年実施および列国の反応振りに86年   欧州戦争交戦国軍隊の中国撤退に関し現地 186年   1870年   187	作費支出方稟請 岩井副領事による政治工作の進展に伴い工486

二	六		二	七		_	五.	七	七	五.	七
490	1383		489	1607		295	1081	1606	1605	1135	1604
昭和14年9月21日	昭和14年9月19日		昭和14年9月19日	昭和14年9月18日		昭和14年9月18日	昭和14年9月15日	昭和14年9月14日	昭和14年9月14日	昭和14年9月14日	昭和14年9月13日
二〇七	一 二 七			七一六			1110	   O	一 〇 九	一 一 六	七〇四
阿部外務大臣宛(電報) 在南京堀総領事より	阿部外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	汪兆銘に対するわが方要求を明付 記 昭和十四年九月五日着津田華中	閣議諒解	阿部外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より	「現下情勢ニ應スル英國利用方策付 記 昭和十四年十月二日、陸軍作成		阿部外務大臣宛(電報)在ベルギー来栖大使より	阿部外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	阿部外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	阿部外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	阿部外務大臣宛(電報) 在天津田代総領事より
の概要について 汪兆銘・王克敏・梁鴻志による三巨頭会談4	理由に関するバンデンバーグの内話報告 2297 日米通商航海条約の廃棄決議案を提出した 2297	。明確化する必要につき意見具申 	處理要領」	捜査実施ついて 実国側の応諾により天津英租界内での共同1	万策」503	て「歐洲戰爭ニ伴フ當面ノ對外施策」につい500陸軍省部が作成し外務省に検討を要請した	意見具申 国軍隊の中国撤退には拘泥すべきでない旨87 欧州戦争の先行きや米国の動向に鑑み交戦  4	国外務次官が要望について 天津租界問題に関する日英交渉の再開を英9	て 天津租界問題の解決を英国外相要望につい8	国外相と意見交換について中国問題をめぐる日英関係の改善に関し英8	いて 英国側が臨時政府の警察当局へ引渡しにつ263 天津英租界に拘留中の中国人テロ容疑者を 8

_	二	二	_			二	_	Ξ	三			
299	493	492	298	297		491	296	834	833			
昭和14年9月28日	昭和14年9月27日	昭和14年9月27日	昭和14年9月27日	昭和14年9月27日		昭和14年9月25日	昭和14年9月22日	昭和14年9月21日	昭和14年9月21日			
一二七四	二七七九	二七七六	二七七八	二七七七		一〇七二	一〇六四	二七三九	一 〇 五 八			
野村外務大臣宛(電報)在香港田尻総領事より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	汪兆銘・陳中学会談要旨の送付付 記 昭和十四年十月七日付在上海三	野村外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	阿部外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	阿部外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	阿部外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	三巨頭会談の空気を踏まえた華北の特殊化三 昭和十四年九月二十六日、太田書記官作成	「三巨頭會談ニ關スル備忘錄」二 昭和十四年九月二十四日、太田	「三巨頭會議決定事項」付記一 昭和十四年九月二十一日付
萱野工作ひとまず打切りについてな	の間には懐疑の念ありとの観測報告 三巨頭会談後も汪側と臨時・維新両政府と	銘と独伊総領事会談について新中央政府に対する承認問題等につき汪兆	あるとの諜報報告 蔣介石の四川省主席兼任は下野への布石で	が褚民誼に提議したとの情報報告 孔祥熙と汪兆銘の和平に向けた合作を樊光5	浦総領事より土田東亜局第一課長宛書簡	反対との呉佩孚意向について	那方面軍の軍中央への意見上申について系新中央政府樹立は急ぐ必要がないとの北支え	内話について 政権との関係断絶は当面不可能との周文彬な政権との関係断絶は当面不可能との周文彬な	つき意見具申 のき意見具申 の対応策に?	問題等に対する意見	田書記官口述	
506	870	869	505	505	866	865	504	1501	1500	862	847	846

U 13 37 71										
Ξ	-		八	七	-		-	Ξ	-	Ξ
494	306		1712	1608	302		301	744	300	835
昭和14年10月3日	昭和14年10月	昭和十四年十月	昭和14年9月30日	昭和14年9月30日	昭和14年9月30日		昭和14年9月30日	昭和14年9月29日	昭和14年9月29日	昭和14年9月28日
一 〇 九 一		月	二八〇三	一三三九	二八〇六		一〇八六		二七九三	一〇七九
野村外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より			野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	別 電 昭和十四年九月三十日発在北京 ○八七号 日本十四年九月三十日発在北京	野村外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より	興亜院会議決定	野村外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より
部長官に対して表明について化が必要との見解を王克敏が喜多華北連絡871中央政府樹立に際しては華北特殊性の明確	小川平吉作成「重慶方面關係經過概要」51		の意見交換について 上海共同租界工部局参事会議長と汪兆銘と9	天津租界問題の解決方につき意見具申2641	動であるとの観測について 府樹立工作の妨害を目的とする重慶側の策50 スチュワート工作は汪兆銘による新中央政	京堀内大使館参事官より野村外務大臣宛第一508	山西省長内話について 簡は監視が厳しく未だ手交不能との蘇體仁508 正兆銘から閻錫山に対し合作を提議した書	「特種工作所要經費追加ニ關スル件」1365	性を指摘した汪兆銘意見について 案を独ソが検討中との情報に対しその危険507 蔣介石が短期間の下野を承諾する事変収拾	実現するため統制策につき意見具申 1502年北地方に対する最小限度の朝鮮米輸入を 1502

七	五.	七		七	<u> </u>	七	<u> </u>	七			
1613	1082	1612		1611	305	1610	304	1609	303		
昭和14年10月18日	昭和14年10月17日	昭和14年10月16日		昭和14年10月13日	昭和14年10月12日	昭和14年10月9日	昭和14年10月6日	昭和14年10月5日	昭和14年10月4日		
一 一 六機 三密	二 九 三 五	1 111111111		三二八	三五五	七五七	八五一	一〇九六			
野村外務大臣宛在北京門脇大使館二等書記官より	野村外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	野村外務大臣・在本邦クレー:付 記 昭和十四年十月十一日付	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	野村外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	野村外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より		「中央政府樹立問題ニ關スル恵二 昭和十四年十月三十一日	「九月二十八日長官、王克敏會談要領付記一 昭和十四年九月二十八日
津退去に至る経緯報告 264年 1月 1日	きなど伊国代理大使の内話要領報告 187年との和議を結ぶか二途何れかを選ぶべ75日本は汪兆銘による新政府を樹立するか蔣 187年	ると推測される旨報告 れば華北駐屯英国軍隊を撤退する意図があ4 英国外務省首脳部は天津租界問題が解決す 264	ギー英国大使会談要旨2643	の意見交換について 天津租界現銀問題に関する英国外務次官と2	の時局談話情報につき報告 113年 113年 113年 113年 113年 113年 113年 113	国人職員への給与支払いについて 26年 天津英租界当局が中国連合準備銀行券で中2	提示する心算との諜報報告 512	和に関し現地軍の意向報告 26年末年租界通貨問題におけるわが方の要求緩42	作方針(案)」	ル喜多長官、王克敏會談要領」873	

- 13 N	J 1										
二				六	六	五.	六	七	五.		$\vec{=}$
496				1386	1385	1084	1384	1614	1083	307	495
昭和14年11月1日	昭和十四年十			昭和14年10月28日	昭和14年10月27日	昭和14年10月27日	昭和14年10月26日	昭和14年10月24日	昭和14年10月24日	昭和14年10月24日	昭和14年10月22日
	月				_ = - -		一 八 一	三七一	一 七 四		
興亜院会議決定		「對米外交施策案」	「米國ノ日米通商條約廢棄通告ニ付記一 昭和十四年八月八日、外務省対※		野村外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	野村外務大臣宛(電報) 在北京門脇大使館二等書記官より	野村外務大臣宛(電報)在サンフランシスコ佐藤総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	野村外務大臣宛(電報) 在スペイン矢野公使より		
「中央政治會議指導要領」		海軍省作成	廢棄通告ニ對スル對策方針案」外務省対米政策審議委員会幹事会決定	策案」 ・ 吉沢亜米利加局長作成の「日米關係打開方	との米国要路の意向について在華米国権益の尊重なくば無条約も辞せず新通商条約締結は日本の出方次第に懸かり	に対し実現性の乏しい点を指摘について華北での日独経済提携に関するボイド提案	平洋沿岸領事会議の意見報告日米通商航海条約廃棄問題などに関する太	意見交換について 天津租界問題の解決に向けた英国外相との	ペイン外相へ説示について政府樹立の暁には率先して承認すべきとス蔣政権は一地方政権に過ぎず中国に新中央	的措置」 的措置」	汪兆銘の発言概要在中国総領事会議出席者との会見における
.: 881			: 2304	2301	2301	1878	2298	2646	1877	519	 879

Ξ.	六	二	-	Ξ	七	二	=	二		
502	1387	501	308	500	1615	499	498	497		
昭和14年11月5日	昭和14年11月4日	昭和14年11月4日	昭和14年11月3日	昭和14年11月2日	昭和14年11月1日	昭和14年11月1日	昭和14年11月1日	昭和14年11月1日		
公使四			三〇六二	公使二	一 四 一 八					
野村外務大臣宛(電報) 在上海三浦大使館参事官より	在本邦グルー米国大使 〉 会談野村外務大臣		野村外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在上海三浦大使館参事官より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より		興亜院会議決定	興亜院会議決定	「中央政治會議指導要領(案)ニ關二 昭和十四年十一月一日	付記一 昭和十四年十一月一日、興亜
つき報告の開催は延期のほかなしとの状況に会議等の開催は延期のほかなしとの状況に会議等の開催は延期のため青鳥巨頭日本側提案に汪側相当疑問のため青鳥巨頭	ルー大使要望について放など何らかの実際的措置を示すべき旨グ・日米関係改善のためには日本側が揚子江開	内約交渉議事録(第二回)	られる旨の観測報告 かうとの論調を受け重慶側に焦燥の色が見 野村外相の就任により日米関係が修復に向	ての原則に背馳すると不満を表明につい、声明の原則に背馳すると不満を表明につい、占領地域の既成事実を継承するもので近衛、占領地域の既成事実を継承するもので近衛	使との折衝再開方意見具申 天津租界問題の解決に向けてクレーギー大	内約交渉議事録(第一回)	希望及之ニ對スル日本側囘答要旨」「中國主權尊重原則實行等ニ關スル中國側	「新支那ノ國旗ニ關スル件」	スル諒解」	關スル諒解事項」院会議諒解
.: 923	.i. 2310	912	523	912			.: 893	.: 893		891

七	二	=	二	二	二	六	=	=	=	二
1616	511	510	509	508	507	1388	506	505	504	503
昭和14年11月11日	昭和14年11月10日	昭和14年11月9日	昭和14年11月9日	昭和14年11月8日	昭和14年11月8日	昭和14年11月6日	昭和14年11月6日	昭和14年11月6日	昭和14年11月6日	昭和14年11月5日
合二六三三			一 一 七 四	_	合二六〇一	三五五一		一五六	公使七	
等書記官、在天津武藤総領事宛(電報)在英国重光大使、在北京門脇大使館二野村外務大臣より			野村外務大臣宛(電報) 在北京門脇大使館二等書記官より	在上海加藤公使宛(電報)野村外務大臣より	(電報) 在英国重光大使、在米国堀内大使他宛野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より		野村外務大臣宛(電報)在北京門脇大使館二等書記官より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦大使館参事官より	
官よりクレーギー大使へ提議について 天津租界問題に関するわが方解決案を谷次	内約交渉議事録(第六回)	内約交渉議事録(第五回)	てに難色を示す臨時政府要路の見解についには難色を示す臨時政府要路の見解についには難色を示す臨時政府要路の見解につい	関する政府対応振りにつき説明について!汪側に対する内約事項の閣議での取扱いに!	新中央政権樹立工作の現状について!	しとの上院外交委員長の談話報道報告を見ない場合は対日禁輸法案の成立疑いな}日米通商航海条約失効までに両国関係改善	内約交渉議事録(第四回)	人の見解について新中央政府への参加に否定的な臨時政府要	とは到底不可能な情勢につき報告 日本側提案を原案通り汪側に認めさせるこ	内約交涉議事録(第三回)
2650	969	959	958	957	956	2314	940	939	938	924

	「對外施策方針要綱ニ對スル陸軍側修正意見ニ關スル件」昭和十四年十一月二十三日、東亜局第一課作成「睾夕放簧力・参要絆」図事當局ニ手爻ニ關フル件」	「對外施策方針要綱ニ對ス二 昭和十四年十一月二十三三十三十二十二十二十十十十十十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十				
	ス レ					
了	外務省が作成し陸海軍の			昭和14年11月15日	309	
= 7. 40	相らに説示方訓令横浜正金銀行保管案を受諾するよう英国天津租界現銀問題に関しわが方が提示し	在英国重光大使宛(電報)野村外務大臣より	四三五	昭和14年11月14日	1617	七
撤	政府通告華北駐屯の仏国軍隊一部	外務省宛在本邦仏国大使館より		昭和14年11月13日	1086	五.
揿	政府通告華北駐屯の英国軍隊一部撤退に	野村外務大臣宛在本邦クレーギー英国大使より		昭和14年11月13日	1085	五.
	る中央および現地の申合せ案日発在北京門脇大使館二等書記官より野村外務大臣	新中央政府樹立に関する中 宛第一一八四号 別 電 昭和十四年十一月十三日発				
ス	の情報について 汪側との協議状況に関する華北連絡部より	野村外務大臣宛(電報) 在北京門脇大使館二等書記官より	一 八 三	昭和14年11月13日	514	二
	する陸軍側意向東亜局第一課作成	今後の交渉の進め方に関する陸軍側付 記 昭和十四年十一月十三日、東亜局第				
提案中汪側と意	不一致の点につき報告内約交渉における日本側	野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	<u> </u>	昭和14年11月12日	513	二
	内約交渉議事録(第七回)			昭和14年11月12日	512	二
	<ul><li>津租界問題に関するわが方の対英交渉処置要領使館二等書記官、在天津武藤総領事宛合第二六三一号和十四年十一月十一日発野村外務大臣より在英国重光大使、</li></ul>	天津租界問題に関するわれて 大使館二等書記官、在天忠別 電 昭和十四年十一月十一日8				

=		五.	六	Ξ.	Ξ.	七	六	Ξ.		Ξ.	
519		1087	1390	518	517	1618	1389	516		515	
昭和14年11月21日		昭和14年11月20日	昭和14年11月18日	昭和14年11月17日	昭和14年11月16日	昭和14年11月15日	昭和14年11月15日	昭和14年11月15日		昭和14年11月15日	
二七			三九一	<u></u>	三四四	八 一 九	一三七九	<u>一</u> 五		一 八 八	
野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	有田外務大臣内奏資料中の一付 記 昭和十四年五月二十三日付		野村外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	野村外務大臣宛(電報) 在張家口望月総領事代理より	野村外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	野村外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	知 電 昭和十四年十一月十五日発在 知 電 昭和十四年十一月十五日発在	野村外務大臣宛(電報) 在北京門脇大使館二等書記官より	「對外施策方針要綱決定ノ件」三 昭和十四年十二月二十八日
する田尻書記官と周仏海との会談報告 995新中央政府樹立後の第三国との関係等に関 995	厦門鼓浪嶼租界問題」1881	軍隊艦艇撤退問題」 の「鼓浪嶼租界問題」および「在支交戰國87 外交情勢に関する野村外務大臣内奏資料中 187	長官代理言明について 231条三条 231条 231条 231条 231条 231条 231条 231条 231	銘の観察について 国共関係の現状など重慶情勢に関する汪兆99	部長官の見解について 993 新中央政府樹立問題に関する酒井蒙疆連絡993	の在天津仏国総領事内話について当するとの理由ならば搬出を容認できると265天津租界現銀問題に関し水害救済資金に充265	いて 務省係官が指摘し差別待遇に不満表明につ231 日本による在華米国権益侵害の具体例を国 231	協議状況について 「日支新關係調整要項」に関する汪側との99	日発在北京門脇大使館二等書記官より野村外務大臣 1991	領」に対する華北連絡部意見について 990 汪側と協議中の「臨時政府トノ關係調整要0	: 534

六	七	七	七			Ξ		Ξ	七
1391	1622	1621	1620			521		520	1619
昭和14年11月24日	昭和14年11月23日	昭和14年11月23日	昭和14年11月22日			昭和14年11月22日		昭和14年11月22日	昭和14年11月21日
	八三三	一 五 八 三	一 五 五 二			Ξ		七	一 五 四 六
野村外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	野村外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	について 一〇号 一〇号 二 昭和十四年十一月二十七日起草	より意見具申 す変処理促進の観点より速や するがです。 おりました。 おりました。 おりました。 おりました。 はいまりません。 はいまりません。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 はいました。 といる。 はいました。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる	野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	て 新中央政府の通貨問題に関するわ 号 昭和十四年十一月二十二日発野村	在上海加藤公使宛(電報)野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より
報道報告 報道報告 おいかい おります おります おります おります おります おります おります おります	対処振り報告 天津英仏租界への石炭搬入に関するわが方55	の間で検討について 26年現代による共同管理案を英国外務次官と55天津現銀問題に関し横浜正金と香港上海の 265	る旨注意方意見具申 硬化が英国の対日態度に影響するおそれあ55 天津租界問題を要因とする米国の対日態度 265	方方針を検討した関係省庁局長級会議の結果1002草野村外務大臣より在上海加藤公使宛電報第	かな内約交渉妥結の必要性につき田尻書記官99年上海加藤公使より野村外務大臣宛電報写	討方田尻書記官より意見具申 全般に及ぼす悪影響に鑑み交渉方針の再検998 華北鉄道問題に関するわが方態度が汪工作	るわが方処理方針を石渡前蔵相へ説明につい997野村外務大臣より在上海加藤公使宛電報第八	いて 議支援のため石渡前蔵相を中国へ派遣につ997 金融・財政・経済問題に関する汪側との協	諾するよう英国外務次官へ説示について 265年租界現銀問題に関するわが方提案を受 2653

九	七	t	五.	六	Ξ	七	七	六	六
1751	1626	1625	1088	1394	522	1624	1623	1393	1392
昭和14年11月30日	昭和14年11月30日	昭和14年11月28日	昭和14年11月28日	昭和14年11月27日	昭和14年11月27日	昭和14年11月26日	昭和14年11月25日	昭和14年11月25日	昭和14年11月24日
	合二七五一	一 六 一 五		一 四 三 四	二二七	八四五	四 一 九	四二八	一 九 〇
在本邦アンリ仏国大使 〉 会談野村外務大臣	宛(電報) 宛(電報) 年英国重光大使、在天津武藤総領事他野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より		野村外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	野村外務大臣宛(電報)在南京堀総領事より	野村外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	在天津武藤総領事宛(電報)野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	野村外務大臣宛(電報) 在サンフランシスコ佐藤総領事より
提議について 281日仏国交調整や仏印経由援蔣物資輸送の停日仏国交調整や仏印経由援蔣物資輸送の停	て	くすとの英国外相内話についてことはなく天津租界問題の解決に最善を尽65英国の対日態度は米国によって左右される7	ノ對英米施策要領」 外務省が作成した「支那問題ニ關スル當面 1883	きではないとの上院外交委員長の談話報告 2を行わない限りは新通商条約交渉に入るべ32日本が在華米国権益侵害に関する改善努力	兆銘の態度について 10名表生の形式を指なうとして条件緩和を求める汪100分数を指なうとして条件緩和を求める汪10名表を持ている。	本間師団長と協議について 265元津租界における米国人取扱い振りにつき7	鑑み事実関係査報方訓令 天津租界問題に関する米国側の諸種苦情に66	性を強く説示について 米国国務長官と会談し日米国交調整の必要9	内話情報報告 日米関係に関するフーバー前米国大統領の8

Ξ	六	五		Ξ	Ξ	六	五	七	Ξ	
526	1396	1249		525	524	1395	1136	1627	523	
昭和14年12月9日	昭和14年12月8日	昭和14年12月8日		昭和14年12月8日	昭和14年12月6日	昭和4年12月5日	昭和14年12月4日	昭和14年12月2日	昭和14年12月2日	昭和十四年
					五一	四 八 二	一六五九	合二七六七	四四四	年十二月
野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	外務・陸軍・海軍三省決定	興亜院会議決定	右決定の文言確定経緯について号 昭和十四年十二月十九日発野は	興亜院会議決定	野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	野村外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	宛(電報) 宛(電報) 年英国重光大使、在天津武藤総領事他 野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	
呉佩孚死亡に関する報道について1009	る外務・陸軍・海軍三省方針 33年 33年 33年 33年 33年 33年 33年 33年 33年 33	「揚子江開放ノ件」 2121	焼について ・九日発野村外務大臣より在上海加藤公使宛電報第三三 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「中央政權樹立工作ニ關スル申合セ」008	時局に関する田尻書記官の観測1005	報告 おり できます できないと語ったとの情報 23 の態度を非難し態度の改善がなければ通商 23 米国国務省要人が九国条約等に対する日本	硬手段に出ないよう工作すべき旨意見具申 19名素地を作り併せて米国が対日禁輸など強97英国をわが方に引きつけ中国問題に利用す 1	間で討議について 3年現銀問題に関し横浜正金と香港上海の 7年現銀問題に関し横浜正金と香港上海の 9年	お旨意見具申 近側との諒解内容の確定をまって実施すべ00 英国に対する応酬方針は内約交渉における 4	

н і	2 21. 21									
五.	_	七	九	七	七			七	六	六
1250	310	1631	1752	1630	1629			1628	1398	1397
昭和14年12月18日	昭和14年12月16日	昭和14年12月14日	昭和14年12月12日	昭和14年12月9日	昭和14年12月9日			昭和14年12月9日	昭和14年12月9日	昭和14年12月9日
	合二八五四	六〇		三五四	合二八一六			合二八一三	一 四 九 四	四八七
	上海加藤公使他宛(電報) 在英国重光大使、在米国堀内大使、在野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報) 在上海加藤公使より	在本邦アンリ仏国大使 〉会談野村外務大臣	野村外務大臣宛(電報)在北京門脇大使館二等書記官より	宛(電報) 在英国重光大使、在天津武藤総領事他野村外務大臣より	通貨問題に関するクレーギー試案領事他宛合第二八一五号 昭和十四年十二月九日発野村外務	現銀問題に関するクレーギー計別電一 昭和十四年十二月九日発野村の	宛(電報) 在英国重光大使、在天津武藤総領事他野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	野村外務大臣宛(電報) 在ニューヨーク若杉総領事より
子江開放意向に関する情報部発表 21野村・グルー会談にて示されたわが方の揚21	き通報 事変処理に関する当面の外交施策方針につ53	うる可能性が強まった旨意見具申当応諾を契機に英国の対重慶態度を是正し66天津租界現銀問題での水害救済資金への充 3	が方提議へのアンリ大使回答について 28仏印経由援蔣物資輸送の事実はないなどわ23	側意向報告 天津租界現銀の日英共同管理案に対する軍2	クレーギー間の討議内容について 2661・61	:外務大臣より在英国重光大使、在天津武藤総 2661	:外務大臣より在英国重光大使、在天津武藤総 2660	レーギー大使が試案提示について 2650 天津租界現銀問題および通貨問題に関しク9	に関する国務省の感触報告 232年京における日米国交調整交渉の進展振り26	とのフォーブス前駐日大使の内話報告 23年を変更しなければ日米国交調整は困難23米国の対日感情は悪化しており日本が対中 4

五	二	九	五.	_	七	五	七	六	六	五.
1254	527	1753	1253	311	1633	1252	1632	1400	1399	1251
昭和14年12月22日	昭和14年12月22日	昭和14年12月21日	昭和14年12月21日	昭和14年12月21日	昭和14年12月20日	昭和14年12月20日	昭和14年12月19日	昭和14年12月18日	昭 和 14 年 12 月 18	昭和 14 年 12 月 18
一七八九	七〇		一七七五	三三八二	合二八八七	11111	合二八七五			合二八七九
野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	野村外務大臣宛(電報) 在上海加藤公使より	在本邦アンリ仏国大使 } 会談野村外務大臣	野村外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	野村外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	宛(電報) 在英国重光大使、在天津武藤総領事他野村外務大臣より	野村外務大臣宛(電報) 在サンフランシスコ佐藤総領事より	宛(電報) 在英国重光大使、在天津武藤総領事他野村外務大臣より		在本邦グルー米国大使 } 会談野村外務大臣	在米国堀内大使他宛(電報)野村外務大臣より
会談報告 21対 3 会談報告 21対 3 会談報告 21対 3 会談報告 21対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3	容の取扱いにつき注意喚起について 新助活発化の情報に鑑み内約交渉の協議内01 新中央政府樹立阻止を目的とする重慶側の 10	緊切の旨アンリ大使より注意喚起について 8名字記発言の是正など両国間の感情融和が8名日仏国交調整に当たっては雲南鉄道への空 6	告 指子江開放声明に対する英国紙報道振り報23	の旨意見具申 別交施策方針実施に当たっては軍中央の統 外交施策方針実施に当たっては軍中央の統	る旨クレーギー大使通報について 266人が駐華カー英国大使が重慶に派遣され266人 天津現銀問題に対する重慶政権の了解を得 1	告 告 2123年 1月 2123年 1	レーギー間の討議内容について 投済事業への現銀充当問題をめぐる谷・ク2664	野村・グルー会談に関する情報部長談話2331	てに関する締結交渉開始を申入れについ23時外相が南京下流地域の揚子江開放を表野村外相が南京下流地域の揚子江開放を表	揚子江開放の時期について 2122

	Ξ		=		五	七			
	529	312	528		1290	1634			
	昭和14年12月30日	昭和 14 年 12 月 29	昭和14年12月28日		昭和14年12月27日	昭 和 14 年 12 月 22 日			
		郵八〇			二四九	五三六			
「日支新關係調整ニ關スル付 記 昭和十四年十二月三十日		野村外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	興亜院会議決定	右借款内容に関する対中国四国付 記 昭和十五年四月三十日発在英国	野村外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	在英国重光大使宛(電報)野村外務大臣より	書」 一部和十五年一月十六日付	(正二 關スルギー) 一月二十七	父是正ニ關ス! 年十二月二十 おいてグルー
協議書類(別册)」	「日支新關係調整ニ關スル協議書類」	告の旨汪兆銘に伝達方依頼したとの情報報要の旨汪兆銘に伝達方依頼したとの情報報路に対し事変解決には蔣介石との和議が必、上橋中将など派遣軍の将官達が南京政府要	「吳工作善後處置要領」	-国四国借款団仏国側よりの通報について	立に関する報道報告昆明・叙州間鉄道建設のための中仏借款	がたく英国政府へ適当注意喚起方訓令認しなければ天津租界問題の解決等は期英国側が現銀問題に関するわが方主張を	(より有田外務大臣宛「對米外交刷新ニ關スル意)	<sup>息見書</sup> 」 日、外務省対米政策審議委員会幹事会決定	「 が 務省対米政策審 でした覚書の和
: 1025		報必要 ::: 538		三 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	成 :: 2154	し容 … 2666	見 :: 2341		2340 2339

七 1635	五 1256	五 1255		九 1756	九 1755		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	九 1754	
昭和15年1月13日	昭和15年1月13日	1255 昭和15年1月13日		昭和15年1月12日	1755 昭和15年1月8日		932 昭和15年1月8日	831 昭和15年1月7日		550 昭和15年1月6日	1734 昭和15年1月5日	昭和十五年一月
五					九			$\stackrel{-}{=}$				
野村外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より			雲南鉄道空爆に関しわが方に! 外務省作成、作成年月日不明	在本邦アンリ仏国大使 〉会談野村外務大臣	野村外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	付 記 昭和十五年一月八日	閣議決定	野村外務大臣宛(電報) 在北京土田大使館一等書記官より	「現地交涉ニ依リ日本側ノ獲得付 記 作成年月日、作成者不明	興亜院会議決定		
発行について 米国人に対する天津租界検問の簡易通行証2667	開放處理要綱」 212	下流揚子江開放ニ關スル制限又ハ條件」 212年 興亜院連絡委員会幹事会が決定した「南京25	L損害賠償の義務なき理由 2836	方回答を野村外相通告について 283年鉄道空爆に関する仏国抗議に対しわが2	求の承諾を仏国外務次官へ説示について 283 仏印経由援蔣物資の輸送停止などわが方要30	:: :: :1032	「支那新中央政府樹立ニ關聯スル處理方針」1031	心境につき報告 - 高多華北連絡部長官の王克敏処遇に関する1031	得セル重要成果」 1029	「中央政權樹立ニ關聯スル對處要綱」1028	ついて	

口刊系列	7									
九	六	=	二	八	二	九	二	二	_	七
1758	1402	537	536	1713	535	1757	534	533	313	1636
昭和15年1月22日	昭和15年1月22日	昭和15年1月22日	昭和15年1月22日	昭和15年1月20日	昭和15年1月20日	昭和15年1月19日	昭和15年1月17日	昭和15年1月17日	昭和15年1月16日	昭和15年1月14日
\ \ \	七四四	合二四四	四六	<u> </u>	一 七	五五五		九	八三	一 七
有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	(電報) 在伊国天羽大使、在米国堀内大使他宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在香港黄田総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	有田外務大臣宛(電報) 在上海加藤公使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	野村外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より
ての空爆中止方ビラ前駐日大使提案につい2838(仏国提案の共同調査を受諾しその間雲南鉄	できとの上院外交委員長の記者談話につい23代きとの上院外交委員長の記者談話につい48まっており日本は東亜新秩序構想を放棄す48	について 内約協議文書暴露問題へのわが方対処方針8	協議文書を大公報紙上に暴露について 1037高宗武および陶希聖が日本と汪側との内約7	する海軍側試案について	中国米国大使との会談内容について 1036新中央政府承認問題等に関する褚民誼と在6	に関する共同調査を要請について 283年鉄道空爆に関するわが方回答に対し仏 7	の見解について 新政府樹立後の対重慶工作に関する周仏海1036	けた決意不変の態度を表明についての離脱に対し汪兆銘は新中央政府樹立に向1032日本側との合意条件に不満を抱く高宗武ら1032	米内新内閣に対する重慶方面の論調報告540	た軍側の意向について 天津租界検問の簡易通行を米国人に許与し7

	Ξ		$\equiv$	Ξ	_		七	$\equiv$	-	Ξ	二
	685		542	541	315		1637	540	314	539	538
	昭和15年1月26日		昭和15年1月26日	昭和15年1月26日	昭和15年1月25日		昭和15年1月24日	昭和15年1月24日	昭和15年1月24日	昭和15年1月23日	昭和15年1月23日
	一 三		四九	四八	五三			五一	五二	三七	三五五
付 記 昭和十五年一月	有田外務大臣宛(電報)在張家口渡辺総領事より	「靑島會談記錄」 付記 昭和十五年二月四日、梅機関:	有田外務大臣宛(電報)在青島石川総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在青島石川総領事代理より	有田外務大臣宛(電報) 在香港黄田総領事代理より	天津現銀問題に関連した英国外相別 電 昭和十五年一月二十四日発在英国系	有田外務大臣宛(電報)在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在香港黄田総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在香港黄田総領事代理より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
:: 1276	関する協定成立について 127条 14年の関係に 127条	作成  1043	よる三巨頭会談の結果について 1042	声明について 高宗武および陶希聖の背反に対する汪兆銘1041	内話情報報告 権は対日和平には当分応じないとの杜月笙541高宗武背反の国際的反響などに鑑み重慶政	外相への注意喚起について 2668 2662 2668 2662 2668 2668 2668 266	ついて 天津問題などに関する英国外相との会談に8	について 内約協議文書暴露問題に対する蔣介石声明11	高宗武と重慶側との関係に関する諜報報告541	する漢字紙報道について おいまな おります おります おります おります おります おります おります おります	問題に対する現地応酬振りについて 103条 103条 103条 103条 103条 103条 103条 103条

九		九	=	九	九	九		九	七	九
1765		1764	543	1763	1762	1761		1760	1638	1759
昭和15年2月5日		昭和15年2月5日	昭和15年2月4日	昭和15年2月3日	昭和15年2月3日	昭和15年2月2日	昭和十五年二月	昭 和 15 年 1 月 31 日	昭和15年1月31日	昭和15年1月26日
九八			九 四	九〇	$\frac{-}{0}$	八		八一	四八	四一
有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	村 記 昭和十五年二月五日付	在本邦アンリ仏国大使 } 会談谷外務次官	有田外務大臣宛(電報) 在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より		有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報) 在天津武藤総領事より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より
後事情につき観測報告 雲南鉄道空爆被害に対する仏国側対応の背8	 2847	大使提出およびわが方応酬振りについて 28年鉄道空爆被害に対する抗議文をアンリ45	向について 105年末北連絡部長官の意105年北政務委員会成立後における王克敏の勇 205年	首相が抗議申入れについて 28年鉄道空爆による仏国人被害に対し仏国4	大視について む多数死傷者発生に対し仏印当局が事件重284 日本軍の雲南鉄道空爆によって仏国人を含 284	いて 28年 日本が仏印経由対中石油輸送の禁止を求めると仏国武官内話につ 28年 日本が仏印経由対中石油輸送の禁止を求め 19年		困難との仏国外務次官回答について 閉鎖を強要する限り他の日仏懸案の解決は2840	討中の旨報告   的見地に基づく搬入の円滑化を英国側と検66   食料品欠乏に関する英国側抗議に対し人道   266	交渉上の留意点についてイ航空路の仏印領空通過問題に関する対仏283仏印経由援蔣物資輸送停止問題および日タ

九	Ξ	Ξ	_	_	九	Ξ	六	Ξ	六	五	六
1767	836	546	317	316	1766	545	1405	544	1404	1291	1403
昭和15年2月17日	昭和15年2月15日	昭和15年2月14日	昭和15年2月14日	昭和15年2月11日	昭和15年2月10日	昭和15年2月10日	昭和15年2月9日	昭和15年2月9日	昭和15年2月8日	昭和15年2月8日	昭和15年2月(6)日
七八	一二七	五 七	一 三 四		— — 四	五三	一 七 八	五一	一七〇	一六七	
在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	有田外務大臣宛(電報) 在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	在上海三浦総領事宛(電報)有田外務大臣より
日仏国交調整交渉に当たり意見回示方訓令2851	回示方請訓 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	参加決定について 105を対象を表現の中央政治会議への55	て 有益とは思われないとの許修直内話につい54 新中央政府が成立しても時局収拾に大して	る山西省との物流増大計画の実施について542間錫山帰順工作の促進を意図した軍側によ2	官へ要請について 仏印経由援蔣物資輸送の停止を仏国外務次84 雲南鉄道空爆に関するわが方立場を説明し	必要につき意見具申 1054 1054 1054 1054 1054 1054 1054 1054	べきとの意見表明について日米国交を調整して通商関係を常態に復す235米国陸軍長官が堀内大使との会談において235のである。	との会合の開催決定について 105名議開催に向け汪側と各党派代表3	府筋の反響について 235条議院での九国条約廃棄論に対する米国政 2	言振りについて 対中新規借款に関する米国政府当局者の発55	米国新聞社主ハワードの意見について 234 対日禁輸問題や日中和平問題などに関する8

	二	九	九	九	七	六	九		八	七	九
	547	1880	1771	1770	1640	1406	1769		1714	1639	1768
	昭和15年2月24日	昭和15年2月23日	昭和15年2月21日	昭和15年2月21日	昭和15年2月21日	昭和15年2月21日	昭和15年2月20日		昭和15年2月19日	昭和15年2月19日	昭和15年2月17日
	一 〇 四	一 四 七	八 五	八四	八〇		二八		三四	<u>含</u> 三二八	七九
対重慶和平工作に拘泥せず速 号 日 昭和十五年二月九日発在香港!	有田外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より		有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	別 電 昭和十五年二月十九日発在上海三	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	総領事宛(電報) 在北京藤井大使館参事官、在天津武藤 有田外務大臣より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より
重慶和平工作に拘泥せず速やかに汪政権を樹立すべき旨意見具申 1057和十五年二月九日発在香港岡崎総領事より有田外務大臣宛電報郵第七五 1057	慮すべき旨意見具申 樹立に際して汪側との内約条件の緩和を考105 対重慶和平工作との整合性を考慮し新政府 105	険を及ぼすとして注意喚起について間の正当な貿易を阻害し英国人の生命に危970クレーギー英国大使が雲南鉄道空爆は英中2011年	をパリで開始したき旨わが方提議について 285・アンリ会談において日仏国交調整交渉55	の内容通報 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	を独伊西三国の婦女子にも適用について 26米国人に許与した天津租界検問の簡易通行71	に関する情報部発表 2351 年 2351 年 2351 日 2351 2351 2351 2351 2351 2351 2351 2351	整を求める時期ではない旨意見具申 28年はわが方から仏国に対し一般的国交調52	海三浦総領事より有田外務大臣宛第三二五号2	連した措置案を租界幹事会で決定について 271年 工部局警察の蘇州河以北地域への復帰に関 2771年	て 天津現銀問題に関するわが方最後案につい 267	つき通報 25年 日仏国交調整に関する具体的交渉方針案に51

Ξ	九	二		九	九	九	Ξ		Ξ	Ξ	五
838	1775	549		1774	1773	1772	837		745	548	1089
昭和15年3月5日	昭和15年3月2日	昭和15年3月2日	昭和十五年	昭和15年2月29日	昭和15年2月27日	昭和15年2月27日	昭和15年2月27日		昭和15年2月27日	昭和15年2月27日	昭和15年2月24日
四一八	五二二	八九	年三月	一四六	九〇	八九	一六九		亜一機密六	五二	一七九
有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報) 在上海加藤公使より		有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在北京藤井大使館参事官より	「中央政府樹立直後ニ於ケル海關剩餘付 記 昭和十五年三月十二日、梅機関作成	在上海加藤公使宛有田外務大臣より	在伊国天羽大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在独国来栖大使より
上海方面米価暴騰の原因について …	側意向につき観測報告 日仏国交調整に関するわが方提議への仏国	兆銘希望について 新政府樹立後における日本の即時承認を汪		について 国外務次官が援蔣物資輸送停止に難色表明… 日仏国交調整に関するわが方提議に対し仏	側応諾について 日仏国交調整のためのパリ交渉開始を仏国	すため日仏国交調整交渉至急開始方訓令 …事変処理における仏国側の対日同調を引出	側現地関係者の協議会開催について 華北地方の食糧および物価問題に関し日本	海關剩餘利用ニ關スル件」	する四千万元貸付けについて 上海海関剰余金を充当した新中央政府に対	訓令である旨伊国およびスペイン政府へ伝達方である旨伊国およびスペイン政府へ伝達方…から考慮すべきゆえわが方にて目下検討中新政府承認の時期は事変処理の全局的観点	つき意見具申 現下の国際情勢判断に基づく時局収拾策に
: 1505	: 2858	: 1059		: 2856	: 2856	: 2856	: 1503	: 1367	: 1366	: 1058	: 1887

六	五.	九	五.		五.			九	九
1407	1090	1777	1293		1292			1881	1776
昭和15年3月13日	昭和15年3月13日	昭和15年3月[12]	昭和15年3月8日		昭和15年3月7日			昭和15年3月6日	昭和15年3月6日
三五六		三六	1011		三九			九 四	四 五
有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦大使館参事官より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	在米国堀内大使宛(電報)有田外務大臣より	対中借款問題に関する英国外が付 記 昭和十五年三月十四日付、ロ	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	右わが方通報に対する米国政庁付 記 昭和十五年三月十一日付在本記	加電 昭和十五年三月六日発有田外部	在米国堀内大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より
に関する上院外交委員の内話報告 235年 235年 235年 235年 235年 235年 235年 235年	談内容につき諜報報告 188年 188年 188年 1884 1884 1884 1884 1884	入れ方訓令 おうない おり おり おり おり か 資輸送を事実上停止するよう 仏国側へ中 285日 仏国交調整交渉中は雲南鉄道による援蔣 9	会見で発表について 2157条目の対中借款を行えば日本政府は非友誼 7157条目が対中借款を行えば日本政府は非友誼 7	務次官の議会答弁62	発表について 2155年国本が1948年 2155年 215年 215年 215年 215年 215年 215年 21	府回答2980	務大臣より在米国堀内大使宛第九五号0	いて 日本に責任は生じない旨米国側へ通報につ 297の生命・通商に危険を及ぼしても 297の大国人の生命・通商に危険を及ぼしても 297の一九〇三年の中仏協定に鑑み雲南鉄道空爆	雲南鉄道の修理完了について 2859
	140 昭和15年3月13日 三五六 有田外務大臣宛(電報) に関する上院外交委員の内話報告 対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど	140 昭和15年3月13日 三五六 有田外務大臣宛(電報) に関する上院外交委員の内話報告 1090 昭和15年3月13日 一一二 在米国堀内大使より 対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど	1407       1090       昭和15年3月13日       三五六       有田外務大臣宛(電報)       対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど         1090       昭和15年3月13日       一二       有田外務大臣宛(電報)       対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど         対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど       対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど         1090       日仏国交調整交渉中は雲南鉄道による援蔣	1407       1090       1777       昭和15年3月3日       一〇三       在米国堀内大使宛(電報)       日本米国堀内大使宛(電報)       日本米国堀内大使宛(電報)       日本米国堀内大使宛(電報)       日本米国城市大使河流域       日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日	1407       1090       1777       昭和15年3月8日       一〇三       有田外務大臣なり       村中借款問題に関する英国外務次官の議会答弁       米国が対中借款を行えば日本政府は非友誼         1407       1090       昭和15年3月13日       一〇三       有田外務大臣なり電報)       日仏国交調整交渉中は雲南鉄道による援蔣         1407       昭和15年3月13日       一二       有田外務大臣なり電報)       日仏国交調整交渉中は雲南鉄道による援蔣         1407       昭和15年3月13日       一二       有田外務大臣宛(電報)       財日禁輸送を事実上停止するよう仏国側へ中         1407       昭和15年3月13日       一二       有田外務大臣宛(電報)       財日禁輸送を事実上停止するよう仏国側へ中         150       本米国堀外務大臣宛(電報)       談内容につき課報報告         150       本米国外務大臣宛(電報)       談内容につき課報報告         150       本米国外務大臣宛(電報)       談内容につき課報報告         150       本米国外務大臣宛(電報)       談内容につき課報報告         150       本米国外務大臣宛(電報)       談内容につき課報報告         150       本米国外務大臣の(電報)       談内容につき課報報告         150       本米国外務大臣の(電報)       対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど         150       本米国外務大臣の(電報)       対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど         150       本米国外務大臣の(電報)       対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど         150       本米国外務大臣の(電報)       対日禁輸法案の米国議会通過の見通しなど         150       本米国外務大臣の(電報)       対日本政府は非友権のおおおおおおおより         150       本米国外務大臣の(電報)       対日本の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	1407       1090       1777       1293       1292       昭和15年3月7日       三二九       在米国堀内大使より       中国などに対する新規借款供与を米国政府         1407       1090       1777       昭和15年3月8日       一〇三       有田外務大臣なり       村記 昭和十五年三月十四日付、ロンドン発同盟電報特情倫敦第二七号 対中借款問題に関する英国外務次官の議会答弁       米国が対中借款を行えば日本政府は非友誼 特別の行為と見なす旨を情報部長が外国人記者         1407       昭和15年3月13日       一二六       在米国堀内大使宛(電報)       日仏国交調整交渉中は雲南鉄道による援蔣 特別の存につき諜報報告         1407       昭和15年3月13日       一二六       在米国堀内大使宛(電報)       大れ方訓令 特別の存につき諜報報告         1407       日仏国交調整交渉中は雲南鉄道による援蔣 特別の存につき諜報報告       大れ方訓令 大和方訓令 計画の見通しなど         1507       日代国交調整交渉中は雲南鉄道による援蔣 大臣の密・       大和方訓令 計画の見通しなど・         1508       日代国交易と見なす旨を情報部長が外国人記者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1407       1090       1777       1293       1292       昭和15年3月7日       三二九       在米国堀内大使より         1090       1777       1293       1292       昭和15年3月7日       三二九       在米国堀内大使より         村記       昭和15年3月8日       一〇三       有田外務大臣宛(電報)       中国などに対する新規借款供与を米国政府         村記       昭和15年3月13日       一〇三       在米国堀内大使宛(電報)       中国などに対する新規借款供与を米国政府         株国が教大臣宛(電報)       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1407   1090   1777   1293   1292   昭和15年3月7日   三二九   在米国堀内大使名第九五号   1292   昭和15年3月7日   三二九   有田外務大臣免(電報)   中国などに対する新規借款供与を米国政府   1293   昭和15年3月13日   一三六   在米国堀内大使宛(電報)   中国などに対する新規借款供与を米国政府   1294   1295   1296   1297   1298   1299   12	1407   1090   1777   1293   1292   1881   昭和15年3月6日   九四   有田外務大臣より   日本に責任は生じない旨米国側へ通報につ   一九〇三年の中仏協定に鑑み雲南鉄道空爆   1407   1090   1777   1293   1292   昭和15年3月7日   三二九   在米国堀内大使宛(電報)   日本に責任は生じない旨米国側へ通報につ   1407   1208   1209

	九	九	九		九	九	九	九	七	六
	1785	1784	1783		1782	1781	1780	1779	1641	1408
	昭和15年3月18日	昭和15年3月18日	昭和15年3月17日		昭和15年3月17日	昭和15年3月16日	昭和15年3月15日	昭和15年3月15日	昭和15年3月15日	昭和15年3月15日
	三〇五	101	100		一 九 四	一 四 九	一 九 一	— 四 四	一 九 三	三七〇
付 記 右修正覚書仮訳	有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	付 記 右覚書仮訳	有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より
::: 2866	案提示について 禁輸措置を三月一杯まで実施するなど新提86 仏国政府が修正覚書を提出し雲南鉄道対中 5	の禁輸を至急措置方説得について 2864年の禁輸を至急措置方説得について 2864年の禁輸を至急措置が関する計画し援蔣物資 2864年の	仏国政府覚書への対処振り請訓864	:: 2863	できないとの覚書を仏国政府提出について 28高諸問題を日仏交渉で取上げなければ検討86雲南鉄道対中禁輸措置は仏国の利害に関す 2	を延期するとの軍側意向について 28年間答を待って三月十八日まで雲南鉄道空爆86日仏交渉中の援蔣物資禁輸措置への仏国側 1	次官が非公式承諾について 286年 日仏交渉中の援蔣物資禁輸に関し仏国外務60	輪要求に応じるよう仏国側へ申入れ方訓令行わず修理未完成を口実としてわが方の禁86日仏交渉中は現状以上に雲南鉄道の修理を	の協議内容について 267年現銀問題に関する谷・クレーギー会談71	告とならないなどバンデンバーグの内話報54日米間に新通商協定の速やかな成立を望み日米間に新通商協定の速やかな成立を望み

П 13 >	11 2 1										
	二	二	二	二	_	二	五.	九	九	九	二
	555	554	553	552	318	551	1167	1788	1787	1786	550
	昭和15年3月30日	昭和15年3月29日	昭和15年3月29日	昭和15年3月29日	昭和15年3月26日	昭和15年3月23日	昭和15年3月21日	昭和15年3月20日	昭和15年3月20日	昭和15年3月20日	昭和15年3月19日
		二六六	— 四 四	合 五 九 四	一 五 四		二八〇	一 八 〇	三四四	一 五 七	
南京国民政府成立に関する有田付 記 昭和十五年三月三十日		有田外務大臣宛(電報) 在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在上海加藤公使より	(電報) 在米国堀内大使、在独国来栖大使他宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在香港岡崎総領事より	閣議決定	有田外務大臣宛(電報) 在独国宇佐美臨時代理大使より	有田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	興亜院会議決定
出外相車中談	南京国民政府成立に関する日本政府声明	り決定について 新政府還都式典に際する臨時政府の対応振	観察につき報告 李士群警政部次長による新中央政府の内部	つき通報 新中央政府成立に際するわが方措置振りに	李思浩内話について 新中央政権樹立への重慶側の反発に関する	力機構」 「正式承認前ノ支那新中央政府ニ對スル協	告ソ連動静に関する独国外務省よりの情報報ソ連と重慶政権との関係および新疆方面のソ連と重慶政権との関係および新疆方面の	告 は	務当局へ申入れについて 仏国政府の新提案は受諾不可能な旨同国外	訓令 仏国政府の新提案は受諾不可能な旨回答方	「日支新條約ニ關スル件」
1068	1067	1066	1065	1062	543	1061	2010	2868	2867	2867	1061

ついて 南京政府承認問題に対するドイツの態度に75	有田外務大臣宛(電報) 在独国来栖大使より	=======================================	昭和15年4月5日	559	二
「阿部特命全權大使ニ與フル訓令」 …	興亜院会議決定		昭和15年4月5日	558	二
および財政政策	南京国民政府発表の十大政綱お 電 昭和十五年四月五日発有田外務				
南京国民政府の成立につき報告 …	(電報) 在仏国沢田大使、在米国堀内大使他宛有田外務大臣より	合六六三	昭和15年4月5日	557	Ξ
がないよう保障を要望について 天津租界問題に関し英国側が将来の再封鎖	有田外務大臣宛(電報)在英国重光大使より	五. 一	昭和15年4月4日	1643	七
:	「新中央政府外交指導要綱」二 昭和十五年三月六日				
	「支那事變處理方策要綱」付記一 昭和十五年三月六日				
意点について「支那事變處理方策要網」の重点および留	有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	五二	昭和15年4月4日	319	_
		月	昭和十五年四		
除の必要を本間師団長が力説について天津租界問題日英交渉の迅速妥結と封鎖解	有田外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	一七九	昭和15年3月31日	1642	七
÷	右声明に対する情報部長談話付 記 昭和十五年四月一日				
る旨ハル米国務長官声明について南京国民政府成立に対し重慶政権を支持す	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	四 四 四 四	昭和15年3月30日	556	二

口门水	<i>,</i> 1										
七	二	八	二	八	七		二	七	六	三	=
1646	563	1716	562	1715	1645		561	1644	1409	686	560
昭和15年4月13日	昭和15年4月13日	昭和15年4月11日	昭和15年4月11日	昭和15年4月10日	昭和15年4月9日		昭和15年4月8日	昭和15年4月6日	昭和15年4月5日	昭和15年4月5日	昭和15年4月5日
 	七二二	七00	六二	六九一	合七〇二			一 一 六	四七九	機密一八九	五三〇
有田外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在アルゼンチン内山公使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	総領事宛(電報) 在北京藤井大使館参事官、在天津武藤 有田外務大臣より	右決定に至る審議の際の諒解付 記 昭和十五年四月八日、堀内東平	興亜院会議決定	在天津武藤総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛在張家口渡辺総領事より	有田外務大臣宛(電報)在英国重光大使より
ついては一部存置を要望についてに現地軍は概ね異議はないがバリケードにと決相界問題に関する谷・クレーギー合意	など重慶政権の最近の動向につき報告 蔣介石の対南京工作および国共関係の現況	系新聞の論説について 租界の実力回収も辞せずとの南京国民政府	①通すべき旨意見具申 列強諸国による速やかな南京政府承認を慫	の論説について 租界回収を強く求める南京国民政府系新聞	行の見通しについて不安があり更に谷・クレーギー間に協議続!天津英租界内での法幣取締に関して軍側に	亜局長作成	務大臣合同指示」 「特命全權大使ニ與フル內閣總理大臣及外]	ぼ意見の合致を見た旨通報 天津租界問題に関し谷・クレーギー間にほ	委員らとの意見交換について 中国新中央政府成立に関する米国上院外交!	いと述べ蒙古復興を力説についての関係は兄弟の間柄であり隷属関係ではな!徳王が南京国民政府と蒙古連合自治政府と	務次官へ説示について 南京政府成立に対する日本側態度を英国外
2675	1081	2773	1080	2773	2674	1079	1077	2674	2355	1276	1076

七	t		九	九	七		七	二	七	五	二
1651	1650		1790	1789	1649		1648	565	1647	1257	564
昭和15年5月2日	昭和15年5月2日	昭和十五年五月	昭和15年4月30日	昭和15年4月27日	昭和15年4月27日		昭和15年4月27日	昭和15年4月25日	昭和15年4月23日	昭和15年4月22日	昭和15年4月15日
 	五三	月	=======================================	三〇四	六六七		— 四 四	三六	1 1111111	1100	<u>-</u> 10
在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	在天津武藤総領事宛(電報)有田外務大臣より		有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	右抗議への回答 号 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	在天津武藤総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在南京日高大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在広東喜多総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在南京松本大使館参事官より
本邦仏国大使言明についてれば仏国は同様の協定締結に異議なき旨在天津租界問題に関し日英間に協定が成立す	報 天津仏租界問題に関する対仏交渉の経緯通		省亜細亜局長がわが方の説明要求について	国植民地大臣内話についてが発出すれば日仏国交改善に資するとの仏雲南鉄道空爆を行わない旨の声明をわが方	る封鎖解除を英国外務次官要望について将来の日英関係を顧慮し天津租界の迅速な	答     日十日付外務省より在本邦米国大使館宛公信亜一普通第九五	府抗議について 天津検問所における米国人取扱いを米国政	阿部大使着任に際する汪兆銘との会見報告…	について 天津租界の封鎖解除に関する現地軍の意向	珠江の開放状況につき報告	発足直後の南京政府部内の様子について
: 2680	: 2679		: 2870	: 2868	: 2678	: 2677	: 2676	: 1084	: 2675	: 2129	: 1083

Ξ	八	七			七		Ξ	Ξ	七	五.	九
841	1717	1654			1653		840	839	1652	1137	1791
昭和15年5月15日	昭和15年5月13日	昭和15年5月12日			昭和15年5月11日		昭和15年5月8日	昭和15年5月7日	昭和15年5月6日	昭和15年5月6日	昭和15年5月5日
九三〇	八〇	二六七			三三八		合九三七		機密六九六		三二六
有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	有田外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	封鎖解除に当たりわが方が手二 昭和十五年五月十一日発有田	封鎖解除の際のわが方口上書別電一 昭和十五年五月十一日発有田	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	右暫定処理方針の許可要領別 電 昭和十五年五月八日発有田外	在中国各公館長宛(電報)有田外務大臣より	閣議決定	有田外務大臣宛在天津武藤総領事より		有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より
申 外貨資金による華中米の購入につき意見具1510	隆庠外交部次長との意見交換について 277上海特区法院問題をめぐる南京国民政府周4	告 移動制限措置には妙案なく実施困難な旨報268 天津租界の封鎖解除後における軍需物資の 268	が方が手交する覚書案 日発有田外務大臣より在英国重光大使宛第三四〇号86	『案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	案作成について に達し治安・現銀処理・通貨三問題の覚書268 天津租界問題に関する日英交渉がほぼ合意 4	務大臣より在中国各公館長宛合第九三九号9	定処理方針を閣議決定について 150年 150年 150年 150年 150年 150年 150年 150年	「渡支邦人暫定處理ニ關スル件」1506	予想報告 子想報告 2680	課作成の対英外交方針 事変の急速解決を念頭に置いた東亜局第一 197	要の旨意見具申 追の態度に鑑みわが方も対仏経済圧迫が必287 日仏交渉行詰まりおよび仏国の対日経済圧 1

九	五	=		二	八	八	八	七	Ξ	=
1905	1138	568		567	1720	1719	1718	1655	842	566
昭和15年5月30日	昭和15年5月30日	昭和15年5月27日		昭和15年5月25日	昭和15年5月22日	昭和15年5月21日	昭和15年5月20日	昭和15年5月18日	昭和15年5月17日	昭和15年5月17日
	合一	_			_	_	九	_	=	=
八七	四 五.	二八			八	〇 九	六七	七 四	三八五	三八九
有田外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	(電報) 在英国重光大使、在米国堀内大使他宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	陳公博と日本側各要路との会試付 記 昭和十五年五月二十四日付、	陳公博立法院院長 \ 会談有田外務大臣	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	在天津武藤総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報) 在北京藤井大使館参事官より
する情報について 3009 最大計画に関9	ついて 2年十大使へ谷外務次官提議に 19名ようクレーギー大使へ谷外務次官提議に 19年 供給や対中借款供与など援蔣政策を放棄す 19年 英国政府はビルマ・香港ルートによる物資	国伊国大使要望について 前京政府に対する日本側の支援強化を在中8	>会談要領1091	有田外相と陳公博立法院長との会談要旨68	交換について 2776 上海特区法院問題に関する汪兆銘との意見76	を決定した旨周隆庠内話について 27上海特区法院接収のための秘密委員会設立75	応方針を決定したとの情報について場合は租界の管理を米国に委任するなど対77仏租界当局が欧州情勢緊迫に当たり万一の5	との陸軍要望について事態に関する一般原則の容認を優先すべき88天津租界問題に関する対仏交渉では中国の天津租界問題に関する対仏交渉では中国の	北地方での営業許可統制方針決定について15中国渡航暫定処理方針の閣議決定に伴い華11	に王揖唐が意欲を表明について エ克敏の辞職に伴う華北政務委員長の後任185

九 1792	七	七	六	六	六	六	五		六
1792									
	1657	1656	1414	1413	1412	1411	1219		1410
昭和15年6月4日	昭和15年6月4日	昭和15年6月4日	昭和15年6月3日	昭和15年6月1日	昭和15年6月1日	昭和15年6月1日	昭和15年6月1日	昭和十五年	昭和15年5月31日
	二九六	合 一 一 八 五	八一〇	八〇九	八〇〇	七九九	合一一六六	介月	七 九 七
在本邦アンリ仏国大使 〉 会談谷外務次官	在仏国沢田大使宛(電報)有田外務大臣より	総領事宛(電報) 在北京藤井大使館参事官、在天津武藤 有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	宛(電報) 在上海三浦総領事、在南京花輪総領事有田外務大臣より		有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より
ンリ大使へ再度要求について 28年日接蔣物資輸送の停止を谷次官がア71	てい仏国側へも同様の協定締結方提議につい288天津租界問題に関する日英交渉の妥結に伴 8	て 天津租界問題に関する日英交渉妥結につい7	官へ照会について 235年に関し国務省係9	の国務省回答についてづき大統領の権限によって行われるものと235年上作機械等の輸出制限は国防上の理由に基	国務省へ照会について 工作機械や航空部品の輸出制限に関し米国8	差止めに関する日本郵船の報告について 235米国税関による工作機械や航空部品の輸出 2357	地にて個別的に解決方訓令 独国および伊国人の被害賠償問題につき現1		報告 禁止ないしは制限が実現する可能性につき 235米国国防増強等の必要から軍需資材の輸出 6
	在本邦アンリ仏国大使   会談 ンリ大使へ再度要求について谷外務次官   会談 仏印経由援蔣物資輸送の停止を谷次官が	4日	4日 合一八五 有田外務大臣より (電報) (本本邦アンリ仏国大使 会談 といり大使へ再度要求について 在北京藤井大使館参事官、在天津武藤 大津租界問題に関する日英交渉妥結につい を分外務次官 (電報) て (本本邦アンリ仏国大使宛(電報) て (本本邦アンリ仏国大使宛(電報) て (本本邦アンリ仏国大使宛(電報) て (本本邦アンリ仏国大使宛(電報) で (本本邦アンリ仏国大使 (本天津武藤 大津租界問題に関する日英交渉妥結につい ) (本本邦・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	3日 八一○ 在米国堀内大使より	1日 八〇九 有田外務大臣宛(電報)	1日 八○○ 在米国堀内大使より 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 二九六 在仏国沢田大使館参事官、在天津武藤 で 本本邦アンリ仏国大使の電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 二九六 在仏国沢田大使宛(電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 二九六 在仏国沢田大使宛(電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 二九六 在仏国沢田大使宛(電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣の(電報) 1日 二九六 在仏国沢田大使宛(電報) 1日 八○九 在米国堀内大使より 有田外務大臣の(電報) 1日 二九六 在仏国沢田大使宛(電報) 1日 二九六 在仏国沢田大使宛(電報) 1日 八○九 有田外務大臣宛(電報) 1日 八○九 有田外務大臣の(電報) 1日 二九六 在人国沢田大使宛(電報) 1日 二九六 在人国沢田大使宛(電報) 1日 二九六 在人国沢田大使宛(電報) 1日 二九六 在本国堀内大使より 1日 二九六 在本国堀内大使より 1日 一八五 在本邦アンリム国外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本邦アンリム国外務大臣の(電報) 1日 二九六 在人国沢田大使宛(電報) 1日 二九六 在本国堀内大使より 1日 一八五 在本邦の外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本邦の外務大臣の(電報) 1日 二九六 在人国沢田大使宛(電報) 1日 一八五 在本邦の外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本邦の外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本田外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本田外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本田外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本田外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本邦の外務大臣の(電報) 1日 一八五 在本田外務大臣の(電報) 1日 一八五 日本の(電報) 1日	1日 七九九 在米国堀内大使より 1日 八〇〇 在米国堀内大使より 1日 八〇〇 有田外務大臣宛(電報) 1日 八〇九 有田外務大臣宛(電報) 1日 八〇〇 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 七九九 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 八〇〇 在米国堀内大使より 有田外務大臣宛(電報) 1日 七九九 在北京藤井大使館参事官、在天津武藤 大津租界問題に関する日英交渉妥結について 大津租界問題に関する日英交渉妥結についた 大津租界問題に関する日英交渉の妥結に伴い仏国側へも同様の協定締結方提議につい 大津租界問題に関する日英交渉の妥結に伴い仏印経由援蔣物資輸送の停止を谷次官がア 4日 こ九六 在仏国沢田大使宛(電報) 大津租界問題に関する日英交渉の妥結に伴い仏印経由援蔣物資輸送の停止を谷次官がア 4日 七九九 有田外務大臣名(電報)	1日 合一一六六 在米国堀内大使より (電報)	五年六月 1日 合一一六六 在 (電報) 1日 一

二			六	八	六	=	八	六	六	五	六
570			1419	1722	1418	569	1721	1417	1416	1091	1415
昭和15年6月12日			昭和15年6月10日	昭和15年6月8日	昭和15年6月8日	昭和15年6月8日	昭和15年6月7日	昭和15年6月7日	昭和15年6月7日	昭和15年6月7日	昭和15年6月5日
			二 七 五	一三八	八四六	四 四 四	<u></u> 二 四	八四三	八四一	六 五 八	八二七
興亜院会議決定	匣「Oral Statement Off the Record」	付記一 右会談においてグルー大使が	在米国堀内大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報) 在独国来栖大使より	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より
「大使ニ對スル訓令案」	Record	大使が手交した「Oral Statement」	根本的親善関係は望めないと強調について国家的目的を達成しようとする限り日米のグルー大使が会談を求め日本が武力を以て	いて 蘇州河以北の租界内刑事事件を処理するた 蘇州河以北の租界内刑事事件を処理するた	官説明について機械の輸出許可制の法案準備中など国務次機械の輸出許可制の法案準備中など国務次国防増強に伴う軍需工業の必要上から工作	王揖唐決定について王克敏辞職に伴う華北政務委員長の後任に	双方が事実無根と回答した旨報告上海仏租界の対米移管に関する報道を仏米	告 工作機械を除き輸出制限が解除された旨報	意喚起について 工作機械等輸出制限の不当を国務長官へ注	関心を示している旨報告の接近を試み日本と同政権との和平仲介に独国が対中貿易増進の観点から重慶政権へ	係官の回答振りについて 工作機械等輸出制限の詳細に関する国務省
		2366		2778	: 2363				.i. 2361	: 1889	

二	七	Ξ		五	七	六		七			
572	1660	571		1220	1659	1420		1658			
昭和15年6月18日	昭和15年6月17日	昭和15年6月16日		昭和15年6月14日	昭和15年6月13日	昭和15年6月13日		昭和15年6月12日			
	合一二八七	一 八 八			五四四	二八三		合一二四四			
興亜院会議決定	総領事宛(電報) 在北京藤井大使館参事官、在天津武藤有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	米国の重慶空爆回避申入れに 付 記 昭和十五年六月十八日		有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	在米国堀内大使宛(電報)有田外務大臣より	天津英租界の治安問題に関する付 記 昭和十五年六月十二日署名	事官、在天津武藤総領事宛(電報)在英国重光大使、在北京藤井大使館参有田外務大臣より	右説明に際し大使随員に与えらり三 昭和十五年六月十三日	大使随員に対する右決定の説明二 昭和十五年六月十三日	右決定の際の興亜院会議議事! 付記一 昭和十五年六月十二日
「新中央政府ノ動向ト之カ指導ニ關スル件」2	現地軍へ照会方訓令 応諾したところ封鎖解除の予定日時につき69天津租界問題に関する協定締結を仏国側が 7	解について 11年 対重慶和平工作実施の前提として日本によ 11年 対重慶和平工作実施の前提として日本によ 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	関する情報部長談話2082	情報部長談話 重慶空爆に際する対列国退避勧告に関する2081	よう仏国外務省亜細亜局長を説得について267天津租界問題に関する協定の締結に応じる267	上書を交付について 上書に対する回答として非公式のわが方口237 六月十日の会談でグルー大使が手交した口 237	する日英覚書2689	で署名について 三問題の覚書ならびに議事録に対し日英間88 天津英租界に関する治安・現銀処理・通貨	られた諒解  1110	明のための会議要旨1106	······ 1104

		六	七				七	二	七	七
		1421	1664				1663	573	1662	1661
		昭和15年6月20日	昭和15年6月19日				昭和15年6月19日	昭和15年6月19日	昭和15年6月18日	昭和15年6月18日
		二九七	合一三一一				合一三〇六	合一三一〇	四七六	四七二
グルー大使が自分の考えを纏な二 六月二十日発有田外務大臣より	別電一 六月二十日発有田外務大臣より	在米国堀内大使宛(電報)有田外務大臣より	(電報) 在英国重光大使、在独国来栖大使他宛有田外務大臣より	右一般原則に関する日仏覚書三 昭和十五年六月十九日署名	天津英租界に関する日英交換な信亜一普通第九六号   昭和十五年六月十九日付有田呂	天津英租界に関する日英交換公文往:信亜一普通第九五号 昭和十五年六月十九日付有田外務大	事官、在天津武藤総領事宛(電報)在英国重光大使、在北京藤井大使館参有田外務大臣より	(電報) 在英国重光大使、在独国来栖大使他宛有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在北京藤井大使館参事官より	有田外務大臣宛(電報)在北京藤井大使館参事官より
グルー大使が自分の考えを纒めた覚書の要旨、六月二十日発有田外務大臣より在米国堀内大使宛第二九九号	り在米国堀内大使宛第二九八号	青手交について ルー大使が米国の一般的立場に関する口上: 六月十九日の有田:グルー会談においてグ	について 天津租界問題の解決に関し独伊両国へ説明.		英交換公文返翰・	公文往翰 ・外務大臣より在本邦クレーギー英国大使宛公	原則の署名完了についてを了し日仏間にも中国の事態に関する一般·日英間に天津英租界問題に関する公文交換	明南京政府との条約交渉開始に関する情勢説	司令部の有末参謀が力説について 天津租界を経済的に回収する企図を方面軍	関する要望など現地軍の意向につき報告、天津英仏租界封鎖解除の予定日時や発表に
2374	2373	2372	: 2702	.i. 2701				: 1113	2699	2698

七	九	七	七	七	七			七		
1670	1793	1669	1668	1667	1666			1665		
昭和15年6月21日	昭和15年6月20日	昭和15年6月20日	昭和15年6月20日	昭和15年6月20日	昭和15年6月20日			昭和15年6月20日		
三四七		四三三三	三四六					合一三一三		
有田外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より		在北京藤井大使館参事官宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より			天津仏租界に関する日仏交換公文返翰一普通第二五号   昭和十五年六月二十日付有田外務大臣	天津仏租界に関する日仏交換一普通第二四号 昭和十五年六月二十日付有田	事官、在天津武藤総領事宛(電報)在仏国沢田大使、在北京藤井大使館参有田外務大臣より	二 右グルー大使覚書原文	付記一 右口上書原文
調報告 天津英仏租界の封鎖解除に関する英字紙論 2708	談話 仏印経由援蔣物資の禁絶に関する情報部長76	禁止措置に中央は絶対反対の方針についてにおける金融機関の検査および法幣の流通70乗配院華北連絡部が進めている天津租界内	天津英仏租界の封鎖解除につき報告7707	談話 天津英仏租界問題の解決に関する情報部長60	ミュニケ 天津英租界問題の解決に関する日英共同コ5	公文返翰 	仏交換公文往翰 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	完了について 27について 日仏間に天津仏租界問題に関する公文交換2	 2379	: :: :: :: :: ::

五.	九	九	八			九	九	八	_	八
1139	1796	1795	1725			1906	1794	1724	320	1723
昭和15年6月27日	昭和15年6月26日	昭和15年6月26日	昭和15年6月26日			昭和15年6月25日	昭和15年6月25日	昭和15年6月25日	昭和15年6月24日	昭和15 年 6 月22 日
  	五七六		一二八四			五一		1二七二		五五五五
有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より		有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	援蔣ルート封鎖に関する谷外。二 昭和十五年六月二十五日発有	別電一 昭和十五年六月二十五日発有田	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より		有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	在独国来栖大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より
てがあるところを同国外務次官へ説明につい77年からの英国軍隊撤退などわが方が英国に77ビルマルートによる援蔣物資輸送禁止や上	話について 派遣問題に影響しないとの仏国外務次官内288 仏印総督更迭は援蔣物資禁輸問題や監視員 288	需品輸送禁絕方交涉經緯概要」 28 欧亜局第三課作成の「佛印經由蔣政權向軍77	領を租界幹事会決定について 278年 上海仏租界対策に関する方針および実施要83	介務次官申入れ要旨 2015年11日外務大臣より在英国重光大使宛第五一三号1	月田外務大臣より在英国重光大使宛第五一二号0	官手交について 要求する覚書をクレーギー大使へ谷外務次3010 ビルマルートによる援蔣物資の輸送禁止を	報部長談話 4年の一次の19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年19年1	すべき旨意見具申 て部局提案の臨時警察裁判所設置案を採用2782	るわが方見解について 重慶政権との和平および第三国利用に関す55	るとの米国総領事代理の内話情報報告ならば米国軍は仏国軍と共同で防衛に当た278の東京国民政府が上海租界の実力回収を行う

九				六	八		七	八	八	九	
1798				1422	1728		1671	1727	1726	1797	
昭和15年7月2日				昭和15年7月2日	昭和15年7月1日	昭和十五年七月	昭和15年6月29日	昭和15年6月28日	昭和15年6月28日	昭和15年6月27日	
一 〇 八				=======================================	三 四	Л		二〇九	二0七	0 =	
有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	府提案   円井   円井   円井   円井   円井   円井   円井   円	右わが方回答口上書 七月二日発有田外務大臣より	別電一 七月二日発有田外務大臣より	在米国堀内大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より		有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	有田外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	「援蔣根絕ヲ目的トスル對英申入付 記 昭和十五年七月三日付、作成局語
督の内話について 2881年期に関するカトルー総3	.領等維持に関する公文交換についての米国政3 238	在米国堀内大使宛第三二二号2381	.相発言要旨 3381	いて 23億円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10	理由について 2786 電時警察裁判所設置案の採用を不可とする86		題などに関する意見交換について 2709重慶より帰滬したカー大使との天津租界問9	導上問題があり絶対反対の旨意見具申 278時警察裁判所設置案の採用は新政府の指85	明について 27年 日本軍の軍事上の立場を認め上海において 4日本軍の軍事上の立場を認め上海において 4	告 カトルー仏印総督の対日態度につき観測報2 2882	對英申入案」 

		九	九		九	九	九	九	八	五.	六
		1908	1802	321	1801	1800	1799	1907	1729	1140	1423
		昭和15年7月9日	昭和15年7月9日	昭和15年7月7日	昭和15年7月5日	昭和15年7月5日	昭和15年7月5日	昭和15年7月4日	昭和15年7月4日	昭和15年7月4日	昭和15年7月3日
		五六五			館長符号	一 八 〇	一 五 五	五五〇	一 三 四 九	一 六 五	_ 〇 八
日中和平に関する英国政府の協二 昭和十五年七月九日付有田外務	右英国政府回答 右英国政府回答	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より		有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より
協力提議を拒絶する旨回答 305年 305年 305年 305年 305年 305年 305年 305年	:: :: 3013	をクレーギー大使提出について 30年 接蔣ルート封鎖要求に対する英国政府回答12	報告 西原監視団と仏印当局との交渉状況につき80	事変三周年に際しての有田外相演説555	申 は印における仏国権益処理を優先方意見具88 欧州情勢に鑑み英米との対立を避け中国や 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	見具申のき迅速かつ周密なる措置を要すべき旨意88年中国および仏印における仏国権益の処分に	仏印官民の対日態度につき観測報告84	答遅延をクレーギー大使弁明について 3011	欧州情勢の推移を静観すべき旨意見具申 27時間題の急速解決は不可能であり当分は78時警察裁判所案が実施不適当ならば特区 7	題や上海撤兵問題に関し意見交換について 19年後に変化はないと表明しビルマルート封鎖問98年国外務次官が日英関係改善を求める姿勢 1	布告について 電需物資の輸出許可制実施に関する大統領 238

				六	五.			九	九	九	九
				1424	1294			1910	1804	1803	1909
				昭和15年7月13日	昭和15年7月12日			昭和15年7月11日	昭和15年7月10日	昭和15年7月10日	昭和15年7月9日
				三五〇	三六一				一 二 七	三四四	五六六
二 右心得原文	付記一 右非公式覚書原文	米国政府がグルー大使に示し 七月十三日発有田外務大臣	別電一 七月十三日発有田外務大臣上	在米国堀内大使宛(電報) 有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	ビルマルート封鎖を実現するため	付 記 昭和十五年七月十三日発在英国	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より
		<b>かした非公式覚書手交の際の心得概要はり在米国堀内大使宛第三五二号</b>	[より在米国堀内大使宛第三五一号	を示した非公式覚書を手交についてルー大使が日米国交調整に関する米国立場七月十一日の有田・グルー会談においてグ	つつある旨李思浩内話について止により対中クレジット設定が困難となり中国産品の主要輸送路たる仏印ルートの停	<b>るための対英措置振りにつき意見具申</b>	央国重光大使より有田外務大臣宛電報第一二二	ート封鎖を実施するよう説得について難との英国外務次官弁明を反駁しビルマル米ソのビルマ経由対中軍需品輸送は阻止困	<ul><li>一総督の好意的発言振りについて</li><li>中国向け滞貨処分への協力に関するカトル</li></ul>	防守同盟に関するカトルー総督の意向報告	て一時禁絶方クレーギー大使へ申入れについ一時禁絶方クレーギー大使へ申入れについして至急適当の理由を設けてビルマルート接蔣ルート封鎖要求への英国回答を不満と
2395	2389	2388	2387	2386	2157	30	18	3017	2889	2888	3016

九			九	九	六	九	九			九	九
1914			1913	1807	1425	1912	1806			1911	1805
昭和15年7月15日			昭和15年7月15日	昭和15年7月15日	昭和15年7月15日	昭和15年7月14日	昭和15年7月14日			昭和15年7月13日	昭和15年7月13日
			一 七 五	六四〇		四三三	三四四			五 七 五	1 1 111
在本邦クレーギー英国大使 ~ 会談有田外務大臣	二 右和訳文	香港経由軍需物資禁輸に関する確認公信 昭和十五年七月十三日付有田外務大	在香港岡崎総領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より		有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	二 右発表案	付記一 右クレーギー大使口上書	在英国重光大使宛(電報)有田外務大臣より	在ハノイ鈴木総領事宛(電報)有田外務大臣より
クレーギー大使が種々要望について 3026接蔣ルート封鎖に関する発表振りをめぐり26	 3025	外務大臣より在本邦クレーギー英国大使宛半 4302	港政庁に注意喚起方訓令 30条道材料のラングーン向け積出しにつき香23	ついて 議はヴィシーで行いたいと仏国外相要望に289 日仏間の政治・経済問題に関する大局的協	交に関する意見書 亜米利加局第一課が作成した当面の対米外96	重慶政権に与えた衝動につき報告 30援蔣ルート封鎖に関する日英協定の成立が2	につき報告 28年	.i. 3022		る旨クレーギー大使回答について 3019にかって経由軍需物資輸送を三か月間停止す19	につき詳細報告方訓令 28年提議の経緯89

口门水	/ I									
八	<u> </u>	九	九	九	九	九	九	五.	九	九
1730	322	1922	1921	1920	1919	1918	1917	1092	1916	1915
昭和15年7月18日	昭和15年7月18日	昭和15年7月17日	昭和15年7月17日	昭和15年7月17日	昭和15年7月17日	昭和15年7月16日	昭和15年7月16日	昭和15年7月16日	昭和15年7月15日	昭和15年7月15日
一 四 九 二	一 四 八 二	一二四六	<u>二</u> 四 二	合一五五九		  	一 四 九	一 四 五 二	<u> </u>	一 四 六
有田外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	独国来栖大使他宛(電報) 在英国重光大使、在米国堀内大使、在有田外務大臣より	協定	有田外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	有田外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	有田外務大臣宛(電報) 在ラングーン久我領事より
項申入れについて 上海仏租界当局へ対日協力に関する要求事89	米内内閣総辞職に関する報道振り報告559	への英国政府対応振りについて 30援蔣ルート封鎖に関する米国国務長官談話3	調整を急務と認識しつつある旨観測報告務長官の談話を意外としながらも対日関係30英国政府は援蔣ルート封鎖に関する米国国2	   ジルマ・香港ルート封鎖に関する情報部長3031 	援蔣ルート封鎖に関する日英協定3030	官の記者談話について ビルマルート封鎖問題に関する米国国務長30	告との情報は確実と認められる旨報29だルマ政庁が重慶側にラシオの滞貨一掃を	に関する情報報告 欧州戦局がもたらした重慶政権の親独傾向90	報について 題を説明し対日和平実現を慫慂したとの情29 英国外相が重慶側に対し援蔣ルート封鎖問 9	ついて 送を中国側が急ぎ実行しているとの情報に20 ラシオに蓄積された軍需物資の雲南向け輸 8

九	九		九	九	九	九	九	九	九	九
1808	1931		1930	1929	1928	1925	1927	1926	1924	1923
昭和15年7月23日	昭和15年7月20日		昭和15年7月20日	昭和15年7月20日	昭和15年7月19日	昭和15年7月19日	昭和15年7月18日	昭和15年7月18日	昭和15年7月18日	昭和15年7月18日
	一六九		一 六 六	三八〇	一六二	四六九	四 一	三九	五五三	欧二普 一一普
在ハノイ鈴木総領事宛西欧亜局長より	有田外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	ビルマ政庁発表の中国向け輸出禁む号	田外務大臣宛(電報)	有田外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	有田外務大臣宛(電報) 在ラングーン久我領事より	有田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク若杉総領事より	在ラングーン久我領事宛(電報)有田外務大臣より	在ラングーン久我領事宛(電報)有田外務大臣より	有田外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	在本邦クレーギー英国大使宛有田外務大臣より
の交渉に関する訓令案と説明案について (4印をめぐる政治軍事協定および経済協定?	ころ同公司の急速閉鎖実現方意見具申8西南運輸公司が業務継続を表明していると8	止物品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	報告 マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	承諾について の提示と滞貨量の通報を香港政庁民政長官第の提示と滞貨量の通報を香港政庁民政長官第一個では、100円では、1	司の閉鎖を英国側へ厳重交渉方意見具申重慶政権のビルマ現地機関たる西南運輸公8実効あるビルマルート封鎖を実現するため	での説明振り報告 ビルマルート封鎖に関する英国首相の下院	マ政庁と打合せ方訓令 禁輸の対象外とするガソリンの数量をビル	ビルマ政庁に要求方訓令 ビルマルート封鎖を実証する資料の提出を	立場了解の姿勢が認められる旨報告での説明振りは対日非難を一切避け日本の8ビルマルート封鎖に関する英国首相の下院	十分の措置を講ずるよう要請についてにも鑑みビルマルートの有効的禁圧につき?ラシオ発雲南向け軍需物資輸送激増の情勢
2892	3039	3039	3039	3038	3038	3035	3037	3037	3035	3034

□ 11 3	糸ケー										
九	六	六	六	二	=	_	-	九	_	九	九
1934	1428	1427	1426	575	574	325	324	1933	323	1809	1932
昭和15年7月26日	昭和15年7月26日	昭和15年7月26日	昭和15年7月26日	昭和15年7月26日	昭和15年7月26日	昭和15年7月26日	昭和15年7月26日	昭和15年7月25日	昭和15年7月25日	昭和15年7月24日	昭和15年7月23日
四 九	一六四	- - - -	一八七			一 五 七 一			五 五 八	一 五 一	三八七
在ラングーン久我領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在サンフランシスコ佐藤総領事より	興亜院会議決定	興亜院会議決定	松岡外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	閣議決定	在本邦クレーギー英国大使宛松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在北京藤井大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在香港岡崎総領事より
方訓令 おり おり おり おり おり おり おり おり かり おり かり おり かり	る米国大統領説明振りについて 240石油製品・屑鉄等の輸出許可制実施に関す04	し米国国務長官代理が事情説明について 240名 14年の 240名 240名 240名 240名 240名 240名 240名 240名	国紙報道振り報告 2402年 石油や屑鉄への輸出許可制適用に関する米2	「大使ニ對スル訓令案(乙)」1119	「大使ニ對スル訓令案(甲)」1114	イター電報告全面否定し抗戦継続の決意を示したとのロ563重慶側が政権内での和平問題討議の風聞を	「基本國策要綱」 561	送禁絶方要請について 香港経由ラングーン向け援蔣軍需物資の輸41	する何澄内話について対重慶工作妨害など和平工作の問題点に関560重慶政権内の親ソ勢力増大や汪兆銘政権の	告 新任のドクー仏印総督との初会談につき報88	てに関し香港政庁輸出入局長と協議につい304の香港経由軍需物資禁輸を実証する具体的方では、100円である。

八	六	六	六	八	六	九	六	六	六	-
1732	1435	1434	1433	1731	1432	1935	1431	1430	1429	326
昭和15年7月31日	昭和15年7月31日	昭和15年7月31日	昭和15年7月31日	昭和15年7月29日	昭和15年7月29日	昭和15年7月27日	昭和15年7月27日	昭和15年7月27日	昭和15年7月27日	昭和15年7月27日
一六二五		一二0七	<u> </u>	一六〇五	一 八 五	一 八 四	一 七 九	一 七 八	一六九	
松岡外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン久我領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	大本営政府連絡会議決定
に関する情報報告 279 上海第一特区法院主席判事殺害事件の背景90	出に及ぼす影響につき観測報告 2411年 1121年 2412年 24	についてのみに認めるとの運用方針を米国政府発表41航空機用燃料の輸出許可申請は西半球諸国	ついて 正統政府とのみ行うと国務長官代理説明に41 中国との治外法権撤廃交渉は承認している 1	生について 上海第一特区法院主席判事への襲撃事件発92	統制局長へ詳細照会について 240名 日油製品・屑鉄等の輸出許可制に関し軍需9	官へ照会について 禁輸措置の励行状況につきビルマ政庁担当33	る措置振りにつき意見具申 石油製品・屑鉄等の輸出許可制実施に対す8	理説明について 的動機に基づくものではないと国務長官代40 石油製品・屑鉄等の輸出許可制実施は政治	に関する観測報告 石油製品・屑鉄等の輸出許可制実施の背景5	「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱」54

н і	3 21. 3 1									
九	六	六	六	_		九	九		九	九
1813	1438	1437	1436	327		1812	1811		1936	1810
昭和15年8月3日	昭和15年8月3日	昭和15年8月3日	昭和15年8月3日	昭和15年8月3日		昭和15年8月2日	昭和15年8月2日		昭和15年8月1日	昭和15年8月1日
六六九	一三九	二三八	1111七	一六五六		合一七〇五	一 五 九		八六六	一 六 二
松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	右わが方要求事項 井総領事代理他宛合第一七〇六号 別 電 昭和十五年八月二日発松岡外務大臣	領事代理他宛(電報) 在米国堀内大使、在ジュネーブ藤井総松岡外務大臣より	在ハノイ鈴木総領事宛(電報)松岡外務大臣より	非禁絶品輸送トラックに許容されるガ号 昭和十五年八月一日発在ラングーン久	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン久我領事より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より
い形式での解決を仏国外相要望について 29仏印に関する交渉では仏国の面子を損ねな2	について 石油製品の輸出制限に対する現地対応方針241	な規定が設定されている旨報告 に限らず極めて広汎な種目を包含する巧妙41 石油製品の輸出許可制は実際には航空機用 4	て 整軸措置に関し米国国務次官へ抗議につい241 西半球諸国以外への航空機用燃料の実質的 西半球諸国以外への航空機用燃料の実質的	基本国策大綱に関する中国紙報道振り報告566	六号 	が方要求をアンリ大使へ申入れについて 29仏印に関する政治軍事上および経済上のわ01	令 仏印に関する経済問題の現地交渉開始方訓00	されるガソリン量に関する回答部分45グーン久我領事より松岡外務大臣宛第一八七 5000000000000000000000000000000000000	たビルマ政庁の対日回答振りについて 第方面視察拒絶など非協力的な態度を示し4税関資料の提出拒否やわが方領事館員の国 4	れる旨報告 289次渉は難航が予想さ289 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19

九	九		九	六			=	六	九	九
1818	1817		1816	1440			576	1439	1815	1814
昭和15年8月8日	昭和15年8月8日		昭和15年8月6日	昭和15年8月6日			昭和15年8月6日	昭和15年8月5日	昭和15年8月4日	昭和15年8月3日
			合一					_		
六七四	一七六		七三六				八〇	四二	一六九	六七〇
松岡外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	付 記 右仏国政府回答仮訳	領事代理他宛(電報) 在米国堀内大使、在ジュネーブ藤井総松岡外務大臣より		交渉への満州国代表の参加	和十五年八月七日着松岡外	阿部中国派遣大使宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より
訓令した旨仏国外相内話について広い理解をもって応じるようアンリ大使へ904年のに関するわが方要求に対し可能な限りに対している。	督が難色表明について 2906年 2906年 2906年 2906年 2906年 2906年 2906年 2906年 2007年		て 問題に関するわが方要求を原則応諾につい 29年 体面を損ねないとの条件で仏印の政治軍事 29年 アンリ大使が仏国政府回答を通告し仏国の	要旨」	認められないとのわが方見解について	大臣より阿部中国派遣大使宛電報第一七九	を満州国側希望について 日満華共同宣言に関する予備交渉への参加20	係官へ注意喚起について明どおり限定的な範囲に止めるよう国務省41輸出許可制の適用範囲に関し国務次官の説 6	としつつあるところ対処振り請訓 2904人4	いて 2903年 1日 1日 2015年 1日 2015年
	18 昭和15年8月8日 六七四 松岡外務大臣宛(電報) 訓令した旨仏国外相内話について 81 昭和15年8月8日 六七四 在仏国沢田大使より 仏印に関するわが方要求に対し可能な限り	1818 昭和15年8月8日 六七四 松岡外務大臣宛(電報)	1818 昭和15年8月8日 六七四 松岡外務大臣宛(電報) はい理解をもって応じるようアンリ大使へ 付 記 右仏国沢田大使より ない理解をもって応じるようアンリ大使へ 付 記 右仏国政府回答仮訳 経済交渉を現地仏印で行うことにドクー総 け 記 右仏国政府回答仮訳	1818 昭和15年8月8日 六七四 松岡外務大臣宛(電報) で	1818       1817       1816       1816       1816       1817       1816       1816       1817       1816       1817       昭和15年8月6日       合一七三六       在米国堀内大使、在ジュネーブ藤井総       体面を損ねないとの条件で仏印の政治軍事       アンリ大使が仏国政府回答を通告し仏国の下の政治軍事       大四       大四       大四       大四の政治軍事       大四       大四       本の政治軍事       上       上       大四       本の政治軍事       本の政治軍事       上       上       上       上       大四       本の政治軍事       本の政治軍事       上<	1818       1816       1816       1816       1816       1816       1816       1817       1816       1816       1817       1816       1817       1816       1817       1816       1817       1816       1816       1817       1816       1816       1817       1816       1816       1816       1816       1817       1816	1816   1817   1816   1817   1816   1817   1816   1818   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1819	1818 1817 1816 1440 1817 1816 1440 18115年8月6日	1818 1817 1816 1440 576 1439 1816 1440 576 1439 1816 1440 576 昭和15年8月6日	1818   1817   1816   1440   1815   1816   1440   1816   1440   1816   1440   1816   1440   1816   1440   1816   1440   1816   1440   1816   1817   1816   1817   1816   1817   1816   1817   1816   1817   1816   1817   1816   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1817   1818   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1816   1819   1819   1815   1815   1816   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1819   1815   1815   1819   1819

九	五.	_	九				六	五.			
1819	1221	328	1937				1441	1093			
昭和15年8月10日	昭和15年8月10日	昭和15年8月10日	昭和15年8月9日				昭和15年8月9日	昭和15年8月9日			
一七二三	八八〇		一 九 八				11111				
松在岡上	在松上岡		松在	_	付記	別	松在 岡米 外国		_	付記	別
外 務三 大浦	海外 三務 浦大		かん 務グ 大 l	右昭	中昭	電石昭	経堀		一一	右昭	電 右井昭
外務大臣宛(電報)  上海三浦総領事より	<b>上海三浦総領事宛(電報)</b> 配外務大臣より		松岡外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	右覚書に対するわが方見解回答昭和十五年八月二十三日付	国での米国関係諸事件に和十五年八月九日付	米国関係諸事件に関する覚和十五年八月九日発在米国	(元年報) (電報) (元代) (元代) (元代) (元代) (元代) (元代) (元代) (元代		「佛印問題ニ關スル米申入ニ對欧亜局第三課作成、作成日不明	口覚書原文 日七日付	米国政府覚書要旨 総領事代理他宛合第一七五 和十五年八月八日発松岡 <sup>以</sup>
りにつき報道情報報告 仏印に関する日仏交渉への重慶政権反応振	独国人被害補償問題の一層解決促進方訓令	事変解決への抱負に関する松岡外相談話	意見具申 意見具申 に関しクレーギー大使へ便宜供与取付け方 ビルマ国境方面へのわが方領事館員の旅行	答	関する米国覚書	書について根内大使より松岡外務大臣宛第一二七八号	について 関係諸事件に関する覚書を手交措置に関するわが方抗議への回答および中 国務長官代理が航空機用燃料の実質的禁輸	部長談話 中国各地駐屯の英国軍隊撤退に関する情報	ニ對スル反駁ノ件」		4五号 
2908	2082	566	3046	2425	2424	2423	2421	1890	2984	2982	2981

九	五.	九	九	九	九	九	九			九
1939	1222	1938	1824	1823	1822	1883	1821			1820
昭和15年8月1日	昭和15年8月14日	昭和15年8月13日	昭和15年8月13日	昭和15年8月13日	昭和15年8月13日	昭和15年8月12日	昭和15年8月12日			昭和15年8月11日
ナ ハ ハ	七五一	=======================================	六 八 五	八三	通六機 三五	合一七八七	六八〇			三七二
在ラングーン久我領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	在本邦アンリ仏国大使宛松岡外務大臣より	(電報) 在英国重光大使、在米国堀内大使他宛 松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	経済問題に関する交換公文往答 田和十五年八月九日提案	政治軍事問題に関する交換公式付記一 昭和十五年八月九日提案	在仏国沢田大使宛(電報)松岡外務大臣より
ついて、一ついて、日本邦英国大使館へ申入れに 30年ので、	況について 208年補償問題に関する現地の折衝状3	ルマ国防部長官との意見交換について 304年対ある禁輸措置をめぐる奥村書記官とビ 3047年	相回答について 291年日本に対して第一年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	うドクー総督説得について 2913年後月間題に関するわが方提案を受諾するよ 2918	るわが方提案につき通報 291と 291と 291と 291と 291と 291と 291と 291と	注意喚起について 298年がわが方へ85	へ要請について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	 2911	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	諾するよう仏国政府説得方訓令 2900の分析が方提案の仏印に関する交換公文案を受9

九	九		九	五.	九	九	九	七	
1829	1828		1827	1094	1826	1825	1940	1672	
昭和15年8月22日	昭和15年8月21日		昭和15年8月21日	昭和15年8月18日	昭和15年8月17日	昭和15 年 8 月17 日	昭和15年8月16日	昭和15年8月15日	
七 五	七三		七一	六 九 一	六九〇	六九	三五		
在ジュネーブ小林総領事宛(電報)松岡外務大臣より	在ジュネーブ小林総領事宛(電報)松岡外務大臣より	右仏国側基礎案の要旨 出二号 昭和十五年八月二十一日発松日	在ジュネーブ小林総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	在ジュネーブ小林総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	在本邦クレーギー英国大使宛(半公信)松岡外務大臣より	右ガソリン量は目的地往復分に別 電 昭和十五年八月十四日発松岡県
を極秘内示についてリス使に対しわが方軍事要求の具体的概要2921年間疑念払拭のため西欧亜局長よりアンは国側疑念払拭のため西欧亜局長よりアン	外務次官とアンリ大使の意見交換について291年仏印問題に関する交換公文案をめぐる大橋19	1 日発松岡外務大臣より在ジュネーブ小林総領事宛第 8218	もわが方交換公文案の修正案提議について 291交換公文案をアンリ大使が提議し松岡外相917仏印問題に関する合意基礎案と右に基づく 7	と転換したとの観測報告 本的に改め日本と全面的に協調する方針へ1894 仏国が国際情勢の変化に応じ東亜政策を根	基礎案を仏国外相提示について 2916年1月1日 2016年1月1日 2016年1月1日 2016年1日	いて と提議し松岡外相強く反駁につ 29日としたいと提議し松岡外相強く反駁につ 29日としたいと提議し松岡外相強く反駁につ 29日本 アンリ大使が仏印に関する交換公文は日本	見交換について 見交換に関する奥村書記官とビルマ総督の意3050 禁輸品のビルマ領内移動禁止など禁輸措置	のわが方回答 華北での反英運動に関する英国側申入れへ10	地往復分とは解さない旨のわが方申入れ要旨

九		九	九	九	五.		九	九	九	
1944		1943	1832	1831	1223		1830	1942	1941	
昭和15年8月24日		昭和15年8月24日	昭和15年8月24日	昭和15年8月24日	昭和15年8月24日		昭和15年8月23日	昭和15年8月22日	昭和15年8月22日	
六九〇			<u> </u>	七八	八三五		七六	三六	三五五	
在英国重光大使宛(電報) 松岡外務大臣より	別 電 昭和十五年八月二十四日発在ラン 右書簡	松岡外務大臣宛(電報)在ラングーン福井領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在ジュネーブ小林総領事より	在ジュネーブ小林総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	付 記 わが方よりアンリ大使へ提示	在ジュネーブ小林総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	松岡外務大臣宛(電報)在ラングーン久我領事より	付 記 右軍事要求の具体的概要
対日態度につき英国政府へ注意喚起方訓令日態度や駐屯軍撤退後の上海英租界当局の55禁輸措置の確認を認めないビルマ政庁の対禁輸措置の確認を認めないビルマ政庁の対	ラングーン福井領事より松岡外務大臣宛第二 3054	国防部が奥村宛書簡提出について 305年 1日 305年 305年 305年 305年 305年 305年 305年 305年	へ要請について 交渉を妥結するよう沢田大使から仏国外相292わが方提案を承諾し仏印問題に関する東京	西欧亜局長とアンリ大使の応酬について 29八月十三日付公信に対する回答案をめぐる23	報告 重慶空爆による被害状況に関する報道振り84	した回答案2923	リ大使へ要請について 月十三日付公信に対し回答を得たき旨アン29 経済問題に関するわが方提案を通報した八 29	としてビルマ国防部長官難色表明について32奥村書記官の国境方面旅行を時宜に適せず2	置の実行方奥村書記官督促について 305年 近ルマ国防部長官へ提出し実効ある禁輸措305年 西南運輸公司宛禁絶品搭載船舶のリストを 2	

	•									
九		九		九			九		九	九
1836		1835		1834			1833		1946	1945
昭和15年8月31日		昭和15年8月30日		昭和15年8月30日			昭和15年8月28日		昭和15年8月27日	昭和15年8月24日
七		合一九三七		合一九三六			一九六		二四四四	三三八
松岡外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	付 記 右松岡外相口頭申入れ	林総領事他宛(電報) 在ハノイ鈴木総領事、在ジュネーブ小松岡外務大臣より	仏印問題に関する交換公文わが 三機密第三八号 : 昭和十五年八月三十日付松岡外	林総領事他宛(電報) 在ハノイ鈴木総領事、在ジュネーブ小松岡外務大臣より	仏印問題に関する往復書簡往簡案要領八号 昭和十五年八月二十八日発松岡外務大臣	仏印問題に関する往復書簡来簡案要領 七号 昭和十五年八月二十九日発松岡外務大臣	在ハノイ鈴木総領事宛(電報)松岡外務大臣より	右旅行実現方大橋外務次官より付 記 昭和十五年九月三日	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より
を同国外相表明について 協定成立後を希望する旨など仏国政府意向2931 仏印における軍事行動実施は現地での軍事		との応酬振りについて た松岡外相口頭申入れをめぐるアンリ大使2930 仏印問題に関する往復書簡の交換後に行っ	・が方往簡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	交換完了について、2928年間に関する松岡・アンリ往復書簡の2928	簡往簡案要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	間案要領 2926 四外務大臣より在ハノイ鈴木総領事宛第一九 2926	仏印問題に関する東京交渉妥結について2925	9在本邦ドッヅ英国大使館参事官宛申入れ6	ルマ国防部回答について 翌村書記官の旅行拒絶は再考しがたき旨ビ66	へ再考方要求について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――

1845	1844	1843	1842	1841	1840	1839	1838	1837	
昭和15年9月4日	昭和15年9月4日	昭和15年9月4日	昭和15年9月3日	昭和15年9月3日	昭和15年9月3日	昭和15年9月2日	昭和15年9月2日	昭和15年9月1日	昭和十五年九月
七 一 七	七 一 五	一 九 九	四〇六	四 〇 五	一 九 七	七 一 四		一 九 六	/1

九

九

**h**.

1846

昭和15年9月

4 Ė

\_\_

松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より

**h**.

松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より

松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より

松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より

在仏国沢田大使宛(電報)松岡外務大臣より

在仏国沢田大使宛(電報)松岡外務大臣より

松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より

九

**h**.

**力**.

九

**力**.

д.

松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より

在仏国沢田大使宛(電報)松岡外務大臣より

松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より

П 13 2	ポント									
九		九	七	六	九	七	_	九	九	
1885		1847	1674	1442	1948	1673	329	1947	1884	
昭和15年9月7日		昭和15年9月7日	昭和15年9月7日	昭和15年9月7日	昭和15年9月5日	昭和15年9月5日	昭和15年9月5日	昭和15年9月4日	昭和15年9月4日	
四三九		三〇五	三〇八	一 四 三 八		四 九 五		一 九 七	一 四 一 五	
松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	右越境事件詳報 右越境事件詳報	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	在天津武藤総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	在本邦クレーギー英国大使 } 会談西欧亜局長	松岡外務大臣宛(電報) 在天津武藤総領事より		松岡外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	右基礎事項 右基礎事項
談話について 仏印問題に関するハル国務長官の記者会見86	南支那方面軍発信電報2945	本軍の越境事件発生し交渉中断についてで現地細目協定の交渉を開始したところ日42の日本語のでは、100円の10円では、100円の10円である。100円の10円である。100円の10円である。100円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円	措置は考慮していない旨通報 仏印問題に関連して天津仏租界回収などの1	されている旨報告 公司では、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	ギー大使回答についての訪問のため便宜供与はできない旨クレー305の時間のため便宜供与はできない旨クレー505の時間である。	実施すべく現地軍が研究中の旨報告においても仏租界回収など何らかの措置を71仏印への日本軍の行動開始に呼応して天津の	處理方策ニ關スル試案」 568年 5月20日	て 英国大使が重慶を訪問したとの情報につい705年以下でルート再開に関し協議するためカー 7	ハル米国国務長官声明について 98年的要求を行ったとの報道を重視するとの5年本が仏印当局に対し最後通牒をもって軍 1986年	:: :: 2941

九	九	九	八	九	九	九		九	Ξ	九
<i>)</i> L	<i>)</i> L	76		<i>)</i> L	<i>)</i> L	76		76	_	76
1852	1949	1851	1733	1887	1850	1849		1848	843	1886
昭和15年9月13日	昭和15年9月12日	昭和15年9月1日	昭和15年9月12日	昭和15年9月11日	昭和15年9月11日	昭和15年9月11日		昭和15年9月10日	昭和15年9月10日	昭和15年9月7日
	ニムハムハ	一 九 四	一九九七	一 四 五 七	七三六	合二〇一八		四 一 七		合一九九三
総理・外務・陸軍・海軍四大臣決定	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より	在タイ浅田臨時代理公使宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	代理公使宛(電報) 在ハノイ鈴木総領事、在タイ浅田臨時 松岡外務大臣より	右発表案 一 昭和十五年九月十日発松岡外務大臣	在仏国沢田大使宛(電報)松岡外務大臣より	興亜院会議決定	領事代理他宛(電報) 在米国堀内大使、在ジュネーブ藤井総 松岡外務大臣より
「佛印問題爾後ノ措置ニ關スル件」	いて アイラ の不得要領な回答振りにつな といて とり とう はい で とり とう はい で とり かっと いっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと か	係査報方訓令 本軍の関与をアンリ大使指摘につき事実関な 仏印に対するタイの失地回復要求に関し日	出について 出について 単事および職員へ帰順を強要する脅迫状発な南京国民政府の外部機関が上海特区法院の	仏印問題に関する米国世論の動向報告?	について 20日本の安結を仏国外相へ要請8	アンリ大使がわが方へ要請について 2年に対するタイの失地回復要求を抑制方な	より在仏国沢田大使宛第四一八号	アンリ大使と合意成立について 日本軍仏印進駐開始の際の発表振りにつき	スル件」 「新中央銀行設立ニ伴フ中支通貨處理ニ關?	両大使が要請について 2986年説明を米英 2986
スル	領な回答振りに方要求に対する	につき事実	る 脅 迫 状 院	の動向	国外相へ	について復要求を抑制	_	ついての発表振りにつ	貨處理ニ	

	九	九	九	九		九	九	_	九	六	九
	1858	1857	1856	1855		1889	1854	330	1888	1443	1853
	昭和15年9月19日	昭和15年9月18日	昭和15年9月17日	昭和15年9月17日		昭和15年9月16日	昭和15年9月16日	昭和15年9月16日	昭和15年9月15日	昭和15年9月1日	昭和15年9月13日
	二三六	1 ]111111	二 六	三五			合二〇五七		四七一	四七〇	
右通告要旨 右通告要旨	在ハノイ鈴木総領事宛(電報)松岡外務大臣より	在ハノイ鈴木総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	仏印問題に関する会談要旨付 記 昭和十五年九月十六日付「松岡		宛(電報) を (電報) を (電報) を (では国沢田大使、在ハノイ鈴木総領事   松岡外務大臣より		在米国堀内大使宛(電報)松岡外務大臣より	在米国堀内大使宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より
295米の一般である。 日発松岡外務大臣より在仏国沢田大使宛電報第四三二 2954	外務次官よりアンリ大使へ通告について 2954年に出り近年を九月二十三日に実施する旨大橋3	仏印在留邦人の海口引揚げ措置につき回訓2952	邦人の海口引揚げ措置につき請訓 295年年単駐の際の不測事態に備え仏印在留2	およびマルタン司令官が概ね承諾について 2954年近年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14	岡大臣在京英國大使會談要領」より抜粋90	大使が読み上げた仏印問題に関する口上書 298年 松岡・クレーギー会談においてクレーギー 298年 2015年 201	アンリ大使へ大橋外務次官要請について 29.151	外務省作成の「支那事變急速處理方針」573	官よりグルー大使へ回答について 298年の198年の198年の198年の198年の198年の198年の198年の1	訓令 国の対日態度が硬化している原因の究明方243 上海での諸問題や仏印問題などをめぐり米 243	督対応振りにつき報告 2950 仏印現地細目協定の交渉に対するドクー総0

九		二			九	九	九	九		九
1861		577			1950	1891	1860	1890		1859
昭和15年9月21日		昭和15年9月21日			昭和15年9月20日	昭和15年9月20日	昭和15年9月20日	昭和15年9月19日		昭和15年9月19日
		亜 一一 一機 八密			七 五 七	二三八		一 五 〇 一		
在ハノイ鈴木総領事宛(電報)松岡外務大臣より	村 記 昭和十五年九月二十日	阿部中国派遣大使宛松岡外務大臣より	大橋外務次官・在本邦クレー二 昭和十五年九月十八日	接蔣ルート封鎖問題に関する付記一 昭和十五年九月十六日付「松	在英国重光大使宛(電報) 松岡外務大臣より	在ハノイ鈴木総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在上海三浦総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	付 記 昭和十五年九月二十日発西原:	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より
仏印在留邦人の引揚げ実行時期につき訓令7957	1123	き同方針貫徹方訓令 おが方政府方針が興亜院会議にて決定につ21 現地にてイニシアルされた条約案に対する	- ギー英国大使会談要旨3062	   別する会談要旨	て するとの認識をクレーギー大使表明につい 3061 日本の仏印に対する要求は援蔣ルート封鎖	外相の記者談話について 299年 公印問題への米国などの対応に関する仏国2	権の発表振り報告 昆明・河口間の雲南鉄道接収に関する同政25 重慶政権による仏印国境鉄橋の爆破および 6	説明振りは前広に統一方意見具申せず日本軍が一方的に進駐する場合の対外2991、仏印問題に関する米国世論に鑑み交渉妥結	······ 2955	原少将がマルタン司令官へ通告について 295年がは九月二十日にハノイを離れる旨西95年の追りを記し、195年の日本語し、195年の日本語し、195年の日本語し、195年の日本語の日本の日本の日本

- 13 AV	, ,									
九	九	六	九	九					九	九
1864	1863	1444	1951	1893					1892	1862
昭和15年9月22日	昭和15年9月22日	昭和15年9月22日	昭和15年9月21日	昭和15年9月21日					昭和15年9月21日	昭和15年9月21日
	七三九	一 五 〇 七	五〇二	一 五 三					四八二	合二一〇九
松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在北京土田大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	二 右大橋次官口頭説明に対するグ	付記一 右グルー大使口上書原文	九月十四日の大橋外務次官口二 昭和十五年九月二十二日発松	別電一 昭和十五年九月二十一日発松	在米国堀内大使宛(電報)松岡外務大臣より	(電報) 大使館参事官、在上海三浦総領事他宛在南京日高大使館参事官、在北京土田松岡外務大臣より
いて 四原・マルタン間に現地細目協定調印につ8	領に関する準備を指示した旨報告軍が在華仏国軍隊の武装解除や仏租界の占5年仏印現地交渉が不調の場合の対策として総	米国の対日態度硬化の原因につき報告3	同様に期間三か月と認識している旨報告2香港政庁は援蔣軍需物資禁輸措置をビルマ2	に至るべしとの米国国務次官内話についてうほかなく米国政府は必要措置を考慮する99仏印に対する日本の軍事的要求は侵略と言いる。	ルー大使回答原文	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	頭説明に対するグルー大使回答	使口上書 岡外務大臣より在米国堀内大使宛第四八三号	り通報 一大使要求に対し松岡外相の回答振99	及させない方針について 仏印問題は租界その他の在華仏国権益に波
2958	2958	2434	3063	2995	2995	2994	2994	2993	2992	2957

				九	九		九			
1867				1866	1894		1865			
昭和15年9月23日				昭和15年9月23日	昭和15年9月22日		昭和15年9月22日			
合二一三一				四四〇	五二六		四三九			
公使他宛(電報) 在米国堀内大使、在タイ浅田臨時代理松岡外務大臣より	仏印紛争問題に関する情報部5三 昭和十五年九月二十三日	仏印国境付近における紛争に聞二 昭和十五年九月二十三日	付記一 昭和十五年九月二十三日	在仏国沢田大使宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	現地細目協定 現地細目協定	在仏国沢田大使宛(電報) 松岡外務大臣より	現地細目協定交渉妥結について内電第四四九号 昭和十五年九月二十二日発西原	現地細目協定交渉決裂の見込み二 昭和十五年九月二十二日発西原	村記一 昭和十五年九月二十一日発西原
相とアンリ大使との応酬振りにつき通報 29位の現地細目協定調印直前における松岡外65	長談話要領 2964	関する情報部長談話2964	発表 	表をわが方単独で実施した旨通報発生のため仏印交渉妥結に関する外務省発964年の北部国境で日本軍と仏印軍に軍事衝突	びその対策につき意見具申 4年間題に対して米国が取り得る措置およ97	::	話の発表予定につき通報 現地細目協定の調印完了および情報部長談00	て 29倍年 2月日	みについて 2959	について 2959
	昭和15年9月23日 合二一三一 在米国堀内大使、在タイ浅田臨時代理 相とアンリ大使との応酬振りにつき通報 昭和15年9月23日 合二一三一 在米国堀内大使、在タイ浅田臨時代理 仏印現地細目協定調印直前における松岡外	昭和15年9月23日 合二一三一 在米国堀内大使、在タイ浅田臨時代理 相とアンリ大使との応酬振りにつき通報 11年9月23日 合二一三一 在米国堀内大使、在タイ浅田臨時代理 仏印現地細目協定調印直前における松岡外 4年の紛争問題に関する情報部長談話要領 11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年	昭和15年9月23日 合二一三一 在米国堀内大使、在タイ浅田臨時代理 相とアンリ大使との応酬振りにつき通報 (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	昭和15年9月23日 合二二三 在米国堀内大使、在タイ浅田臨時代理 相とアンリ大使との応酬振りにつき通報	昭和15年9月23日 四四○ 松岡外務大臣より	昭和15年9月23日	昭和15年9月22日	昭和15年9月22日 四三九 松岡外務大臣より 付記 昭和十五年九月二十三日 仏印教等問題に関する情報部長談話要領 仏印現地細目協定 の応酬振りにつき通報 仏印現地細目協定 の	三 昭和十五年九月二十二日発西原仏印監視団長より沢田参謀次長他宛電報河 内電第四四九号 現地細目協定交渉妥結について 現地細目協定交渉妥結について 現地細目協定交渉妥結について 現地細目協定交渉妥結について 現地細目協定交渉妥結について 現地細目協定を	田和15年9月22日 四三九 松岡外務大臣より

ポソー									
	九	九	九	九	七	六	九	九	九
	1872	1871	1870	1869	1675	1445	1952	1896	1895
	昭和15年9月24日	昭和15年9月24日	昭和15年9月24日	昭和15年9月24日	昭和15年9月24日	昭和15年9月24日	昭和15年9月23日	昭和15年9月23日	昭和15年9月23日
	七五七		一 五 六		三四四	特情 四帝 二府	二八一		六〇七
右協定成立に関する仏国外相別 電 昭和十五年九月二十四日発在	松岡外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在海口栗本総領事代理より	在本邦アンリ仏国大使 〉会談大橋外務次官	在天津武藤総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より		松岡外務大臣宛(電報) 在ニューヨーク井口総領事代理より
の説明	ついて 2969 名仏国報道振りに 2969	立し軍事協定の最終取極め成立について 2964年の19月1年 296年 296年 296年 296年 296年 296年 296年 296	措置につき報告 報および海口引揚げ中の仏印在留邦人への296 仏印北部国境方面の軍事紛争継続中との情 296	大使要請についてとの軍事衝突に関し事態拡大防止をアンリ2964仏印北部国境付近における日本軍と仏印軍との北部国境付近における日本軍と仏印軍との第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	つき大至急措置方訓令 271 天津仏租界内の現銀売却および物資購入に11	に関する米国国務長官の記者談話について 243年 対日石油禁輸問題やビルマルート再開問題36	いて から はから できない できない できな はいかい できな はいかい できない から はい でいる でいる でいる でいる いっぱい でいる はい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい い	明した米国政府見解 日本軍の仏印進駐に対し米国国務長官が表00	ついて 侵略との見出しで米国各紙が大々的報道に2999 仏印国境での日仏軍事衝突を日本軍の仏印 2999
	右協定成立に関する仏国外相の説明 電 昭和十五年九月二十四日発在仏国沢田大使より松岡外務大臣宛第七五八号	カ 電 昭和十五年九月二十四日発在仏国沢田大使より松岡外務大臣宛第七五八号	九 1871 昭和15年9月24日 七五七 松岡外務大臣宛(電報) 1871 昭和15年9月24日 七五七 松岡外務大臣宛(電報) 2011年事協定の最終取極め成立について	九 1871 1871 1871 1871 1871 1871 1871 187	九 1871 1870 1871 1871 1871 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 1871 1872 在本邦アンリ仏国大使 会談 との軍事衝突に関し事態拡大防止をアンリ た	九       1870       1871       1870       1871       1871       1871       1871       1872       1871       1871       1871       1871       1871       1871       1872       1871       1872       1871       1872       1872       1873       1873       1874       1874       1875       1872       1873       1873       1874       1872       1873	大       1445         古       1870       1869       1675       1445         田和15年9月24日       三二四       在所外務大臣宛(電報)       大橋外務大臣名職       大樓要請について         九       1871       1870       1871       1870       1871       1870       1871       1870       1871       1871       1872       1871       1872       1872       1872       1872       1872       1872       1872       1872       1872       1873       1872       1873<	九 1872 1871 1870 1869 1675 1445 1952 昭和15年9月23日 二八一 松岡外務大臣宛(電報) 1871 1870 1871 1870 1889 1675 1445 日昭和15年9月24日 中情華府 在米国堀内大使より 大橋外務大臣宛(電報) かも追加許可する旨のビルマ政ト通報について 松岡外務大臣宛(電報) 大橋外務次官 在本邦アンリ仏国大使より 一五六 松岡外務大臣宛(電報) 大橋外務次官 在本邦アンリ仏国大使 会談 人の軍事協定の記者談話について 松岡外務大臣宛(電報) 大橋外務次官 (電報) 一つき大至急措置方訓令 人の北部国境付近における日本軍と仏印軍本総領事より な同現地知目協定の記者談話について 松岡外務大臣宛(電報) 立し軍事協定の最終取極め成立について 松岡外務大臣宛(電報) 立し軍事協定の最終取極め成立について 松岡外務大臣宛(電報) 立し軍事協定の最終取極め成立について 松岡外務大臣宛(電報) 位印現地細目協定の未決部分につき合意成 人印現地留臣協定の未決部分につき合意成 人印現地留臣協定の表決部分につき合意成 人印現地留日務全 (人印現地留臣成立に関する仏国羽田大使より松岡外務大臣宛第七五八号 (本日現刊出版定成立に関する仏国羽田大使より松岡外務大臣宛第七五八号 (本日現刊出版) 人の現地協定成立に関する仏国羽田大使より松岡外務大臣宛第七五八号 (本日現刊出版) 人の現地協定成立に関する仏国羽田大使より松岡外務大臣宛第七五八号 (本日現刊出版) 人の現地協定成立に関する仏国報道振りに (本日現刊出版) 人の現地協定成立に関する仏国報道振りに (本日現刊出版) 本日、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日	九 1870 1869 1675 1445 1952 1896 1877 1445 1952 1896 1675 1445 1952 1896 1675 1445 1952 1896 175 1445 1896 175 1445 1896 175 1445 1896 1896 1896 1896 1896 1896 1896 1896

	五.	九	七	六	九	九	九	九	
	1095	1875	1676	1446	1874	1873	1953	1898	
	昭和15年9月27日	昭和15年9月26日	昭和15年9月26日	昭和15年9月26日	昭和15年9月25日	昭和15年9月25日	昭和15年9月24日	昭和15年9月24日	
	合三一八六	ー 六 六		一 五 五 四	七六二	七六一	二八二	一 五 三 七	
右訓令	(電報) 在英国重光大使、在米国堀内大使他宛松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在海口栗本総領事代理より	在天津武藤総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在仏国沢田大使より	松岡外務大臣宛(電報)在仏国沢田大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	要領 仏印問題での米国援助を求める 仏印問題での米国援助を求める
第四四七一号 川興亜院総務長官より森岡華北連絡部長官、 1892	ことがないよう関係方面に訓令した旨通報おいて特に何らかの措置に出て事を構える99三国同盟発表に際し中国での対英米関係に	いて 297年 107年 107年 107年 107年 107年 107年 107年 10	側確約を大至急取付け方訓令 27年仏租界内の現銀処分引受けに関し英国27	輸出禁止を発表した旨報告 243年国以外への7	具申 という はいから はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	説明振りに関する仏国外相内話について 297仏印での軍事衝突および米国への仏印問題70	ついてとのビルマ政庁通報に対し取消し方要求に306とのビルマ政庁通報に対し取消し方要求に306上明までの往復ガソリン量を追加許可する	討していると推測される旨報告向け輸出許可制強化や禁輸範囲の拡大を検300人的問題に対して米国政府は軍需品の日本	る仏国軍事使節の策動につき対仏抗議申入れ1 1日不明

H 137	1 7 1										
九	九	九		二	九	九		九		五.	五.
1878	1956	1877		578	1955	1954		1876		1295	1141
昭和15年9月30日	昭和15年9月28日	昭和15年9月28日		昭和15年9月28日	昭和15年9月27日	昭和15年9月27日		昭和15年9月27日		昭和15年9月27日	昭和15年9月27日
三二七	二 五 八			三九五	五 一 八	二〇七五				一 五 五 三	六二〇
松岡外務大臣宛(電報)在ハノイ鈴木総領事より	在香港岡崎総領事宛(電報)松岡外務大臣より	在本邦アンリ仏国大使 〉会談大橋外務次官	南京政府の実情に関する梅思付 記 昭和十五年十月十日、作成者	松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	付 記 右共同コミュニケ	ハイフォン碇泊軍艦子ノ日宛(電報)松岡外務大臣より	対中新規借款に関する米国政付 記 昭和十五年十二月一日付、特	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より
が西原少将らに表明について 友好的に協調したいとの希望をドクー総督な 不幸にして軍事衝突の発生を見たが今後は	令だされておらず香港政庁の誤解訂正方訓な設定されておらず香港政庁の誤解訂正方訓な	抗議について 保本軍によるハイフォン空爆をアンリ大使	平および周仏海の内話	南京政府の最近の実情につき報告な	ているとの情報等報告 ピルマルート再開に重慶政権が躍起となっ	が英国に対し再開を要請したとの報道報告はビルマルート再開が不可欠であり重慶側と米中借款の担保品たるタングステン輸出に		共同コミュニケの発表について 日本軍仏印領内進駐に関する日仏両国政府8	府発表	る新聞報道報告 ***********************************	し意見交換について 官に説明し中国問題をめぐる日英関係に関? 仏印問題に関するわが方立場を英国外務次
2974	3067	2973	1126	1126	3066	3066	2973	2972	2159	2158	1982

=	_	九		九	=		_			_	
580	333	1958		1957	579		332			331	
昭和15年10月2日	昭和15年10月2日	昭和15年10月1日		昭和15年10月1日	昭和15年10月1日		昭和15年10月1日			昭和15年10月1日	昭和十五年十
四 〇 五		五二四		特 情 五華 四府	四 〇 四						月
松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より		松岡外務大臣宛(電報)在香港岡崎総領事より	ビルマルート封鎖継続を英国で付 記 昭和十五年十月二日起草、松戸	松岡外務大臣宛(電報) 在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	右和平実現に向けた条件として付 記 昭和十五年十月二日		「日支和平基礎條件提示項目」二 昭和十五年十月二日	「對重慶和平豫備交涉準備要項」付記一 昭和十五年十月二日、外務省作成	外務、陸軍、海軍三省協議決定	
条約交渉妥結に関する阿部大使の報告	めぐる汪兆銘の見解についてや日本の中国共産党対策など事変解決策をる三国同盟成立が対重慶和平にもたらす影響	について いない旨を香港政庁へ注意喚起会設定されていない旨を香港政庁へ注意喚起会	政府に説示方訓令	紙が報じている旨報告 おけていると米国	条約交渉妥結について	て銭側が松岡外相に提出した意見	項実現をめざした銭永銘と西義顕との合意事[実現をめざした銭永銘と西義顕との合意事]南京政府と重慶政権の合流による日中和平			「對重慶和平交涉ノ件」	
1129	582	3069	3068	3067	1128	581	579	578	578	576	

П 13 2	ポント										
九	七			九	九			六	九	八	六
1961	1677			1960	1959			1448	1879	1734	1447
昭和15年10月10日	昭和15年10月9日			昭和15年10月8日	昭和15年10月8日			昭和15年10月8日	昭和15年10月7日	昭和15年10月3日	昭和15年10月2日
	五六一			八〇一	一六七一			一 六 四	一公 八機 ○密		一五八七
	松岡外務大臣宛(電報)在天津武藤総領事より	付 記 右口上書和訳文	別 電 昭和十五年十月八日発松岡	在英国重光大使宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	「米國ノ對日經濟措置及援蔣借款二 昭和十六年二月十日現在	「對米外交ニ關スル試案」付記一 昭和十五年十月八日作成、	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より	松岡外務大臣宛在ハノイ鈴木総領事より	興亜院会議決定	松岡外務大臣宛(電報)在米国堀内大使より
に対する松岡外相談話 ビルマルートを再開する旨の英国首相演説5	価値高騰について 2 天津英租界当局が一切の納入金を中国連合 2 アネール 2 アルール 2 アルー	: :: :3074	日発松岡外務大臣より在英国重光大使宛第八〇二号3	いて 了後更新しない旨クレーギー大使通告につ3073 援蔣ルート封鎖に関する日英協定は期間満	べき旨英国外務次官通報についてりビルマルートの処置を東京で急ぎ折衝すの英国政府は三国同盟への対応を審議中であ	將借款一覽表」 2441	作成局課不明 	申入れについて 半国の屑鉄禁輸措置に対し国務長官へ抗議8	点報告 仏印軍事協定の締結経緯につき気付きの諸5	「上海租界對策」 2791	検討中との米国紙報道報告 2438 米国が屑鉄禁輸に続き生糸輸入禁止などを 2438

九	九	九	九	九		九	九	Ξ	九	八	九
1970	1969	1968	1967	1966		1965	1964	844	1963	1735	1962
昭和15年10月19日	昭和15年10月18日	昭和15年10月18日	昭和15年10月18日	昭和15年10月17日		昭和15 年10 月16	昭和15年10月16日	昭和15年10月16日	昭和15 年10 月15日	昭和15年10月15日	昭和15年10月11日
五六九	= = =	五六八	五六七			五六〇	欧 一二普 三通	二八四	五 五 八	二 七 一	五五〇
松岡外務大臣宛(電報)在香港岡崎総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	在本邦クレーギー英国大使 } 会談大橋外務次官	別 電 昭和十五年十月十六日発在香	松岡外務大臣宛(電報) 在香港岡崎総領事より	在本邦英国大使館宛外務省より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在香港岡崎総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在香港岡崎総領事より
を香港民政長官提出について 援蔣軍需物資禁輸措置を継続する旨の覚書2	ク群がラシオを出発したとの諜報について82ビルマルート再開後最初の中国向けトラッ82	港民政長官声明の背後事情につき観測報告82援蔣軍需物資禁輸措置の継続検討中との香22	るとの香港民政長官声明について 30援蔣軍需物資禁輸措置の継続を検討中であ81	に対しわが方見解通告について 307番港政庁の援蔣軍需物資禁輸措置解除通報9	:港岡崎総領事より松岡外務大臣宛第五六一号9	いて 30年 1日	ていとの英国通告に対するわが方見解につい307接蔣ルート封鎖協定を期間満了後更新しな	に了解成立について 151条 東中新米調達に関し総軍と南京政府との間16	ついて日以降は続行しない旨香港民政長官通報に307日以降は続行しない旨香港民政長官通報に307日以降は続行しない旨香港経由援蔣軍需物資禁輸措置を十月十八	局との協議結果について 上海仏租界特区法院の接収をめぐる仏国当22	無をめぐる香港民政長官との会談について30香港経由援蔣軍需物資禁輸措置の期限の有6

	•				九		九	九	九	九
			334		1975		1974	1973	1972	1971
			昭和15年11月7日		昭和15年11月4日	昭和十五年十	昭和15年10月21日	昭和15年10月21日	昭和15年10月20日	昭和15年10月19日
			八〇二		三九	月	三六		二九四	五七〇
対重慶和平に関するわが方方針追報三 昭和十五年十一月九日起草、松岡外	日ソ国交調整および対重慶和二 昭和十五年十月九日起草、松	「新國民政府ノ承認ト三國同盟付記一 昭和十五年十月二十六日、外	在独国来栖大使宛(電報) 松岡外務大臣より	日本軍用機の香港上空飛行お 公信 いる年 日本年十一月七日付在本	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より		松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井領事より	大橋外務次官宛在本邦クレーギー英国大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在香港岡崎総領事より
2針追報 - 松岡外務大臣より在独国来栖大使宛電報案 .	@和平に関する独国政府の意向探査方訓令  松岡外務大臣より在独国来栖大使宛電報案	P盟條約締結ニ就テ」 外務省作成	入れについて 推進に向け独国政府の尽力方同国大使に申: わが国の南京政府承認を前に対重慶和平の	4よびビルマ領内爆撃に対する抗議・1・1邦クレーギー英国大使より松岡外務大臣宛半・1	て物資輸送は続行されているとの情報について物資輸送は続行されているとの情報について		軍空爆の効果につき情報報告、メコン橋梁などビルマルートに対する日本.	通報での援蔣軍需物資禁輸措置は続行される旨を後蔣ルート封鎖協定は満期終了したが香港	りにつき情報報告 ビルマルート再開に対する重慶側の熱狂振.	てのた経緯に関する香港民政長官内話について経緯に関する香港民政長官内話について
588	586	585	584	3087			3086		.i. 3084	3083

			_	Ξ	五	五	_	八	Ξ	八	Ξ	八
			336	582	1096	1142	335	1738	581	1737	845	1736
			昭和15年11月29日	昭和15年11月28日	昭和15年11月23日	昭和15年11月20日	昭和15年11月13日	昭和15年11月11日	昭和15年11月9日	昭和15年11月8日	昭和15年11月8日	昭和15年11月7日
			六七〇	五五五三	八三	一八三九		四八〇		二三七九		三七一
十一月二十日夜の西・田尻・は二 昭和十五年十一月二十一日付	十一月十八日夜の西・銭会談内	付記一 昭和十五年十一月(日付不明)、	松岡外務大臣宛(電報) 在香港矢野総領事より	松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在伊国天羽大使より	松岡外務大臣宛(電報)在英国重光大使より	御前会議決定	松岡外務大臣宛(電報) 在南京日高大使館参事官より	松本条約局長宛在南京日高大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	閣議決定	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より
田尻・銭会談内容に関するメモー日付	内容 .	在香港矢野総領事より松岡外務大臣宛電報	てである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	汪兆銘の国民政府主席就任について・	ソリーニ伊国首相との意見交換について事変処理および日ソ国交調整に関するムッ.	度に関し英国外務次官と意見交換について、ビルマルート再開後における英国の対中態	「支那事變處理要綱」	銘がわが方へ謝意表明について上海仏租界の特区法院接収実現に関し汪兆.	高参事官報告 日満華共同宣言案の三国間協議に関する日.	上海仏租界特区法院の接収完了について ・	「對支經濟緊急對策」	について 上海仏租界特区法院接収を仏国側原則応諾.
: 595	: 59	4	592	: 1133	: 1892	: 1984	: 590	.: 2794	: 1130	: 2794	: 1516	.: 2793

		五	二	-	二		Ξ			二	二	二
		1296	588	337	586		587			585	584	583
		昭和15年12月10日	昭和15年12月8日	昭和15年12月6日	昭和15年12月	昭和十五年十	昭和15年11月30日			昭和15年11月30日	昭和15年11月30日	昭和15年11月30日
		九〇九	六〇四			一月	五七六					
テートメント 二 昭和十六年四月二十六日付	右借款に関する英国外務次官6付記一 昭和十五年十二月十一日付、1	松岡外務大臣宛(電報) 在英国重光大使より	松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より			松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より	日華基本条約成立に対する二 昭和十五年十二月一日付	日華基本条約および日満華 付記一 昭和十五年十一月三十日		共同宣言	条約
ートメント 幣安定資金供与に関する米中協定・英中協定調印に際し発出された各ス…和十六年四月二十六日付、ワシントン発同盟電報	宗官の議会答弁	官より通報について 英国政府の対中新規借款に関し英国外務次	いて 汪兆銘の訪日中止理由を褚民誼へ説明につ	具申 専京政府承認後の事変処理方策につき意見	復命報告書の抜粋 日華基本条約の交渉経緯に関する阿部大使		を汪兆銘希望について 日華基本条約の成立を踏まえ速やかな訪日	ハル米国務長官の声明	華共同宣言成立に関する情報部長談話	関する日本政府公表 日華基本条約および日満華共同宣言成立に	日満華 共同宣言	日華基本条約 :::
: 2161	: 2160	: 2160	: 1162	: 596	: 1147		: 1162	: 1146	: 1144	: 1144	: 1143	: 1134

Ξ	二		Ξ		二	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ
852	591		851		590	589	850	849	848	847	846
昭和16年1月8日	昭和16年1月8日		昭和16年1月4日	昭和十六年一	昭和15年12月28日	昭和15 年12 月24	昭和15 年12 月21	昭和15年12月20日	昭和15年12月17日	昭和15年12月14日	昭和15年12月11日
三五五	支大秘七		九	月	六八〇	六六七		六五一	六二四	六九九	六〇九
松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛在中国本多大使より	「靑木顧問ノ身分地位ニ關スル件」付 記 昭和十六年二月四日、閣議諒解	松岡外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より		松岡外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在南京日高大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報) 在張家口渡辺総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在南京日高大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報) 在南京日高大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報) 在南京日高大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報)阿部中国派遣大使より
報告 中央儲備銀行開業に関する重慶側報道振り23	信任状捧呈式の状況報告1164	ル件」 1522	銘要請について 全国経済委員会への日本人顧問推薦方汪兆1521		信任状捧呈式の終了報告1164	話について おについて 116の日本および南京政 中国における独国官民の日本および南京政 1163	て 場に何ら変化がない旨蒙疆銀行発表につい152中央儲備銀行が設立されても蒙疆銀行の立 152	いて 中央儲備銀行法および関連法令の発表につ 1520	ついて 中央儲備銀行設立に際し日中間覚書調印に20	中央儲備銀行設立に関する準備状況報告519	顧問の招聘を熱望について 汪兆銘が経済委員会設置案を披瀝し日本人18

□ 1/1 3	<b>糸</b> フト										
五	Ξ		Ξ			Ξ		二	二		_
1097	854		853			687		593	592		338
昭和16年2月9日	昭和16年2月4日	昭和十六年二月	昭和16年1月31日			昭和16年1月30日		昭和16年1月25日	昭和16年1月23日		昭和16年1月21日
八七	六三		六八					五三	四 七		
松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報)在香港矢野総領事より		松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	「徳王應待要領ニ關スル件」付 記 昭和十六年二月十二日、東亜日	別 電 昭和十六年一月三十日発松岡3	在南京杉原総領事宛(電報)松岡外務大臣より	右閣議決定 右閣議決定	松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報)在伊国堀切大使より	松岡外相議会答弁概要「重慶2付 記 昭和十六年一月三十日	
に関する内話要領についてった重慶の状況や事変をめぐる仏国の立場…った重慶が開から帰還したコスム仏国大使が語	報告 から できます かっぱい かっぱい かっぱん かられる かられる かられる かられる かられる かっぱん かいかい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが		いて 華中新米調達協定の南京政府履行状況につ	局第一課作成	外務大臣より在南京杉原総領事宛第一三号	の対応振り通報 め徳王が訪日を希望しているところ興亜院… 蒙古独立に対する日本側意向を確認するた	:	懸念について が中国における運動に与える影響を汪兆銘… 東亜連盟運動に関する日本政府の閣議決定	き伊側説明について 南京政府承認問題に対する独伊の立場につ	「重慶政權ノ合流ハ時期到來セズ」	第七十六回帝国議会における松岡外相演説…
: 1894	: 1525		: 1524	: 1280	: 1280	: 1279	: 1169	: 1168	: 1168	: 603	: 597

		九		Ξ	Ξ			八	五.	-
		1976		856	855			1739	1098	339
		昭和16年3月8日		昭和16年3月8日	昭和16年3月5日	昭和十六年三月		昭和16年2月28日	昭和16年2月28日	昭和16年2月25日
		合五 一 〇		一三九		三月		二六九	普通五八九	郵三
右照会に対する英国政府回答通報二 昭和十六年三月十日付在本邦クレ	「重慶緬甸共同戰線牽制ニ關ス付記一 昭和十六年三月三日、東亜局佐	領事他宛(電報) 在英国重光大使、在ラングーン福井総松岡外務大臣より	別 電 昭和十六年三月八日発在中国	松岡外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	松岡外務大臣宛(電報)在中国本多大使より		お 一 大 要請内容 一 一 大 一 一 大 一 一 一 八 日 発 上 一 大 一 二 十 八 日 発 上 一 、 一 に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より
1通報 2000年1月1日 3089 1038 1038 1038 1038 1038 1038 1038 1038	- 關スル件」3088	のいて 外務次官よりクレーギー大使へ真偽照会に88 重慶側軍隊のビルマ進駐の情報に関し大橋 308	[本多大使より松岡外務大臣宛第一四○号8	徐良外交部長要請について 外米緊急輸入計画に対する日本側の協力を7	天し米穀問題へのわが方善処を要望につい1525天し米穀問題へのわが方善処を要望につい1525		上海堀内総領事より松岡外務大臣宛第二七○2796	合の必需品輸送に関し考案方要請について27上海租界当局より日英米間に戦争勃発の場55	び談話要旨報告 どに関するUP通信極東支配人の通信およ95 カリー米国特使の使命や対重慶援助問題な	内争発生の情報について 新四軍問題を契機に国民党と共産党の間に605

日何?	<b></b> 祭り										
_	九	五.	五.	Ξ	九	五.	九	九		Ξ	六
340	1980	1143	1100	857	1979	1099	1978	1977		688	1449
昭和16年3月24日	昭和16年3月20日	昭和16年3月18日	昭和16年3月18日	昭和16年3月18日	昭和16年3月17日	昭和16年3月15日	昭和16年3月13日	昭和16年3月10日		昭和16年3月10日	昭和16年3月9日
一 七 七		一 五 七	五六	三八〇	三六九	一 六 五	蓋	五三		二七	三四四
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在上海堀内総領事より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在上海堀内総領事より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在上海堀内総領事より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在北京土田大使館参事官より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン福井総領事より	松岡·徳王会談概要 昭和十六年三月十日発松岡外務大臣	在張家口渡辺総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報)在米国野村大使より
について 国共内争問題に関する汪兆銘との意見交換606	米中三国秘密協定成立に関する諜報報告22ビルマルートの輸送力増強を主眼とする英22	する在中国英国大使の内話について 1986年中国問題をめぐる英国の対日態度などに関986重慶空爆の被害状況、重慶政権の抗戦意識、	る伊国大使の内話について 1899 1890 1890 1890 1890 1890 1890 1890	方協力の実施案決定について 1528南京政府の外米緊急輸入計画に対するわが8	成立の諜報報告 重慶軍のビルマ進駐に関する中英軍事協定1	関する独国代理大使の内話について 1898年慶和平工作や南京政府承認問題などに88	置実施方関係機関で協議決定について 3091年 (1947年)の関係機関で協議が資輸移出禁止措3091年 (1947年)の軍需資材再輸出を防止するため 1947年 (1947年)の軍需資材再輸出を防止するため 1947年 (1947年)の軍需資材再輸出を防止するため 1947年 (1947年)の1947年	重慶軍のビルマ進駐に関する諜報報告90	務大臣より在張家口渡辺総領事宛第二八号1284	徳王訪日時の接遇振りにつき通報3	などハワード内話について 2世解されない点が日米関係の最難関である44東亜新秩序構想の趣旨が不明確で米国人に 1

					九	_		九		_
344	594	1101	343		1982	342		1981		341
昭和16年4月12日	昭和16年4月11日	昭和16年4月8日	昭和16年4月8日		昭和16年4月7日	昭和16年4月5日		昭和16年4月2日	昭和十六年四月	昭和16年3月28日
五		一 九 九			五三八	二〇六		八三	, •	一 九 四
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在北京土田大使館参事官より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在仏国原田臨時代理大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	石禁止品目 第五三九号 明和十六年四月七日発在上海:	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在上海堀内総領事より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	別 電 昭和十六年四月三日発在ラングー別 電 昭和十六年四月三日発在ラングー	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在ラングーン福井総領事より		近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より
告 「 皆 弱山が帰順の条件を提示したとの情報報2	具申日の申入れある場合には受諾すべき旨意見1170年入れある場合には受諾すべき旨意見1170年	国外務当局へ注意喚起について任すれば日本の対仏世論を刺激すべき旨仏994仏国が新たに任命した駐華大使が重慶に赴	て 重慶政治情勢に関する汪兆銘の観測につい 611	.堀内総領事より近衛臨時外務大臣事務管理宛 3095	置を上海海関実施について 309年 309年 309年 309年 309年 309年 309年 309年	との褚民誼内話について 識には中国の現地実情と相当の乖離がある610事変解決への楽観的期待など日本内地の認	につき財政的全責任を英本国政府が引受ける3093グーン福井総領事より近衛臨時外務大臣事務	窺わせる諸情報報告 30つかることを 300のであることを 300のである 3000である 3000でのである 3000である 3000でのなる 3000で		外政機構整備統合問題に関し意見具申608

H 13 >	11 2 1										
_		九	Ξ	二							
352	351	1983	689	595	350	349		348	347	346	345
昭和16年4月27日	昭和16年4月24日	昭和16年4月23日	昭和16年4月22日	昭和16年4月17日	昭和16年4月16日	昭和16年4月16日		昭和16年4月16日	昭和16年4月15日	昭和16年4月14日	昭和16 年 4 月14 日
二六三		六八〇		四四四	三五九				五七	1 11111111	五 八 九
松岡外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	松岡外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在広東高津総領事より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在北京土田大使館参事官より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	別 電 昭和十六年四月十六日発在中7	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在北京土田大使館参事官より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在中国本多大使より	近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)在上海堀内総領事より
振り請訓 対重慶工作実施に当たっては南京政府に了 対重慶工作実施に当たっては南京政府に了	各方面に及ぼす悪影響につき考慮方具申 11輪靖純の活動など無統制な対重慶工作が9	つき請訓 おり おり おり おり おり おり は かり は かり は かり は かり がり がり がった どい マ・仏印等への 接上海海関が実施したビルマ・仏印等への接 かり	て 福建華僑工作に関する現地軍の要望につい84	汪側より訪日希望申入れについて171	の内話情報報告 618場 13 日本 618	弱化しないとの汪兆銘観測について 617中立条約はソ連と重慶政権の関係を薄7	国本多大使より近衛臨時外務大臣事務管理宛616	いて 日ソ中立条約に関する宣伝要項の作成につ616	き報告 日ソ中立条約に関する華北方面の反響につ615	につき報告 日ソ中立条約に対する南京政府要路の評価4	っているとの情報について作は重慶政権に日本の弱腰を示す結果とな31汪兆銘下野を条件とする山崎靖純の和平工

二	_	二	_	_		三	三	Ξ	_	
597	356	596	355	354		692	691	690	353	
昭和16年5月9日	昭和16年5月9日	昭和16年5月6日	昭和16年5月5日	昭和16年5月1日	昭和十六年五月	昭和16年4月29日	昭和16 年4 月28	昭和16年4月28日	昭和16年4月28日	
七六八	七六九	二九四		二七九	月	二七〇	二七二	二七一	<u></u> 	
松岡外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より		松岡外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より		松岡外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より	松岡外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	松岡外務大臣宛(電報)在香港矢野総領事より	別 電 昭和十六年四月二十七日発在中
より報告 致の試案を作成した旨帰朝予定の本多大使2 南京政府の強化に関し現地陸海軍と意見一 1172	多大使から注意喚起について行動は慎むよう井上興亜院連絡部次長に本629対重慶工作のような南京政府育成上有害な	にある旨汪兆銘強調について 112の協議71	をめぐる関係省間の協議概要務省が作成した「對支緊急施策要綱(案)」623「支那事變處理要綱」の実施振りに鑑み外	振り報告 対重慶工作に関する周仏海質疑につき応答622		止するよう南京国民政府要望について 128条漢謀の幕僚による西南政府樹立運動を制 55	いて 政府の心配を除去するよう尽力方要望につ85 民政府当局を刺激・困惑させているため同85 蒙疆自治運動や西南政府樹立運動が南京国	でで、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	関する情報報告 日ソ中立条約成立をめぐる重慶政権動向に621	- 中国本多大使より松岡外務大臣宛第二六四号9

六	_	-		六	_	-	Ξ	-	Ξ	九	
1451	361	360		1450	359	358	858	357	693	1984	
昭和16年6月2日	昭和16年6月2日	昭和16年6月2日	昭和十六年六月	昭和16年5月30日	昭和16年5月24日	昭和16年5月23日	昭和16年5月22日	昭和16年5月19日	昭和16年5月16日	昭和16年5月14日	
八 九 四	一 四 七機 一密	一 九 一	月	八二	三三七				一七〇	二九	
松岡外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在広東高津総領事より		松岡外務大臣宛(電報) 在漢口田中総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より		松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在広東高津総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在ラングーン磯野総領事より	「本多大使ニ對スル囘答案」付 記 昭和十六年六月十一日、興亜監
信の報道と重慶側反響につき報告 2448 248 248 248	ールの内話情報報告 重慶方面などを視察した米国人記者スティ4	告 会漢謀および李品仙への懐柔工作につき報 633		報告 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 5 4 3 5 4 5 5 5 5	関する独国側との意見交換について 632スチュワートを通じた米国の和平斡旋説に2	南京政府の育成強化に関する外務省方針案630	について 1529年票高騰に関しわが方の善処を汪兆銘要請29	汪兆銘に説明について 対重慶工作に関する日本政府の対応方針を630	観測報告 インス は できます できます おり できます できます できます できます は 経済的に困難との286 できません は は できます は かいま は できます は できます は できます は できます は できます しょう は は しょう は は しょう は しま は しょう は は は は は しま は しょう は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	独立気運などに関する観測報告 3097年以下人の英国および中国に対する反感や97	· 班院連絡委員会諒解 1173

=	六	二	_		=	=		五.		二	六
602	1453	601	362		600	599		1102		598	1452
昭和16年6月21日	昭和16年6月20日	昭和16年6月17日	昭和16年6月16日		昭和16年6月13日	昭和16年6月11日		昭和16年6月5日		昭和16年6月5日	昭和16年6月3日
	一 六 九機 四密	六 九 九	三九九		合一二五一			九 一 五		三六一	九〇六
興亜院会議申合	松岡外務大臣宛在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在独国大島大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	汪訪日に関する発表内容 使他宛合第一二四九号 田和十六年六月十三日発松岡	(電報) 在英国重光大使、在米国野村大使他宛松岡外務大臣より		別 電 昭和十六年六月五日発在上海	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	右要網 二号 二号 田和十六年六月五日発在中国	松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より
「國民政府ニ對スル借款供與方ニ關スル件」1183	報道報告 米国の対日世論が急激に硬化しているとの9	申入れ方請訓 申入れ方請訓 1182	順条件について 日本軍が李済深に示した帰636	外務大臣より在英国重光大使、在米国野村大 1182	汪訪日に関するわが方宣伝方針について1181	ル應對要領」 単亜院連絡委員会諒解の「汪精衞氏ニ對ス77	堀内総領事より松岡外務大臣宛第九一六号1901	の入手方工作について出許可を条件として高オクタン価ガソリン1900スタンダード石油に対し灯油の中国奥地搬	日高臨時代理大使より松岡外務大臣宛第三六117	ついて 11 15 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	意があるとの米国声明への反響について 24中国の平和回復後に治外法権を撤廃する用48

		=	=	=	=	=	=	_	=	=	=	_
366	365	611	610	609	608	607	606	364	605	604	603	363
昭和16年6月30日	昭和16年6月30日	昭和16年6月29日	昭和16年6月27日	昭和16年6月27日	昭和16年6月27日	昭和16年6月26日	昭和16年6月26日	昭和16年6月24日	昭和16年6月23日	昭和16年6月23日	昭和16年6月23日	昭和16年6月23日
二 六		八 〇 五	四 一 〇	七八九	六〇五	七八三	四 〇 七	一〇七六	四 一 四	四三三		四 一 五
松岡外務大臣宛(電報) 在漢口田中総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在独国大島大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在伊国堀切大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在独国大島大使より	在上海堀内総領事宛(電報)松岡外務大臣より	松岡外務大臣宛(電報) 在独国大島大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在伊国堀切大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国中村臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国中村臨時代理大使より		松岡外務大臣宛(電報) 在中国中村臨時代理大使より
の観測報告 638	のUP電報告 のUP電報告 638	使選定に関し意見具申 独国の承認後における南京政府の新駐独大88	伊国の南京政府承認決定について1188	等に関し独国外務次官より説明について 118三国同盟加入国による南京政府承認手続き87	いて 南京政府に対する三億円借款供与決定につ87	独国の南京政府承認決定について1186	いて 伊国政府に対し南京政府承認方申入れにつ86	対応を協議したとの諜報報告 18度政権が緊急会議を開催し独ソ開戦への637	側満足を表明について 118日に対する日本側歓待振りに南京政府85	汪訪日に関する報道振り報告1185	近衛首相と汪兆銘による日華共同声明1184	失ったとの見解を南京政府へ披瀝について7名以り開戦により重慶政権は援助国の一つを7

_	二	二	_	二	二	二		=		三	二
368	618	617	367	616	615	614		613		694	612
昭和16年7月6日	昭和16年7月5日	昭和16年7月5日	昭和16年7月5日	昭和16年7月4日	昭和16年7月2日	昭和16年7月2日		昭和16年7月1日	昭和十六年七	昭和16 年6月30日	昭和16年6月30日
六五	八 四 一	四三七	六四	四 五 四		三三六		四 四 一	月		四二八
松岡外務大臣宛(電報) 在太原田中総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在独国大島大使より	松岡外務大臣宛(電報)在北京土田大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報)在太原田中総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国中村臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報)在仏国加藤大使より	別 電 昭和十六年七月二日発在中国· 二号	松岡外務大臣宛(電報) 在中国中村臨時代理大使より		松岡外務大臣宛(電報) 在張家口渡辺総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国中村臨時代理大使より
いて 者が出る見込みとの田中兵務局長内話につ40 閻錫山の帰順には李済深など各方面で共鳴	府の意向について 前京政府との通商条約締結に関する独国政94	進への要望に関する対策考究方具申 119年 東京政府承認後における独国の華北権益増94	閻錫山が帰順条件の細目提示について639	により決定するとの汪兆銘意向について 119家京政府の在外使臣の人選は日本側の助言3	告 独伊等の南京政府承認に関する報道振り報2	ついて 南京政府の承認方仏国政府に対し申入れに11	. 中村臨時代理大使より松岡外務大臣宛第四四 1190	ついて 独伊による南京政府承認の汪宛書簡提出に90		報告 議し興亜院も承認しているとの情報128 蒙古自治邦の名称採用を現地要人のみの会	いて 新駐独大使選定に関する汪兆銘の意向につ9

日何?	終り										
_	_	<i>五</i> .		Ξ	_	_	Ξ	=	-	九	九
373	372	1103		620	371	370	859	619	369	1986	1985
昭和16年7月17日	昭和16年7月17日	昭和16年7月16日		昭和16年7月16日	昭和16年7月15日	昭和16年7月14日	昭和16年7月10日	昭和16年7月10日	昭和16年7月9日	昭和16年7月8日	昭和16年7月7日
四八六	一二七九	三四三		四 八 二	郵八	四 五 五	一二二七	四七〇	六八	三四	<u> </u>
松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在香港矢野総領事より	日本に対する南京政府の希望:付 記 昭和十六年五月十三日付周仏:	松岡外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在北京土田大使館参事官より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在中国中村臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報) 在太原田中総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン磯野総領事より	松岡外務大臣宛(電報) 在ラングーン磯野総領事より
兆銘への説明振り報告 近衛内閣総辞職および内閣改造に関する汪	郭泰祺の談話報道について 重慶政権は対日和平に応じる意図なしとの	英米中ソ四国軍事同盟説に関する情報報告	について   海行政院副院長より在中国本多大使宛書簡	について するための委員会設置を徐良外交部長提議 南京政府が日本側に希望する諸問題を調整	どに関する情報報告 独ソ開戦後における重慶政権の対米態度な	社員の内話報告 閻錫山帰順工作の進展振りに関する大林組	人通貨専門家の意見について本側は法幣攻撃工作を止めるべきとの米国本側は法幣攻撃工作を止めるべきとの米国	承認を汪兆銘希望について 対華僑工作の観点より仏国による南京政府	る見込みについて 閻錫山の帰順条件細目を軍側は全面応諾す	準備が活況を呈しつつある旨報告ビルマルートにおける援蔣軍需物資の輸送	告 当日 一日 一日 日本
645	644	1902	1196	1196	642	641	1530	1195	641	3099	3099

	Ξ	二	五.	五.	六				_	六
	860	621	1105	1104	1455				374	1454
	昭和16年7月26日	昭和16年7月26日	昭和16年7月23日	昭和16年7月22日	昭和16年7月20日				昭和16年7月20日	昭和16 年7 月7日
	一三五八	五一九	三九	四 六 五	0 -				四九四	一二七八
米国の資産凍結令発動に対し付記 昭和十六年七月二十六日発及	豊田外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	在英国上村臨時代理大使宛(電報)豊田外務大臣より	豊田外務大臣宛(電報)在北京土田大使館参事官より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	右公表用の汪宛近衛メッセージ 五号 昭和十六年七月二十二日発豊田外務	右メッセージ交換の公表につい四号 昭和十六年七月二十二日発豊田	右メッセージに対する汪返信別 電 昭和十六年七月二十日発在中	豊田外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	松岡外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より
に中国において執るべき対処方策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中について 対応策を現地関係機関で検討53米国の対日資産凍結令発動に対し中国にお 15	にあてたいとの汪兆銘申し出について 120円借款の今年度割当分を専ら武器購入2	衝突の機会を作らんと策動中との情報通報190重慶政権が英ソ協定を極東に適用して日英55	を中独間に認めるべきではない旨意見具申 19ではない皆意見具申 19では、一次の一般では、一次の一般では、一次の一般では、一次の一般では、一次の一般では、一次の一般では、一次の一般では、一次の一般では、	ラチモアの重慶到着について2451	·ジ 田外務大臣より在中国本多大使宛電報第三○ 646	・いて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 国日高臨時代理大使より豊田外務大臣宛第四 - 646	ッセージ手交について 内閣改造を説明した近衛総理の汪兆銘宛メ645	活発化したとの情報報告 245年の香港 245年の1月前により重慶政権の対英米ソ外交工作が 245年 245年 245年 245年 245年 245年 245年 245年

日刊第	<b>系</b> 5										
六	Ŧī.			五	Ξ	五			Ξ	六	Ξ
1457	1226			1225	863	1224			862	1456	861
昭和16年8月2日	昭和16年8月2日	昭和十六年八月		昭和16年7月31日	昭和16年7月31日	昭和16年7月30日			昭和16年7月30日	昭和16年7月28日	昭和16年7月28日
四二四四四	二九三	月		六二四	四三四四	一三九八			一三八九	三七二	五三三
豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在ハノイ林総領事より		ツツイラ号事件の概略 付 記 外務省作成「外交資料	豊田外務大臣宛(電報)在米国野村大使より	豊田外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	輸出許可品目 号 一 昭和十六年七月三十日発在上	輸出制限措置要領 号 昭和十六年七月三十日発在上	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在中国日高臨時代理大使より
を具申したとの情報報告 ラチモアが米国政府に対し重慶政権強化策3	報告 ツツイラ号事件への米国態度に関する論調 2087		日米交渉經緯ノ部」(昭和二十一年二月)より抜粋86	表明する対米通牒 2081年の遺憾の意を 2085年 2085700000000000000000000000000000000000	し漸次拡大していく方針について 153条 対日資産凍結に対応した輸出制限措置は無 153条 対日資産凍結に対応した輸出制限措置は無 153条 対日資産凍結に対応した輸出制限措置は無 153条 対日資産	に対し米国側抗議について 208年85	在上海堀内総領事より豊田外務大臣宛第一三九一 1537	在上海堀内総領事より豊田外務大臣宛第一三九〇 1536	置および輸出許可品目を協議決定について 153対日資産凍結への対応策として輸出制限措4	対日資産凍結令に関する各紙論調報告2451	京政府が協力方応諾について 対日資産凍結へのわが方対応措置に関し南4

	Ξ	Ξ	六	Ξ	五.	Ξ	Ξ	五.	Ξ	Ξ
375	869	868	1458	867	1107	866	865	1106	864	695
昭和16年8月19日	昭和16年8月17日	昭和16年8月16日	昭和16年8月13日	昭和16 8 月12 日	昭和16年8月8日	昭和16年8月7日	昭和16年8月5日	昭和16年8月4日	昭和16年8月4日	昭和16年8月4日
五 八 五	二七〇	二六九	四 〇 四	五六〇	一四七九	一四七四	五三〇	一四四六	一 四 四 七	一 四 〇
豊田外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	豊田外務大臣宛(電報) 在天津加藤総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在天津加藤総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在ニューヨーク森島総領事より	豊田外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報) 在北京土田大使館参事官より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在張家口渡辺総領事より
に関する内話報告 647年大使の重慶近況7	が方協力要請への各国回答振りについて 13ける一般的経済統制上の取締に関するわ54分日資産凍結への対応措置ないしは中国に 3	英独四国へ協力要請についておける一般的経済統制上の取締に関し仏伊54分日資産凍結への対応措置ないしは中国に2	米国の援蔣軍需物資輸出状況報告453	中 お田野響が憂慮されるので是正方意見具42 対日資産凍結に関連して芝罘や青島などで 15	るための根本方針設定方意見具申 1906年 1907年 1908年 1	出制限措置に関する米国領事の内話報告 154年 154年 154年 154年 154年 154年 154年 154年	国へ協力要請について 154日資産凍結への対応措置に関し独仏伊三40	あるとの情報報告 重慶における経済建設は英米人の掌握下に 1905	など本邦銀行関係者の観測報告に運用せしめんとする英米側の意図がある53対日資産凍結の背景に法幣安定資金を有効 9	につき軍側より通報について ま古自治邦の名称採用理由および実施方法88

11134:01										
	-	六	五.		_	五		Ξ		五.
378	377	1459	1109		376	1168		870		1108
昭和16年9月4日	昭和16年9月3日	昭和16年9月2日	昭和16年9月1日	昭和十六年-	昭和16年8月30日	昭和16年8月26日		昭和16年8月21日		昭和16年8月20日
四 四 五	六三三	三七九	三三四四	九月	機密一〇〇	一 五 九 四		二七八		三八
豊田外務大臣宛(電報)在香港矢野総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	豊田外務大臣宛(電報) 在ブラジル石射大使より	豊田外務大臣宛(電報) 在広東高津総領事より		豊田外務大臣宛在マカオ福井領事代理より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	右協力に関する天津仏租界当に付記 昭和十六年十月十六日発在天に	豊田外務大臣宛(電報) 在天津加藤総領事より	右申入れ案 昭和十六年八月二十日発在広東高	豊田外務大臣宛(電報)在広東高津総領事より
と米国側へ強調したとの情報報告決は米国の実質的援助に依頼するほかない649重慶政権が日米交渉の妥結を憂慮し事変解	渉の先行きに関する中国紙報道振り報告648近衛総理の対米メッセージをめぐる日米交8	を切望する旨意見具申不可能の事態に陥っており日米交渉の結実45事変解決は英米をも相手としなければ実現	カオ当局受諾について 1908年		和平打診に関する情報報告 648 144 144 145 145 145 145 145 145 145 145	との諜報報告での軍事合作を要望した2010年ソ軍事会議がチタで開催され重慶側が西での軍事会議がチタで開催され重慶側が西である。	局への具体的要望事項154    津加藤総領事より豊田外務大臣宛電報第三四5	を仏国側承諾についてける一般的経済統制上の取締に関する協力54対日資産凍結への対応措置および中国におれている。	東高津総領事より豊田外務大臣宛第三一九号8	入れ案を三省関係者で協議決定について 1907援蔣物資取締等に関するマカオ当局への申 1907

九	Ξ	_	-	-	_		Ξ	_	五	二	_
1987	872	384	383	382	381		871	380	1169	622	379
昭和16年9月23日	昭和16年9月23日	昭和16年9月19日	昭和16年9月16日	昭和16年9月16日	昭和16年9月16日		昭和16年9月13日	昭和16年9月12日	昭和16年9月6日	昭和16年9月6日	昭和16年9月5日
四六九	六六七	一七四六	六一	六六六	六五七		六 四 九	一七〇一	六〇三	四九二	六 一 九
豊田外務大臣宛(電報) 在香港木村総領事代理より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報) 在北京土田大使館参事官より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	「日支全面和平卜所謂國策會社付 記 昭和十六年十月十六日、外務	豊田外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報) 在満州国梅津大使より	豊田外務大臣宛(電報)在仏国加藤大使より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より
的立場を強めつつあるとの情報報告助問題において米国が英中両国に対し主導310ビルマルートの輸送力改善など重慶政権援	に新規合意成立について	について 65 国共関係調整のため蘭州で会議開催の情報65	て 日本軍と閻錫山の間に停戦協定調印につい65	李品仙帰順に関する南京での交渉状況報告65	李品仙帰順工作の進捗状況につき報告652	策會社ノ調整ニ關シ(未定稿)」 外務省作成 1546	絡部次長の各談話について エ中支那振興会社総裁と落合興亜院華中連44南京政府への国策会社移譲問題をめぐる児 5	告 日米交渉の先行きに関する各方面の論調報651	旨報告いるが諜報によれば大体事実と認められる201チタでの中ソ軍事会議をソ連側は否定して 1	の仏国政府意向について 南京政府承認の時期は慎重に決定したいと3	慶側の観測振り報告 日米交渉の先行きに関する南京側および重0

Ξ	_	Ξ	=	五.	_	_	_		Ξ		_	_
696	390	746	624	1170	389	388	387		623		386	385
昭和16年10月22日	昭和16年10月18日	昭和16年10月9日	昭和16年10月8日	昭和16年10月4日	昭和16年10月4日	昭和16年10月4日	昭和16年10月1日	昭和十六年七	昭和16年9月27日		昭和16年9月26日	昭和16年9月26日
六八七	七三五	一八六三	合二一三〇	一八二七	一八二〇	館長符号	館長符号	月	六八二		六七七	脱
東郷外務大臣宛(電報)在北京土田大使館参事官より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	豊田外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	在米国野村大使他宛(電報)豊田外務大臣より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より		豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	対日和平問題などに関する重度付 記 昭和十六年十月二日、東亜局に	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より	豊田外務大臣宛(電報)在中国本多大使より
長は軍容に変動なき旨言明について 128年政施行説の流布に関し北支那方面軍参謀8	路へ説示について 東条新内閣の対南京政府態度に関し南京要2	軍および興亜院関係者と協議について 136条税務司署の接収や各地海関把握の強化な 8	の悪化状況など最近の中国情勢について 120年京政府による在外使臣の任命や国共関係1	中ソ軍事協力交渉に関する情報報告201	的合作につき意見一致を見たとの情報報告66開州での国共調整会議において両派の全面1	書簡を送付したとの情報の真相確認方請訓 660近衛総理が影佐少将に託して汪主席に重要 660	について 日米交渉の詳細開示なきにより罷免方要望0		和問題への対応振りにつき報告 120名 15分割 15分割 15分割 15分割 15分割 15分割 15分割 15分割	- 慶政権近況	に関する周仏海内話報告 銭永銘を通じた南京政府の対重慶和平工作65	内示方請訓 日米交渉経緯につき65

Ξ	八	Ξ	_	_		_	_	Ξ	五.	六	Ξ
876	1740	875	394	393		392	391	874	1171	1460	873
昭和16年11月11日	昭和16年11月10日	昭和16年11月9日	昭和16年11月6日	昭和16年11月1日	昭和十六年十	昭和16年10月30日	昭和16 年10 月30 日	昭和16年10月28日	昭和16年10月25日	昭和16年10月24日	昭和16年10月23日
	二〇六四	七八三		一 一 六	月	一 一 五	七六六	一九七六	九六三	一 九 五 一	一 九 四 五
興亜院会議決定	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報)在中国本多大使より		東郷外務大臣宛(電報)在太原田中総領事より		東郷外務大臣宛(電報)在太原田中総領事より	東郷外務大臣宛(電報) 在中国本多大使より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より
緊急對策」 「對支通貨政策ノ整備强化ニ關スル當面ノ33	の反響報告 の反響報告 2796 2796 2796 2796 2796 2796 2796 2796	で東京政府に対する財政金融指導方針につい155年下落を念頭に置いた通貨対策委員会の2	意すべき諸点について 日米交渉「甲案」の中国撤兵問題中で特に注66	渉状況報告 事費および武器支給に関する閻錫山との交663		て 間錫山との間に停戦の細目協定調印につい66	銘内話について作が停頓のやむなきに至っているとの汪兆662日米交渉の先行き不透明によって閻・李工	入確保のため具体的施策検討方意見具申 155	に進捗しているとの諜報報告 2012年事協力交渉が英国の斡旋により順調2	米国の対重慶軍事支援に関する情報報告45	報告 法幣暴落の影響に関する消息筋の観測報道155

н 1	1 /// 2 /											
八	Ξ	=		八	=	八	=	八	-	=		Ξ
1744	877	628		1743	627	1742	626	1741	395	625		747
昭和16年11月27日	昭和16年11月26日	昭和16年11月23日		昭和16年11月22日	昭和16年11月22日	昭和16年11月21日	昭和16年11月18日	昭和16年11月17日	昭和16年11月17日	昭和16年11月15日		昭和16年11月13日
二六九	二 六〇	八二二		館長符号	八二	二一二六	八〇七			八〇四		二〇八五
東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	「國際危機發生ノ際ノ上海租界付 記 昭和十六年十一月十一日、東西	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より		東郷外務大臣宛(電報) 在中国日高臨時代理大使より	加 電 昭和十六年十一月十三日発在- 別 電 昭和十六年十一月十三日発在-	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より
在華米国海兵隊が撤退予定繰上げについて2802	た法幣資金欠乏の理由について755年中地方に深刻な金融逼迫傾向をもたらし7	南京政府の防共協定参加日時について1207	·租界措置要領(案)」2799	が方対処方針につき根本原則設定方請訓 2798国際情勢急転の場合の上海租界に対するわ88	独伊両国とともに申入れについて 1207年京政府に対し防共協定参加を希望する旨77	在華米国海兵隊撤退後の対策通告について797	につき請訓 相京政府の防共協定参加に関する宣伝振り06	通報について 2797年 金華米国海兵隊が上海撤退をわが方へ正式97	第七十七帝国議会における東条首相演説668	し汪兆銘は欣然参加の意思を表明について 1206 防共協定への参加に関するわが方打診に対66	上海堀内総領事より東郷外務大臣宛第二〇八 1369	対策具体案の決定について 非常時における中国海関機構ならびに人事88

	Ξ	Ξ	_	八				五.	_	_	九
	698	697	398	1745				1110	397	396	1988
	昭和16年12月3日	昭和16年12月3日	昭和16年12月3日	昭和16年12月2日	昭和十六年十二			昭和16年11月29日	昭和16年11月28日	昭和16年11月28日	昭和16年11月27日
	七六七	五一六	七六三	二九八	二月			特情 四三 三 百	二八三	二八一	三〇六
當リ執ルヘキ措置」 「國際情勢急轉ノ場合在支敵國人及敵國財產付 記 昭和十六年十二月四日、東亜局第一課作成	東郷外務大臣宛(電報)在北京土田大使館参事官より	東郷外務大臣宛(電報)在広東高津総領事より	東郷外務大臣宛(電報)在北京土田大使館参事官より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より		イツの日中全面和平工作に	付 記 昭和十七年一月十四日発在上	東郷外務大臣宛(電報)在ニューヨーク森島総領事より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	東郷外務大臣宛(電報) 在サンフランシスコ武藤総領事より
國人及敵國財產處理ニ伴ヒ帝國外務官憲ノ差129日第一課作成	へ指令すべき旨意見具申 大局的見地に基づいた方針を中央より現地29 国際情勢急転の場合の敵性権益接収につき	との協議内容報告	て ち方面軍および興亜院側と意見交換につい673 国際情勢急転の場合のわが方対処方針につ	建前を執るや否やにつき方針決定方請訓 280に上海共同租界占領の2		関する情報	海堀内総領事より東郷外務大臣宛電報第七九1	ドイツの対重慶和平提案に関する報道報告1909	る上海の報道振りにつき報告 日米交渉が最終段階に至ったとの感を強め2	遺したとの情報報告 寛向を聴取するため米国が重慶に使者を派671 日米交渉に関して経緯を説明し重慶政権の	進められているとの報道報告 3102

		_	_	_	六		八
		401	400	399	1461		1746
		昭和16年12月7日	昭和16年12月7日	昭和16年12月6日	昭和16年12月5日		昭和16 年12 月4日
		八六二	八六一		二二六		館長符号
敵国領事への事務停止方通告 六四号 二 昭和十六年十二月七日発在中	加電一 昭和十六年十二月七日発在中 別電一 昭和十六年十二月七日発在中	東郷外務大臣宛(電報)在中国日高臨時代理大使より	東郷外務大臣宛(電報)在中国日高臨時代理大使より	大本営政府連絡会議諒解	東郷外務大臣宛(電報)在上海堀内総領事より	上海共同租界特区法院接収に 号 昭和十七年二月二日発在上海	東郷外務大臣宛(電報) 在上海堀内総領事より
口案 - 1室日高臨時代理大使より東郷外務大臣宛第八 - 1975年国日高臨時代理大使より東郷外務大臣宛第八 - 1975年国日高臨時代理大使より東郷外務大臣宛第八	- 国日高臨時代理大使より東郷外務大臣宛第八 677	対策決定について 開戦の際の南京における敵国人関係具体的7	の詳細回示方請訓 676 開戦の場合に汪兆銘へ説明すべき開戦理由6	へキ措置」 二基キ國際情勢急轉ノ場合支那ニ於テ執ル67 「「帝國國策遂行要領ニ關聯スル對支措置」	海各紙報道振り報告 おおいかがら 日米戦争が近く到来すべしとの観測やシン 6	1関する経緯報告 2803年編内総領事より東郷外務大臣宛電報第二三八 2803年編内総領事より東郷外務大臣宛電報第二三八 2803年第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	進駐の必要はなき旨意見具申の敵性行動抑圧に協力するならば租界への280国際情勢急転の場合に仏租界当局がわが方